

第 1 1 章 給油取扱所の位置、構造及び設備の基準

形態別法令早見表

区分	危政令	危規則
屋外給油取扱所	17(1)	24の14～25の5
航空機給油取扱所	17(1)+(3)	26
船舶給油取扱所	17(1)+(3)	26の2
鉄道給油取扱所	17(1)+(3)	27
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)	27の2・27の3
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)	27の5
自家用給油取扱所	17(1)+(3)	28
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)	28
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)	28
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17(1)+(4)	28の2
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)+(4)	28の2の3
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)+(4)	28の2の3
自家用給油取扱所	17(1)+(3)+(4)	28の2の3
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	17(1)+(5)	28の2の5
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)+(5)	28の2の7
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)+(5)	28の2の7
自家用給油取扱所	17(1)+(3)+(5)	28の2の7
エタノール等の給油取扱所	17(1)+(4)+(5)	28の2の8
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)+(4)+(5)	28の2の8
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)+(4)+(5)	28の2の8
自家用給油取扱所	17(1)+(3)+(4)+(5)	28の2の8
屋内給油取扱所	17(2)	25の6～25の10
航空機給油取扱所	17(2)+(3)	26
船舶給油取扱所	17(2)+(3)	26の2
鉄道給油取扱所	17(2)+(3)	27
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(2)+(3)	27の2・27の4
自家用給油取扱所	17(2)+(3)	28
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(2)+(3)	28
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17(2)+(4)	28の2の2
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(2)+(3)+(4)	28の2の3
自家用給油取扱所	17(2)+(3)+(4)	28の2の3
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	17(2)+(5)	28の2の6
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(2)+(3)+(5)	28の2の7
自家用給油取扱所	17(2)+(3)+(5)	28の2の7
エタノール等の給油取扱所	17(2)+(4)+(5)	28の2の8
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(2)+(3)+(4)+(5)	28の2の8
自家用給油取扱所	17(2)+(3)+(4)+(5)	28の2の8

凡例… 9(1)①→第9条第1項第1号

第 1 給油取扱所の区分及び位置等（令 1 7）

1 給油取扱所の定義

専ら給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び旧設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所（以下これらの取扱所を「給油取扱所」という。）

- (1) 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量4,000 L以下のタンク（容量2,000 Lを超えるタンクにあつては、その内部を2,000 L以下ごとに仕切ったものに限る。ロについて同じ。）に注入する作業
- (2) 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000 L以下のタンクに注入する作業

（政令第 3 条）

「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものすべてが該当し、給油取扱所においてそれらの燃料タンク（トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された状態を含む。）へ直接給油することが認められる。

（令和 5 年 3 月 24 日消防令第 63 号）

ガソリンの詰替え等に関する事項については、以下のことについて遵守すること。

（令和 6 年 2 月 29 日消防令第 40 号）

- | |
|---|
| (1) 政令第 3 条第 1 号イの作業は、顧客が自ら行うことは認められず、危険物取扱者である従業員又はその立会いを受けた従業員が行うこと。 |
| (2) ガソリンを容器に詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと。 |
| (3) 軽油を車両に固定されたタンクへ注入する作業は、規則第 25 条の 2 第 2 号ホの注入管の先端をタンクの底部に着けた状態で行うこと。 |

上記は、基準を満たした構造のホース機器を有する固定給油設備であれば、当該固定給油設備に接続する専用タンクからガソリンの容器への詰替えが数量にかかわらず可能である旨を規定しているが、固定給油設備から軽油を容器に詰め替える作業は認められない。（法令改正時その需要が見込まれないとのことから認めていない。（パブリックコメントにおける消防庁回答））

2 給油取扱所の区分

給油取扱所は、その用途、構造、設備等により、次のように区分される。

- (1) 給油の対象となる自動車等による区分

給油取扱所	自動車用給油取扱所
	航空機用給油取扱所
	船舶用給油取扱所
	鉄道用給油取扱所

- (2) 給油取扱所の利用形態による区分

給油取扱所	営業用給油取扱所
	自家用給油取扱所

- (3) 給油取扱所の構造による区分

給油取扱所	屋外型		
	屋内型	一方開放型	上階他用途部分有り
			上階用途部分なし
		二方開放型	上階他用途部分有り
			上階用途部分なし

- (4) 給油設備等による区分

給油取扱所	一般的な給油取扱所
	天然ガス等充填設備を併設する給油取扱所
	水素充填設備を併設する給油取扱所
	メタノール等を取扱う給油取扱所
	顧客に自ら給油等を行わせる給油取扱所

4 給油取扱所（屋外・屋内）における危険物の取扱い等に係る留意事項

- (1) 給油取扱所（航空機、船舶、鉄道各給油取扱所及び顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。）における取扱いの基準は以下のとおりとする。（政令第 27 条第 6 項第 1 号）

- ① 自動車等に給油するときは、固定給油設備を使用して直接給油すること。
- ② 自動車等に給油するときは、自動車等の原動機を停止させること。
- ③ 自動車等の一部又は全部が給油空地からはみ出たままで給油しないこと。
- ④ 固定給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するときは、容器又は車両の一部若しくは全部が給油空地からはみ出たままでガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入しないこと。
- ⑤ 固定注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入するときは、容器又は車両の一部若しくは全部が注油空地からはみ出たままで灯油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入しないこと。
- ⑥ 移動貯蔵タンクから専用タンク又は廃油タンク等に危険物を注入するときは、移動タンク貯蔵所を専用タンク又は廃油タンク等の注入口の付近に停車させること。
- ⑦ 給油取扱所に専用タンク又は簡易タンク（以下この⑦及び⑧において「専用タンク等」という。）がある場合において、当該専用タンク等に危険物を注入するときは、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該専用タンク等に接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止すること。ただし、専用タンクに危険物を注入する場合において、総務省令（規則第 40 条の 3 の 3 の 2）で定める次の措置を講じたときは、この限りでない。

- ・ 専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとすること。
- ・ 専用タンクに接続する固定注油設備の注油ノズルは、容器が満量となったときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとすること。
- ・ 専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、専用タンクに貯蔵されている危険物と異なる種類の危険物が誤って注入されることを有効に防止することができる構造のものとすること。ただし、当該専用タンクを設ける給油取扱所及び当該移動タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物がいずれも一種類であって、かつ、同一である場合その他の保安上支障がないと認められる場合はこの限りでない。

イ 自動車等を当該専用タンク等の注入口付近に近づけないこと。

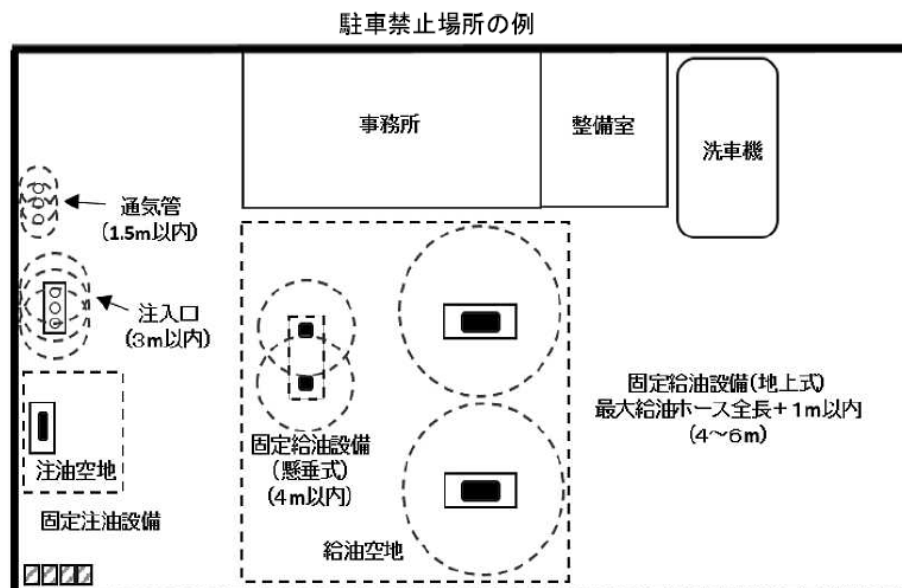
- ⑧ 固定給油設備又は固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンク又は簡易タンクの配管以外のものによって、危険物を注入しないこと。
- ⑨ 自動車等に給油するときその他の次に定めるときは、固定給油設備又は専用タンクの注入口若しくは通気管の周囲で次に定める部分においては、他の自動車等が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検若しくは整備又は洗浄を行わないこと。（規則第 40 条の 3 の 4）

ア 自動車等に給油するとき → 固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める距離以内の部分（規則第 25 条の 4 第 1 項第 3 号の自動車等の点検・整備を行う作業場及び第 4 号の自動車等の洗浄を行う作業場用途に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部を除く。）

自動車等に給油時の他の自動車等の駐車場所及び点検・整備・洗浄場所との離隔距離

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		4 m
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が 3 m 以下のもの	4 m
	最大給油ホース全長が 3 m を超え 4 m 以下のもの	5 m
	最大給油ホース全長が 4 m を超え 5 m 以下のもの	6 m

イ 移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するとき → 専用タンクの注入口から 3 m 以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離 1.5 m 以内の部分



※ 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にあって直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地内にあり係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。また、あらかじめ固定給油設備から4メートル以内の部分、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分及び専用タンクの通気管から1.5メートル以内の部分以外の部分に白線等で明瞭に区画された駐停車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には給油のための一時的な停車を除き当該駐停車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。
(昭和62年4月28日消防危第38号)

※ 自動車等の点検・整備又は洗浄には、クイックサービス（蒸気洗浄機、洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。）を含まないものであること。
(昭和62年4月28日消防危第38号)

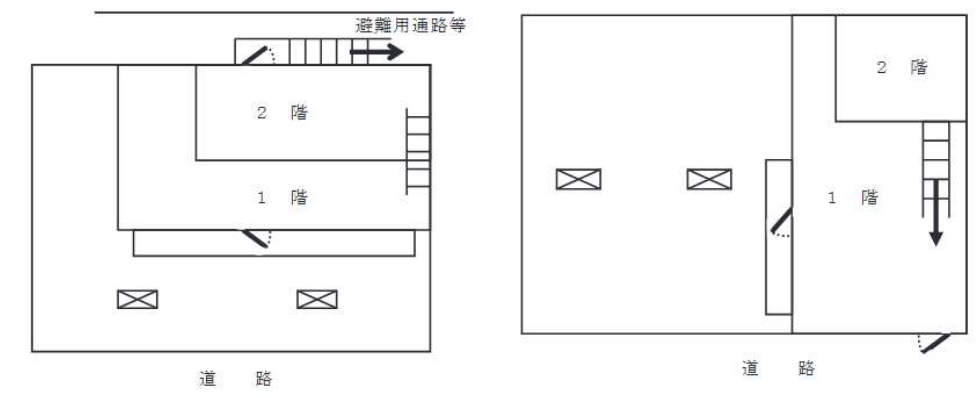
※ 指定数量未満の移動タンク車の保管場所とすることは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場所にするとは認められない。
(昭和62年6月17日消防危第60号)

- ⑩ 政令第17条第2項第9号の定める避難のための空地には、自動車等が駐車又は停車することを禁止するとともに、避難上支障となる物件を置かないこと。
- ⑪ 政令第17条第2項第9号ただし書に該当する屋内給油取扱所において専用タンクに危険物を注入するときは、可燃性の蒸気の放出を防止するため、規則第40条の3の5で定める可燃性蒸気回収装置により措置すること。
- ⑫ 自動車等の洗浄を行う場合は、引火点を有する液体の洗剤を使用しないこと。
- ⑬ 物品の販売その他、規則第25条の4第1項第6号に掲げる用途に係る業務は、政令第17条第1項第17号の建築物（給油取扱所の係員の者以外が出入りする建築物：屋内給油取扱所にあつては、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分）の1階（開口部に防火設備が設けられた壁等で区画された部分以外の部分を除く。）のみで行うこと。

ただし、次のア又はイにおいては認められる。

- ア 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階
- イ 建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）
- ※ 火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。
(規則第40条の3の6)

上記アの「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階」とは、建築物の2階から直接敷地外に通ずる屋外階段より避難することができる場合のほか、屋内階段で一旦1階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口（自動閉鎖式の特定防火設備）より避難することができる場合についても、これに該当する。
(平成31年4月19日消防危第81号 問8)



敷地外へ直接避難できる構造例

上記イの給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合には、以下の事項に留意すること。
(令和 2 年 3 月 27 日消防危第 88 号)

- 1 出火・延焼防止上の留意事項
 - ア 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸火等の火気を使用しないことや、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底すること。
 - イ 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。
 - ウ 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。
 - 2 危険物の取扱い作業上の留意事項

車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。
 - 3 火災時の避難に関する留意事項

火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導體制等に係る計画を策定すること。
 - 4 人・車両の動線に関する留意事項

物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。
- ※その他、「給油取扱所に関する参考資料の送付について」(令和 2 年 3 月 30 日付け事務連絡)を参照すること。

- ⑭ 給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。

係員以外の者を出入させないための必要な措置とは、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りる。

- ・ 規則第 40 条の 3 の 6 の 2 第 1 号の「係員以外の者を近寄らせないための措置」は、カラーコーン及びコーンバーによる進入防止等を想定したものであること。
- ・ 規則第 40 条の 3 の 6 の 2 第 2 号の「みだりに操作を行わせないための措置」は、保護カバーの設置又はノズルの施錠によるほか、電源遮断等を想定したものであること。
- ・ 規則第 40 条の 3 の 6 の 2 第 3 号の「係員以外の者を近寄らせないための措置」は、施設の利用に供さない部分への施錠等を想定したものであること。
- ・ 規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 の「緊急時の対応に関する表示」の内容としては、緊急連絡先、事故時の具体的な措置、指示事項等が考えられること。

- ・ 規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 の「保安のための措置」としては、規則第 40 条の 3 の 6 の 2 各号の具体的な措置のほか、次の事項を定めること。
 - (1) 不必要な物件が放置されないようにするための管理の徹底に関すること。
 - (2) 裸火の使用の禁止に関すること（災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。）。
 - (3) 消火器等の消防用設備等の適切な設置に関すること。
 - (4) 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保に関すること。
 - (5) 給油取扱所関係者が不在となる場合における火災予防上及び危険物の保安上の措置に関すること。
 - ※「火災予防上及び危険物の保安上の措置」としては、消火器等の追加設置、給油取扱所の事業者側における緊急時の対応に係る体制の確保、給油業務以外の利用者側における防火管理体制の確保、責任の所在の明確化等が考えられること。
- （令和 6 年 2 月 29 日消防危第 40 号）

給油業務が行われていないときの係員以外の出入りにあつては、原則として、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者による管理が必要であること。給油取扱所の所有者等と給油業務が行われていないときに出入りする者が異なる場合は、契約、覚書等によって防火管理及び施設等の管理責任を明確化すること。この場合においても、危険物保安監督者等が給油取扱所の危険物保安を行う必要があること。（令和 6 年 2 月 29 日消防危第 40 号）

祭礼やイベント等により一時的に給油取扱所を利用する場合は、あらかじめ利用用途及び利用者数を明確にした上で、規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 の「保安のための措置」を講じること。

また、火災予防条例（例）第 5 章の 2 「屋外催しに係る防火管理」の例により、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者からの届出に具体的な措置等を明記すること。（令和 6 年 2 月 29 日消防危第 40 号）

- ⑮ 顧客に自ら自動車等に給油させ、又はガソリン、灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせ、若しくは車両に固定されたタンクに注入させないこと。
- (2) 自動車等の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこと（政令第 2 4 条第 2 号）とされていることを踏まえ、次によるものとする。（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
 - ① スパークプラグテストによる点検は、建築物内で、かつ、床面から 6 0 センチメートル以上の高さの位置で行うものとする。
 - ② バッテリー充電は、充電の際の端子接続位置が、建築物内の床面又は空地の舗装面から 6 0 センチメートル以上の高さとなる位置において行うものとする。
 - ③ このほか、火気を使用する方法又は火花を発生するおそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ、可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うものとする。
 - ④ オイルフィルター等の部品の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うものとする。
 - ⑤ 可燃性蒸気を発生するおそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、十分な換気を行うものとする。
- (3) 令第 2 7 条第 3 項第 1 号の規定によりガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録の作成をしなければならない。（規則第 3 9 条の 3 の 2）

なお、販売記録の作成等については、令和元年 1 2 月 2 0 日付消防危第 1 9 7 号「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」を参照すること。

※ 本人確認の際、顧客が当該証明書を持していない場合、2 種類以上の公的機関が発行する住所及び氏名を確認することができる書類を提示することをもって、本人確認を行うこととし

てよい。また、ガソリンを販売するため従業者が容器に詰め替え、顧客の住居等に配送する場合についても、顧客の本人確認等を行う必要がある。

(令和2年3月27日消防危第87号)

- (4) 給油取扱所においては、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜き取りを行うことができる。
(昭和62年4月28日消防危第38号)

- (5) 給油取扱所において、次の行為は行うことができない。

- ① 固定給油設備でガソリンを移動貯蔵タンクに注入すること。(タンクの容量には関係なし。)
(平成2年10月31日消防危第105号)
- ② セルフスタンドで、固定給油設備を用いて、顧客がガソリンを容器に詰め替えること。また、軽油についてもガソリンと同様に、固定給油設備を用いて、顧客が容器に詰め替えることはできない。
(平成10年3月13日消防危第25号)
- ③ 固定給油設備等を使用して、一日あたり軽油を容器へ1,000リットル以上注入する行為。
(平成20年3月31日消防危第59号、一部改正：令和6年2月29日消防危第40号)
- ④ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造すること。
(平成24年1月11日消防危第2号)

第2 屋外又は屋内の判定

1 屋内給油取扱所

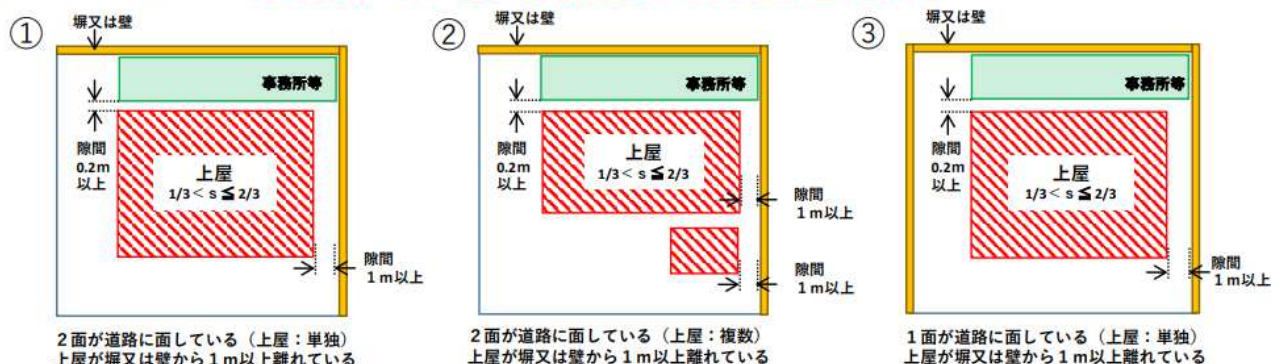
屋内給油取扱所とは、次のいずれかのものをいう。

- (1) 給油又は注油のための作業場が、すべて建築物内に設置されるもの
- (2) 建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積（以下この条において「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が3分の1を超えるもの（当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）とする。
(規則第25条の6)
- (3) 給油取扱所の用に供する床又は壁で区画された部分には、油庫、コンプレッサー室等も含まれること。
(平成6年3月11日消防危第21号)
- (4) 規則第25条の6中「火災の予防上安全であると認められるもの」については、以下の全ての事項を満たすものであること。（下図①～③参照）
なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと。（下図④、⑤参照）
(令和3年7月21日消防危第172号)

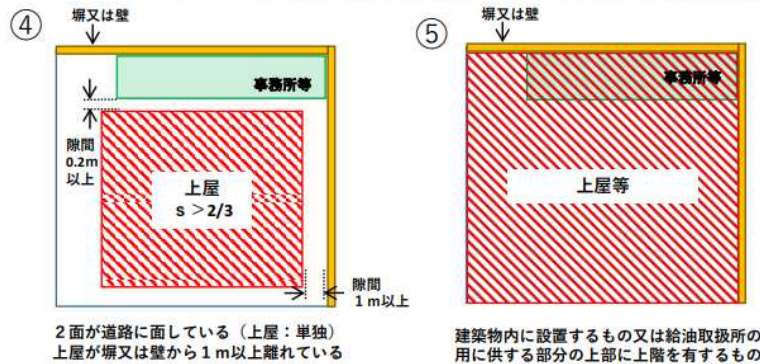
- ① 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。
- ② 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

【認められる例】

$1/3 < s \leq 2/3$ かつ 上屋の周りに隙間あり かつ 敷地形状が複雑でない



【認められない例】

 $s > 2/3$ 又は 建築物内に設置するもの 又は 給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するもの

$$s = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

- (5) すでに屋内給油取扱所として許可を受けている給油取扱所のうち、(2)に掲げる「火災の予防上安全であると認められるもの」として認められ、屋内給油取扱所の範囲から外れるものについて、政令第17条第1項の屋外給油取扱所としての許可を受けたものとして取扱う場合は以下の取扱いとすること。
(令和3年7月21日消防危第172号)

- ① 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴うものについては、「宜野湾市危険物製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」により手続を行うこと。
- ② 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴わないものについては、同運用基準に規定する「資料による確認を要する変更工事」に準じた手続を行うこと。

2 屋外給油取扱所

前記1以外のすべてのもの

3 給油取扱所の敷地面積

- (1) 給油取扱所の用に供する部分の防火塙の外側線（建築物の外壁をもって防火塙に代える場合にあっては、当該外壁の外側線）と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。
- (2) 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の外側と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。

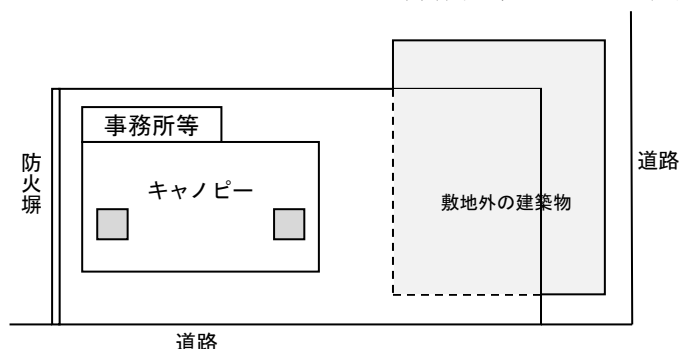
4 上屋等の算定

- (1) 上屋等の算定にあたり、水平投影面積の算定にあたっては、建築物のひさし、はり（本体部分の面積のみ）、屋外階段、上階のオーバーハング部分、トラス（本体部分の面積のみ）等を面積の算入対象とする。ただし、上屋の吹き抜け部分は含まない。
(平成元年5月10日消防危第44号)
- (2) 上屋等の屋根部分にルーバーを設ける場合は、ルーバーの部分も水平投影面積に含めること。
(平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号)
- (3) 屋外階段、上屋のはり、屋根下のテラス、ひさし等は床面積としてではなく、水平投影面積に含めること。
- (4) 規則第25条の4第1項第1号から第5号までの床面積は、壁等で区画された部分とすること。
(昭和62年4月28日消防危第38号、平成元年5月10日消防危第44号)
この場合において、給油取扱所の用に供する床又は壁で区画された部分には、油庫、コンプレッサー室等も含まれること。
(平成6年3月11日消防危第21号)

- (5) 給油取扱所敷地外から張り出した、次のような耐火構造の建築物（1階をピロティーとしたもの）当該給油取扱所の給油空地内に設けることは認められる。

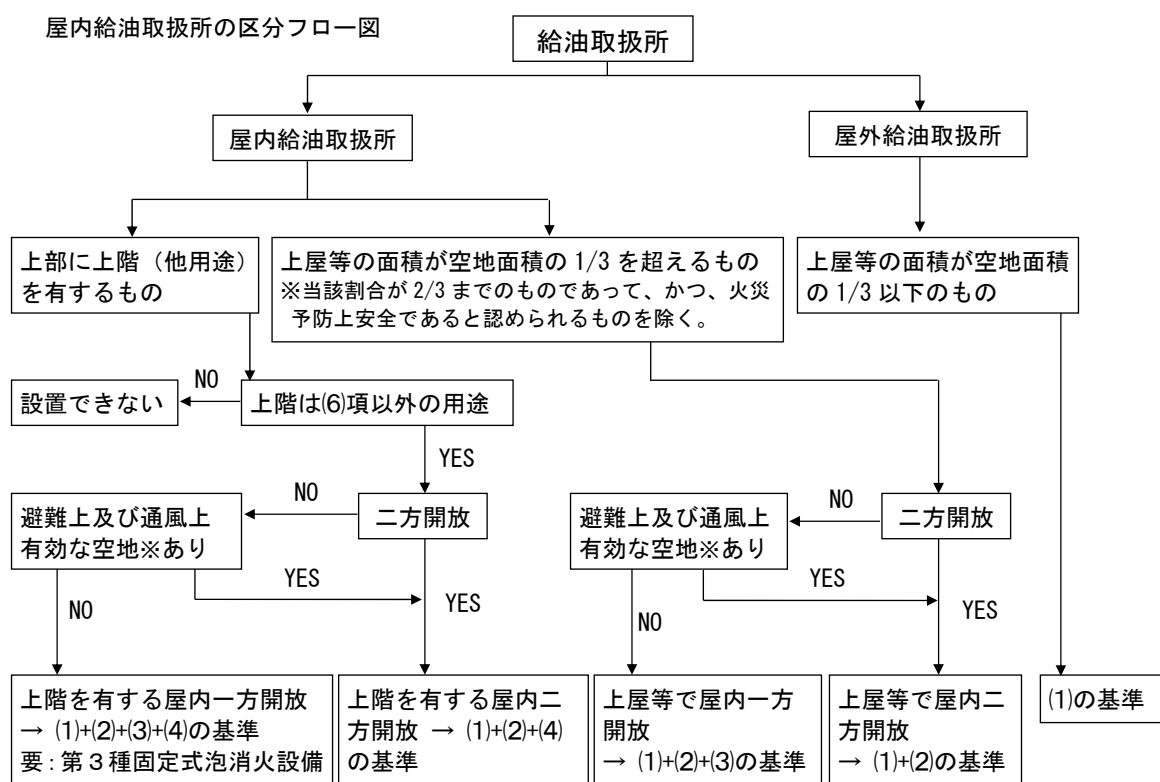
ただし、上部に上階を有する屋内給油取扱所として規制される。

（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号問 19、問 20）



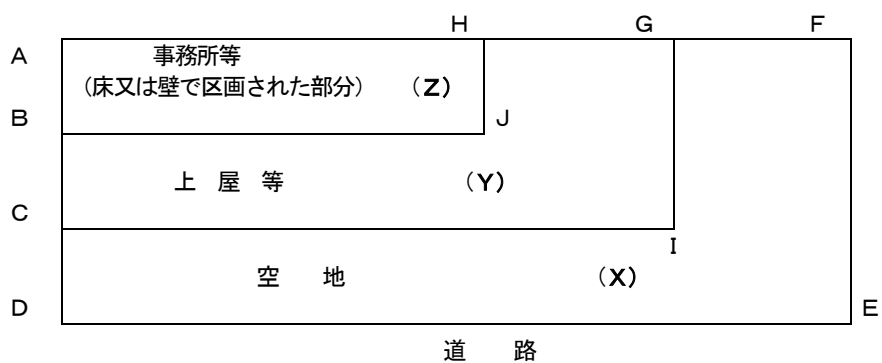
- (6) 建築物内に設置するものの以外の屋内給油取扱所の判定

屋内給油取扱所の区分フロー図



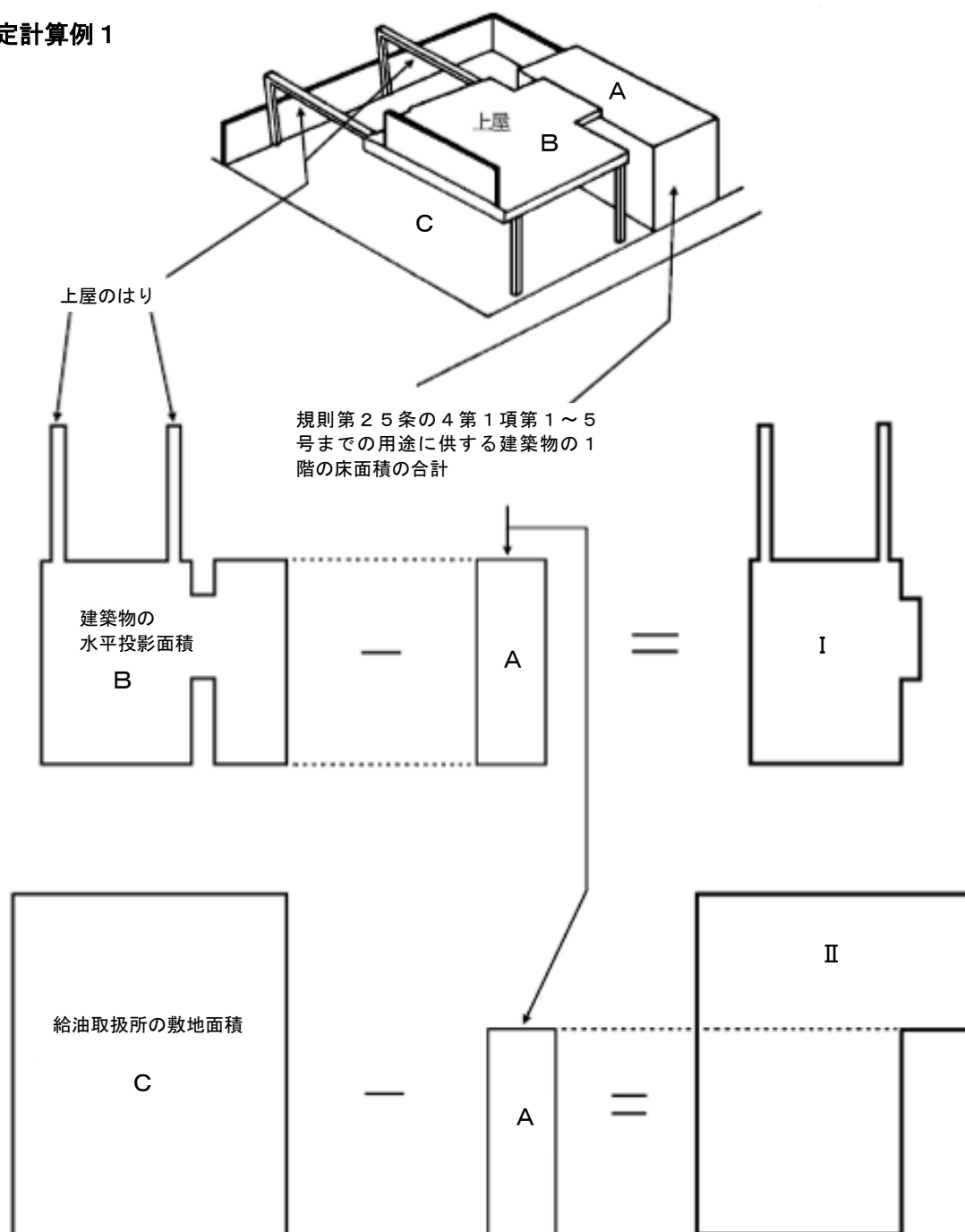
※ 避難上及び通風上有効な空地・・・Ⅱ屋内給油取扱所 第 4. (1)「避難及び通風空地」参照

(1) 給油取扱所共通基準
(2) 屋内給油取扱所共通基準 ①耐火構造 ②油量自動表示装置 ③過剰注入防止装置等 ④第 4 種消火設備 等
(3) 一方開放の屋内給油取扱所の基準 ①避難口の設置等 ②可燃性蒸気回収装置 ③可燃性蒸気検知警報設備 ④注入口の位置の制限 ⑤衝突防止装置 ⑥自動火災報知設備 等
(4) 上階を有する屋内給油取扱所の基準 ①他用途部分への自動通報装置 ②上階延焼防止措置 ③漏洩局限化設備 ④自動火災報知設備 等



- ・給油取扱所の敷地面積＝A D E Fで囲まれた面積（**X**）
 - ・建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積＝ A C I Gで囲まれた面積（**Y**）
 - ・事務所等の床又は壁で区画された 1 階の水平投影面積＝A B J Hで囲まれた面積（**Z**）
- 屋内給油取扱所とは、床面積の合計が（**Y**）－（**Z**）／（**X**）－（**Z**）＞1／3となるもの。
- ※ 当該割合が 3 分の 2 までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。

判定計算例 1



B : 建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積 から

危省令第 2 5 条の 4 第 1 項号から第 5 号までの 1 階床面積合計
(ポンプ室、事務所、販売室、リフト室、洗車室、所有者等の住居、本店事務所等)

を引くと、 → I : 上屋 (キャノピー) 面積※ひさしを含む

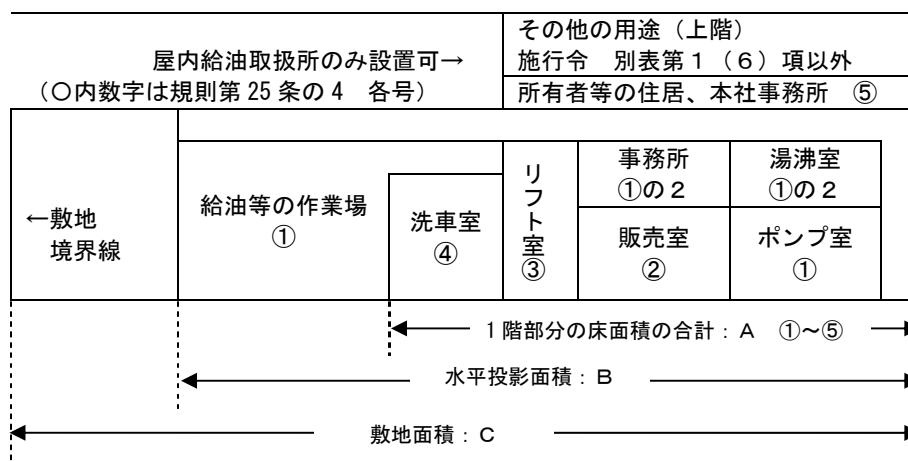
C : 建築物の給油取扱所の敷地面積 から A を引くと → II : 敷地内の空地面積

$I / II \leq 1 / 3$ であれば 屋外給油取扱所となる

$I / II > 1 / 3$ であれば 屋内給油取扱所となる

※当該割合が $2 / 3$ までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。

判定計算例 2



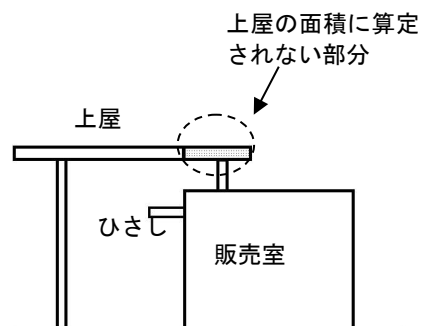
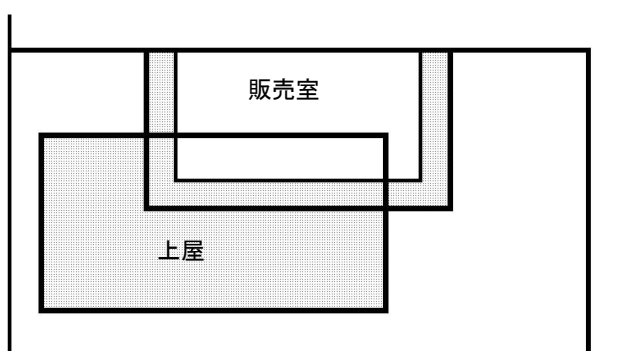
①～③の部分の床面積の合計 ≤ 300 m²

$(B - A) / (C - A) \leq 1 / 3 \rightarrow$ 屋外給油取扱所

$(B - A) / (C - A) > 1 / 3 \rightarrow$ 屋内給油取扱所

※当該割合が 2 / 3 までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。

※ なお、上屋 (ひさしを含む。) が危省令第 25 条の 4 第 1 項第 1 号から第 5 号までの建築物の 1 階と重なる部分は、定義から上屋の面積とはならない。



I 屋外営業用給油取扱所

第1 給油設備（令17-1-1）

給油設備は、ポンプ機器及びホース機器からなる固定された給油設備（以下「固定給油設備」という。）とすること。
（政令第17条第1項第1号）

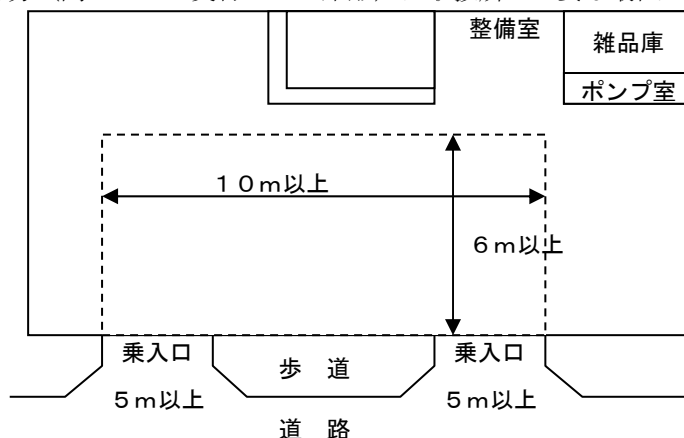
第2 給油空地（令17-1-2）

1 基本的機能

固定給油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定給油設備にあつては、ホース機器の下方）に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするための、間口10m以上、奥行き6m以上の空地で総務省令（規則第24条の14）で定めるもの（以下「給油空地」という。）を保有すること。
（政令第17条第1項第2号）

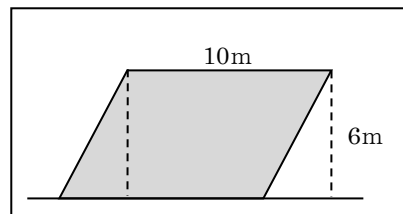
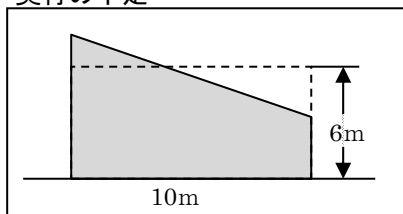
- (1) 固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。なお、給油空地には、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分が含まれている必要があること。
（平成18年5月10日消防危第113号）
- (2) 給油取扱所の地盤面に給油空地等の範囲をペンキ、タイル等により明示する必要はないが、許可申請書の添付図書には、給油空地等の範囲を明示すること。
（平成元年5月10日消防危第44号問1）

次に示す点線部分（間口10m奥行6mの矩形）は取扱所に必要な最低の給油空地を示す。

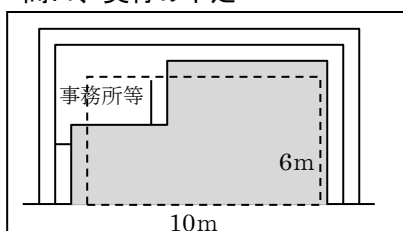


間口10m以上、奥行き6m以上の矩形部分が確保されていない例

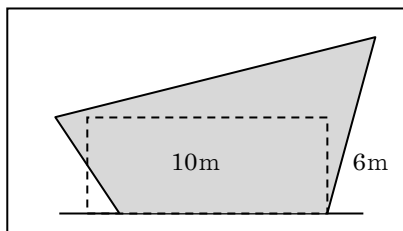
奥行の不足 政令第17条第1項第2号に規定する矩形が内在しない



間口、奥行の不足



間口の不足



2 出入口

給油空地は、自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道路に面していること。

(規則第 2 4 条の 1 4 第 1 号)

- (1) 道路に面する側の幅は、連続して 10 m 以上であること。なお、出入口が分割して設けられる場合等、給油空地の道路に面する側の幅が、連続して 10 m 以上確保できない場合は、政令 2 3 条の基準の特例が必要であり、その運用にあつては、5 「給油空地の特例」によること。

(平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号)

- (2) 「道路」とは、危規則第 1 条第 1 号に規定する道路のほか、私道（幅員 4 m 以上のものに限る。）であっても現に道路としての形態を有し、一般の用に供されており、自動車等の通行が可能なものも含まれるものとする。

(平成 9 年 3 月 25 日消防危第 27 号)

3 通行できる広さ

自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に通行することができる広さを有すること。

(規則第 2 4 条の 1 4 第 2 号)

- (1) 「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

(平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号)

4 給油を受けることができる広さ

自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

(規則第 2 4 条の 1 4 第 3 号)

- (1) 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」とは、次によること。

(平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号)

- ① 自動車等を包含するように保有されている必要があること。
- ② 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

5 給油空地の特例

- (1) 給油空地の間口に面する側にある河川、歩道、ガードレール等の取扱い

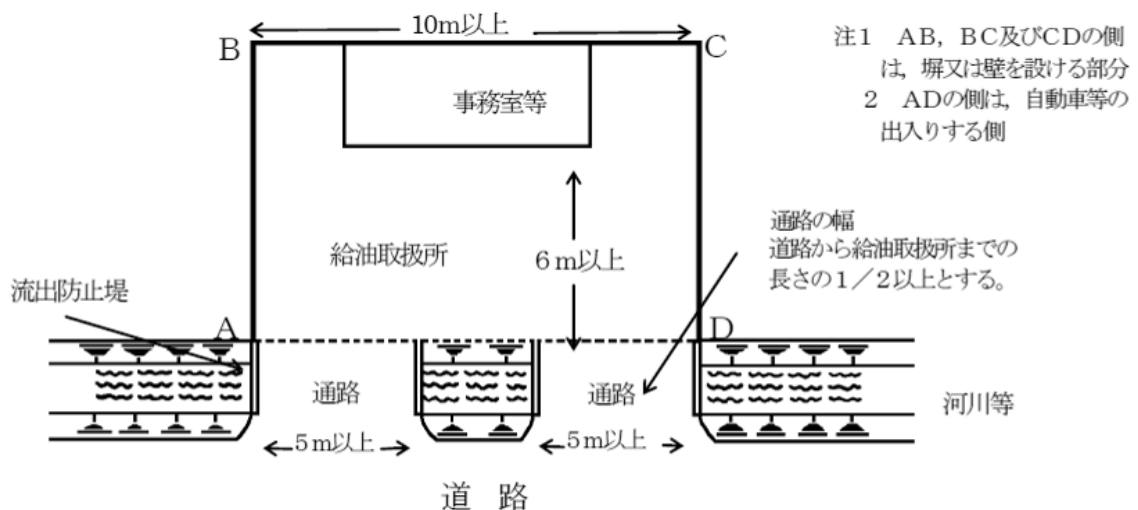
給油空地の間口の幅は、原則、連続して 10 メートル以上必要である。ただし、次の事項を満足する場合は、令第 2 3 条を適用し、認めて差し支えないものとする。

- ① 給油取扱所と道路の間に河川等がある場合で、次のすべてに適合するものにあつては、間口が 10 m 以上確保されているものとみなす。

(昭和 44 年 3 月 10 日消防予第 50 号)

- | | |
|---|---|
| ア | 通路の幅が道路から給油取扱所に至る長さの 2 分の 1 以上で、かつ、5 m 以上であること。 |
| イ | 上記アの通路を給油空地の間口前面に 2 個所以上設けること。 |
| ウ | 通路には、万一危険物が流出した場合であっても、河川及び用水路に流出しないように、当該通路の両側を高くする等、危険物の流出防止措置を講ずること。 |

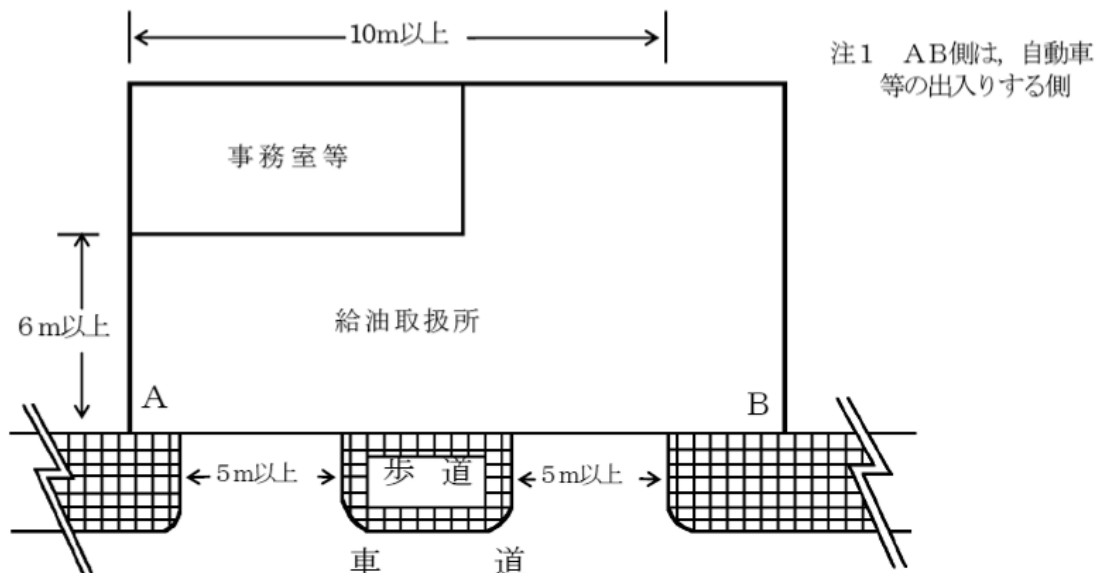
例図



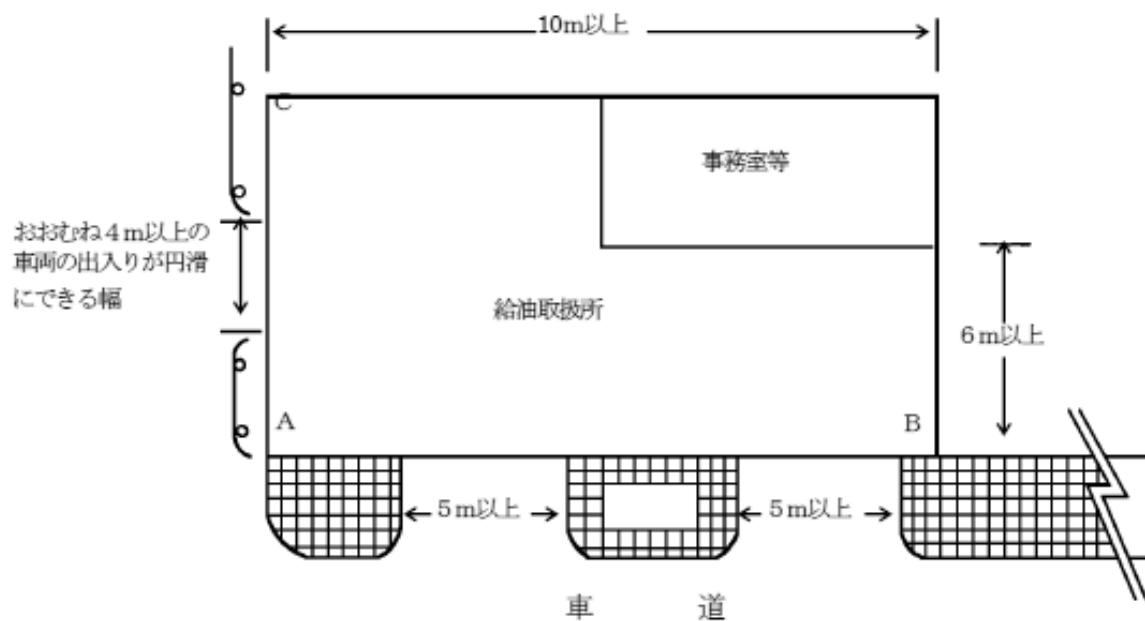
- ② 給油取扱所と道路の間に歩道、ガードレールが設けられている場合で幅 5 m 以上の通路を給油空地間口前面に 2 個所以設けられているものにあつては、間口が 1 0 m 以上確保されているものとみなす。
(昭和 45 年 5 月 4 日消防予第 81 号)

自動車の出入りする側と認められる例

例图 1



例图 2

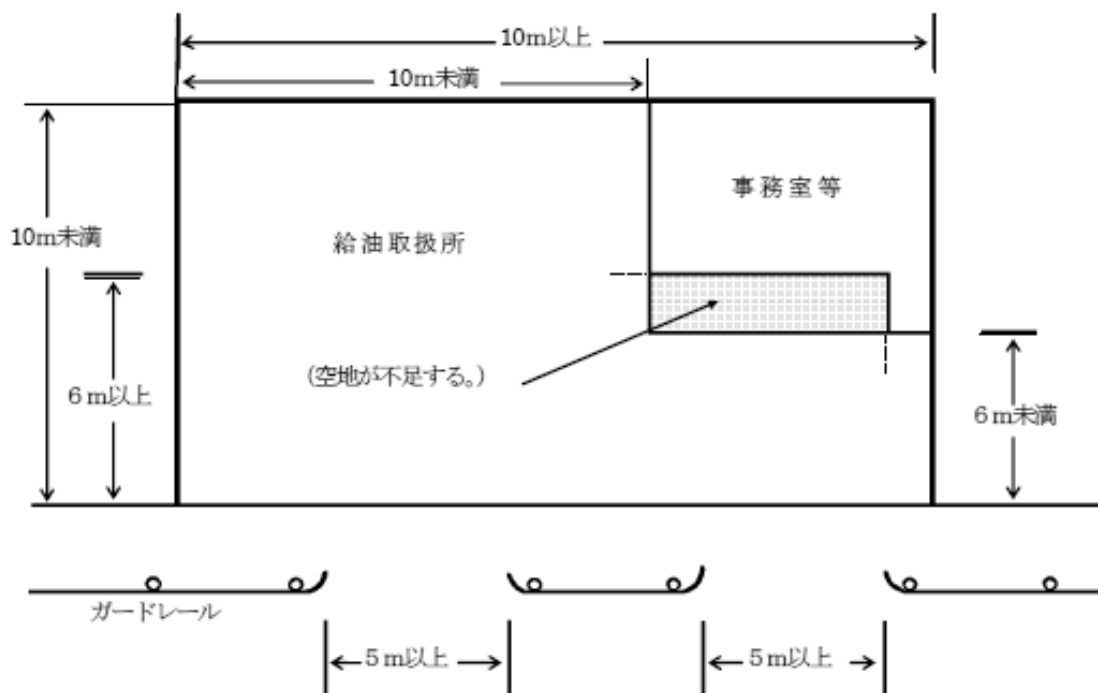


注1 AB, ACの側は, 自動車等の出入りする側

2 ACの側は、自動車等が出入りできる箇所が1箇所あればよい。

自動車の出入りする側と認められない例

例図 3 (右側の出入口が空地からはみ出すもの)



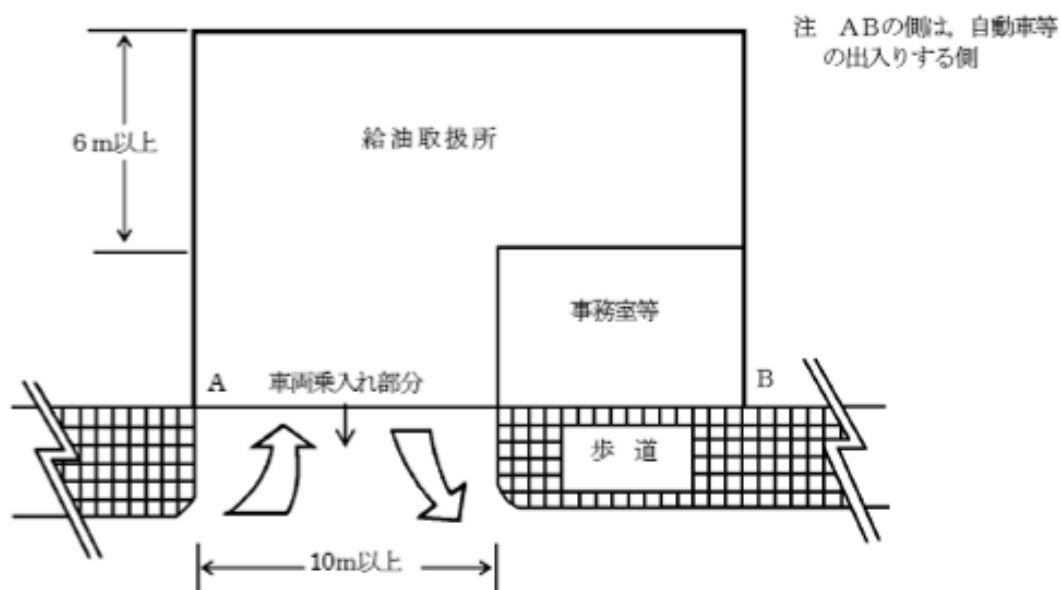
- ③ 給油取扱所の間口に面する側に給油取扱所の事務室等が設けられている場合で、次のいずれかに適合するものにあつては、間口が 10 m 以上確保されているものとみなす。 (★)

ア 幅 10 m 以上の通路を 1 箇所以上設けること。

イ 幅 5 m 以上の通路を 2 箇所以上、前記①ア及びイに準じて設けること。

自動車の出入りする側と認められる例

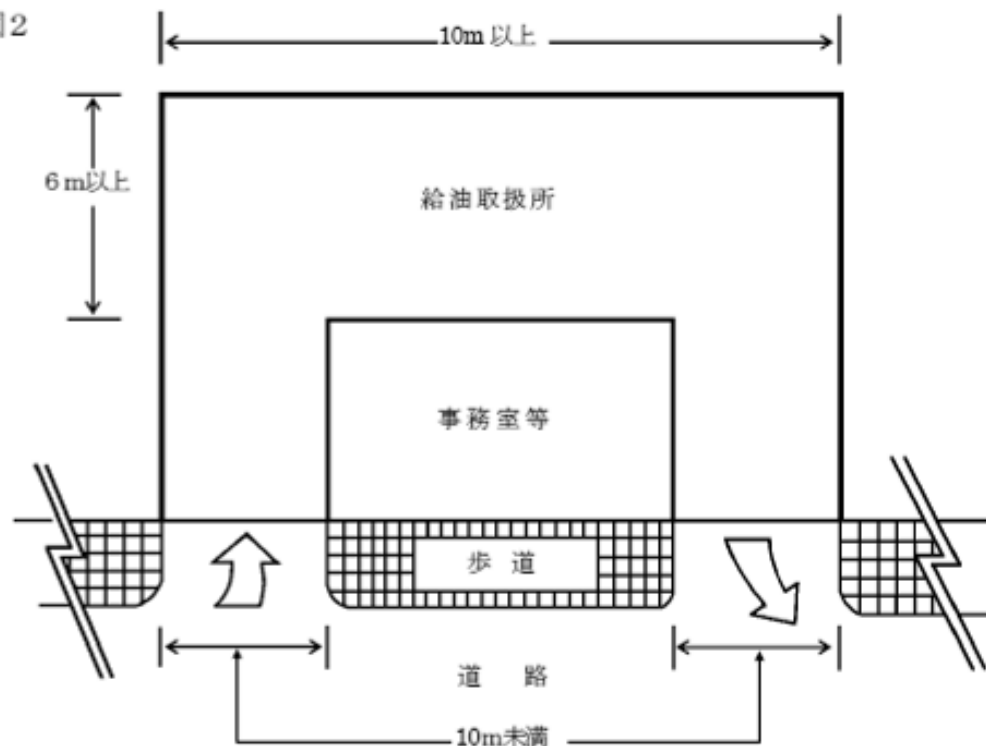
例図 1



自動車の出入りする側と認められない例

(出入口が 10 m 未満で、かつ主たる乗り入れ部と給油空地とが相互に十分見通せないもの)

例図 2



(2) 給油空地に接する歩道の取扱い

乗り入れ部の幅員等については、昭和 45 年 5 月 4 日消防予第 81 号通達により運用しているものであるが、道路構造例を一部改正する政令により新たな歩道等の整備や既存の歩道等の拡幅が推進され、今後給油取扱所の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できなくなる場合について、次の事項を満足する場合は、別添図に示す給油空地について令第 23 条を適用し、認めて差し支えないものとする。(平成 13 年 11 月 21 日消防危第 127 号)

- ① 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を 10 m 以上とし、奥行きを 6 m 以上とすること。
- ② 乗り入れ部は、車両の出入が円滑にできる幅を確保すること。
- ③ 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。

別添図：給油空地の例示（平成 13 年 11 月 21 日消防危第 127 号）

(凡例)

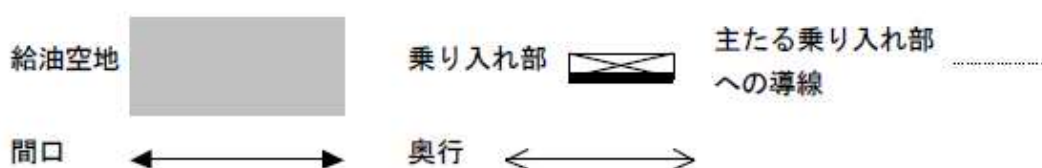


図 1

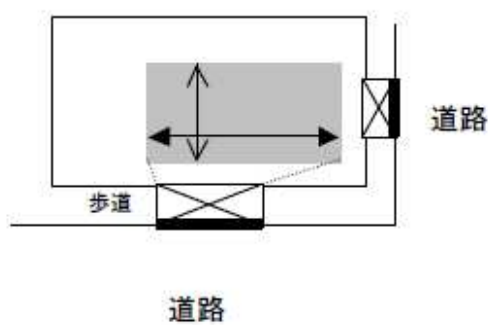


図 2

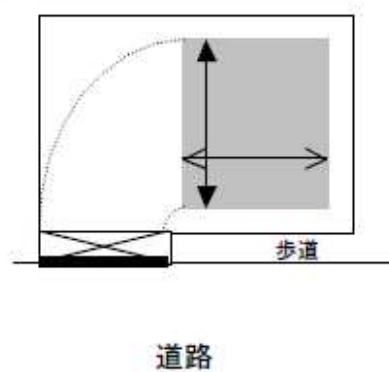


図 3

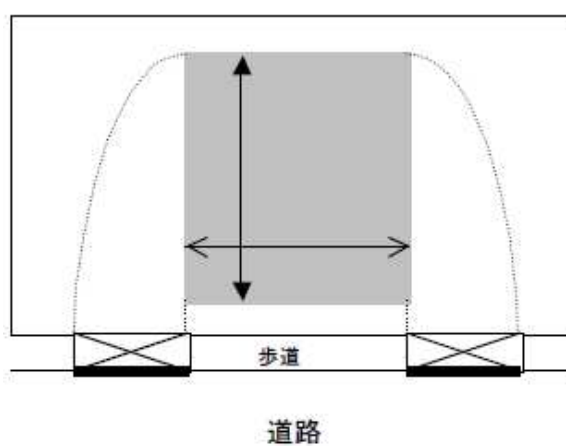


図 4

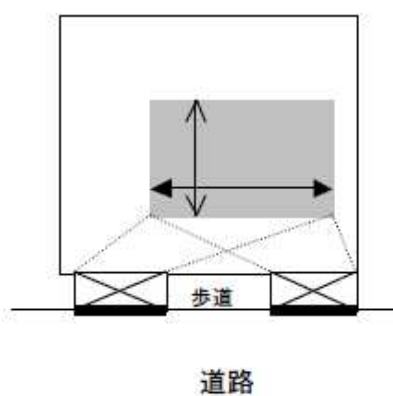


図 5

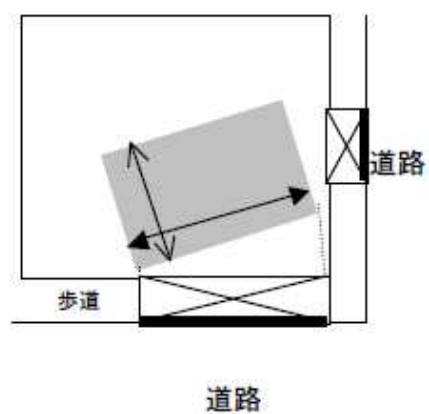
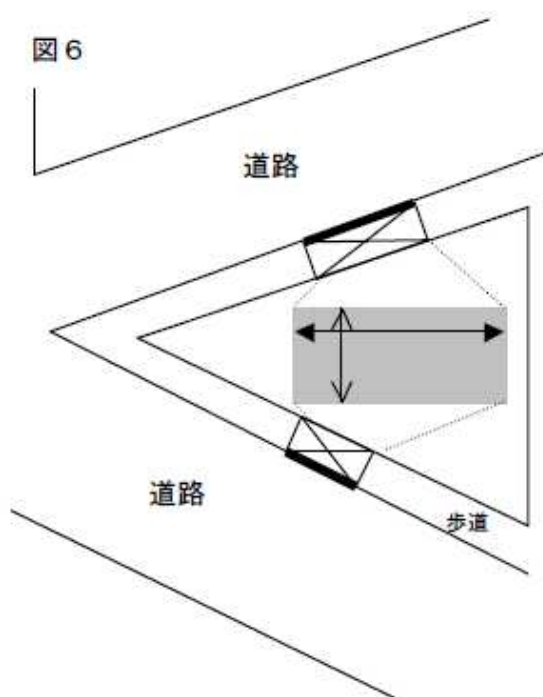


図 6

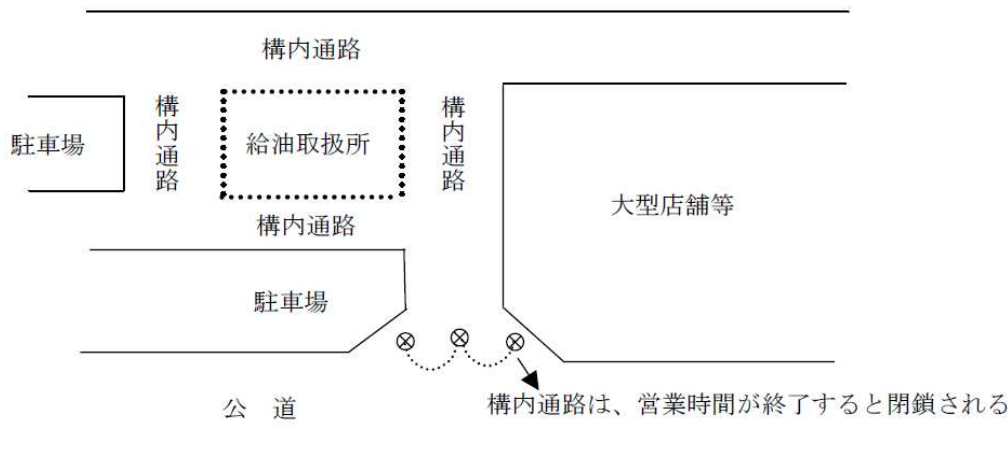


(3) 大型店舗等の敷地内に設置される給油取扱所の取扱い

図のような大型店舗等の駐車場内に給油取扱所を設置する場合で、当該給油取扱所の周囲が構内通路に面している場合、これらの周囲についてはいずれも自動車等の出入りする側とみなしてよい。

なお、構内通路は、給油取扱所及び駐車場利用者の自動車の通行の用に供するためのものであり、給油取扱所周囲の構内通路部分において駐停車させることはしないものとする。

(平成17年12月19日消防危第295号)



注1 自動車等の出入りする側

注2 構内通路はいずれも幅員4m以上

(4) その他

① 間口10m以上、奥行6m以上の給油のための空地を確保する場合は、店舗は同路面に設けても差し支えない。 (昭和62年6月17日消防危第60号)

② 懸垂式の固定給油設備を設置することにより、表面、裏面の道路に車両が通り抜けられる場合は、間口が10m満たない場合でも認められる。 (昭和39年9月1日自消丙予発第95号)

③ 給油取扱所の規模、自動車等への給油場所の位置等から判断して給油作業に支障がない場合にあっては、給油空地の一部にグリーンベルト、植込み、池等を設けることができる。なお、植込みの高さにあっては政令第17条第1項第19号に規定する塀の高さ以下とすること。 (昭和46年4月23日消防予第65号、昭和47年1月7日消防予第13号)

第3 注油空地 (令17-1-3)

1 基本的機能

給油取扱所に灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあっては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するための固定された注油設備（ポンプ機器及びホース機器からなるものをいう。以下「固定注油設備」という。）を設ける場合は、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあっては、ホース機器の下方）に、灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入するための空地で総務省令（規則第24条の15）で定めるもの（以下「注油空地」という。）を給油空地以外の場所に保有すること。 (政令第17条第1項第3号)

(1) 固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して判断すべきものであること。

(平成18年5月10日消防危第113号)

(2) 給油取扱所の地盤面に注油空地等の範囲をペンキ、タイル等により明示する必要はないが、許可申請書の添付図書には、注油空地等の範囲を明示すること。

(平成元年5月10日消防危第44号問1)

2 容器に詰め替えることができる広さ

灯油又は軽油を容器に詰め替えるための固定注油設備には、容器を安全におくことができ、かつ、当該容器に灯油又は軽油を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する空地を設けること。
(規則第24条の15第1号)

なお、当該空地については、次の点に留意すること。(平成18年5月10日消防危第113号)

- (1) 容器を包含するように保有されている必要があること。
- (2) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。

3 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ

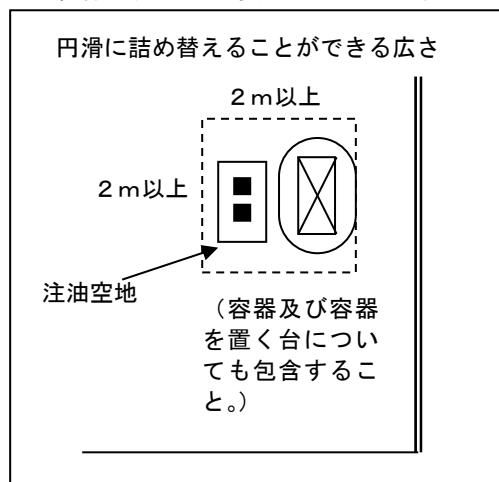
灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備には、タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに灯油又は軽油を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する空地を設けること。
(規則第24条の15第2号)

なお、当該空地については、次の点に留意すること。(平成18年5月10日消防危第113号)

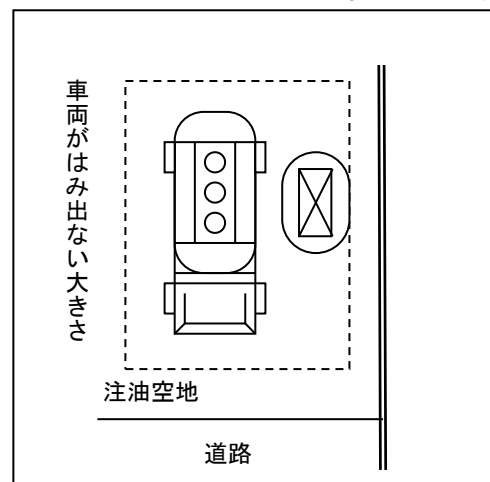
- (1) 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。
- (2) 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

注油空地の設定例

容器小分けに必要な注油空地の例



タンクローリーへの注油に必要な空地の例



3 その他

- (1) 注油空地は、給油空地外に設けるものとし、給油空地と兼用することはできない。
(平成元年3月3日消防危第15号)
- (2) 給油空地外であっても、固定給油設備とのアイランドの共有は認められない。
(昭和62年6月17日消防危第60号)
- (3) 注油空地の出入り口は、直接道路に接する必要はない。
(平成元年5月10日消防危第44号)
- (4) 注油空地の貯留設備(周囲に設ける排水溝及び油分離装置等)は、給油空地のものと兼用できる。
(平成元年3月3日消防危第15号)

第4 給油空地及び注油空地の舗装（17-1-4）

給油空地及び注油空地は、漏れた危険物が浸透しないための総務省令（規則第24条の16）で定める舗装をすること。
（政令第17条第1項第4号）

1 給油空地及び注油空地の舗装

総務省令で定める舗装は、次に掲げる要件に適合する舗装とする。

(1) 浸透等防止性

漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によって劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。
（規則第24条の16第1号）

性能を有する舗装としては、鉄筋コンクリートによるものがある。

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させない。

(2) 荷重による損傷防止性

当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。
（規則第24条の16第2号）

「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。

（平成18年5月10日消防危第113号）

(3) 耐火性

耐火性を有するものであること。

（規則第24条の16第3号）

(4) 過去に認められた舗装材

過去に通知等により使用することが認められている舗装材料を次に示す。

- | |
|--|
| ① 昭和53年10月5日消防危第133号に示す「ポリシールコンクリート舗装」 |
| ② 昭和54年7月14日消防危第75号に示す「エポキシ樹脂モルタル」 |
| ③ 昭和56年7月10日消防危第87号に示す「TXコンクリート舗装」 |
| ④ 昭和59年8月22日消防危第91号に示す「アクリル系樹脂モルタル」 |
| ⑤ 昭和60年10月21日消防危第118号に示す「ベアコート舗装」 |

(5) 危険物の規制に関する規則24条の16に定める性能を満たしているかを確認する方法として以下を参考にする。

- | |
|---|
| ①耐火性…JIS A 1321（難燃性試験）→難燃2級以上が使用可能 |
| ②耐油性…JIS A 1404（吸水試験）→コンクリートと比較 |
| ③耐荷重…JIS A 1106（曲げ強度試験）1108（圧縮強度試験）
マーシャル試験（耐荷重試験）→コンクリートと比較 |

※試験No.については、コンクリート材の試験基準であり、使用材料によっては異なる場合がある。

(6) 給油空地及び注油空地以外の舗装については、アスファルト舗装としてよい。

（平成31年4月19日消防危第81号）

第5 滞留・流出防止措置（17-1-5）

給油空地及び注油空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地及び注油空地以外の部分に流出しないように総務省令（規則第24条の17）で定める措置を講ずること。
（政令第17条第1項第5号）

1 滞留及び流出を防止する措置

総務省令に定める措置は、次に掲げる要件に適合する措置とする。

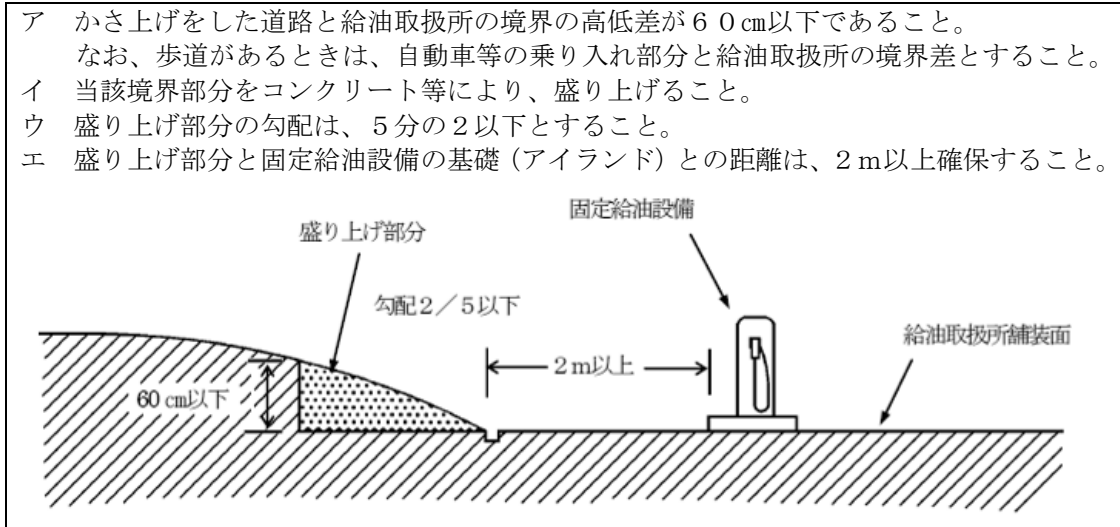
(1) 可燃性蒸気の滞留防止措置

- ① 可燃性の蒸気が給油空地及び注油空地内に滞留せず、給油取扱所外に速やかに排出される構造とすること。
（規則第24条の17第1号）

なお、可燃性蒸気の滞留防止措置については、次の点に留意すること。

- | |
|--|
| ア 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。 |
| イ 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。
（平成18年5月10日付消防危第113号） |

- ② 前面道路が、かさ上げ工事等によって空地の地盤面より高くなったときは、次に掲げる措置を講じれば、危政令第 2 3 条を適用することにより、危政令第 1 7 条第 1 項第 5 号の規定に適合しているものとみなす。
(昭和44年11月25日消防予第276号)



(2) 漏れた危険物の滞留防止措置

当該給油取扱所内の固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）の一つから告示（告示第 4 条の 5 1）で定める数量の危険物が漏洩するものとした場合において、当該危険物が給油空地及び注油空地内に滞留せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。

(規則第 2 4 条の 1 7 第 2 号)

告示で定める危険物の数量の具体的な運用については、2「漏洩を想定する危険物の数量」を参照のこと。

漏れた危険物の滞留防止措置については、次の点に留意すること。

(平成18年 5 月10日付消防危第113号)

- ① 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留しないこと。
- ② 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

(3) 危険物等の流出防止措置

貯留設備に収容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあっては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。
(規則第 2 4 条の 1 7 第 3 号)

① 収容（平成18年 5 月10日付消防危第113号）

ア 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。

イ 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。

ウ 従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するため4の措置の一例と考えられること。

② 貯留設備からの流出防止（平成18年 5 月10日付消防危第113号）

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

ア 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

イ ア以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このため

の措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは考えられないこと。

(ア) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

(イ) 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

2 漏洩を想定する危険物の数量

規則第24条の17第2号における「告示で定める危険物の数量」は、500L（灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあっては900L、船舶給油取扱所の給油設備にあって50L）とする。

- (1) 給油取扱所内に複数の貯留設備が設置されている場合であれば、一の計量機から漏えいが想定される危険物の全容量をそれぞれの貯留設備が収容することができる必要があるわけではなく、これらの危険物を二以上の貯留設備で収容することができる場合があるもの。

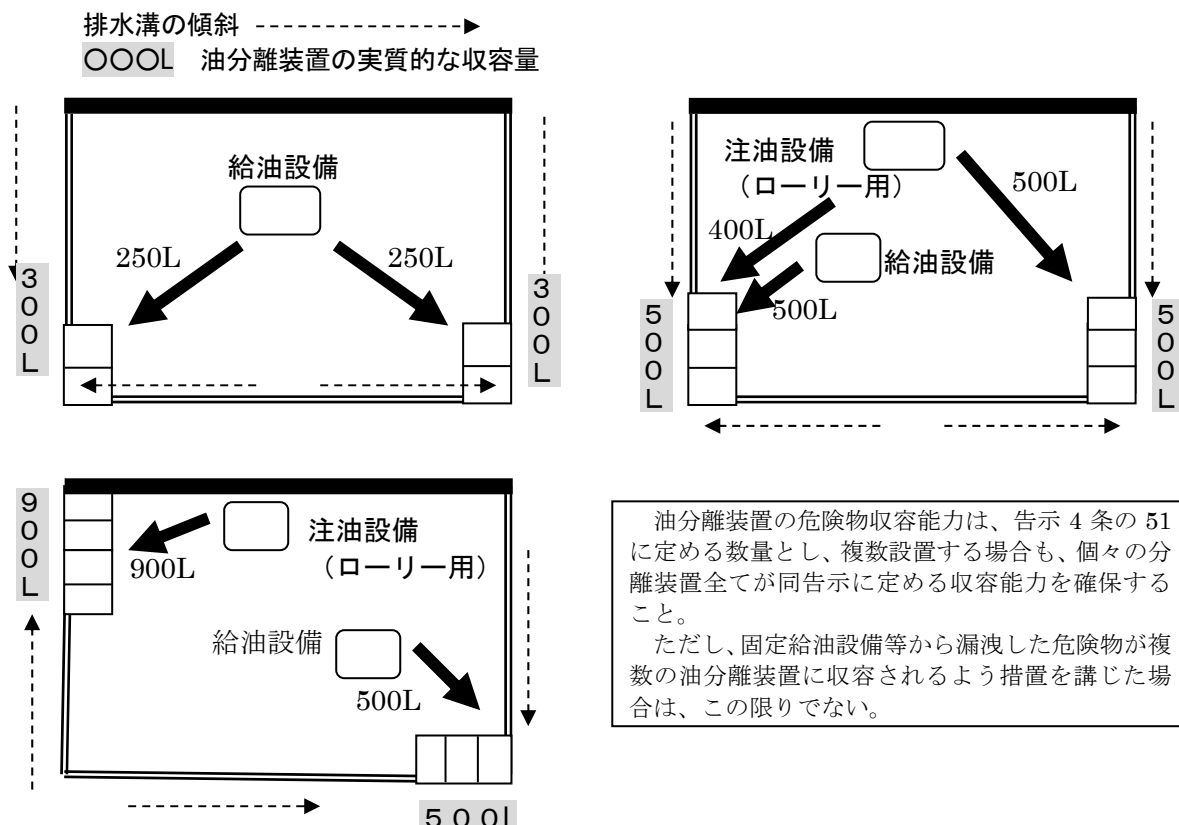
（2以上の貯留設備で収容することができる場合の例）

想定される危険物の漏えいの数量が500Lの場合、300L収容できる貯留設備が2基設置されている場合であれば、当該給油取扱所の給油空地や排水溝の傾斜の関係から、漏えいした危険物がほぼ二分されてそれぞれの貯留設備に収容される場合は、貯留設備としての性能を十分有していると考えられるもの。

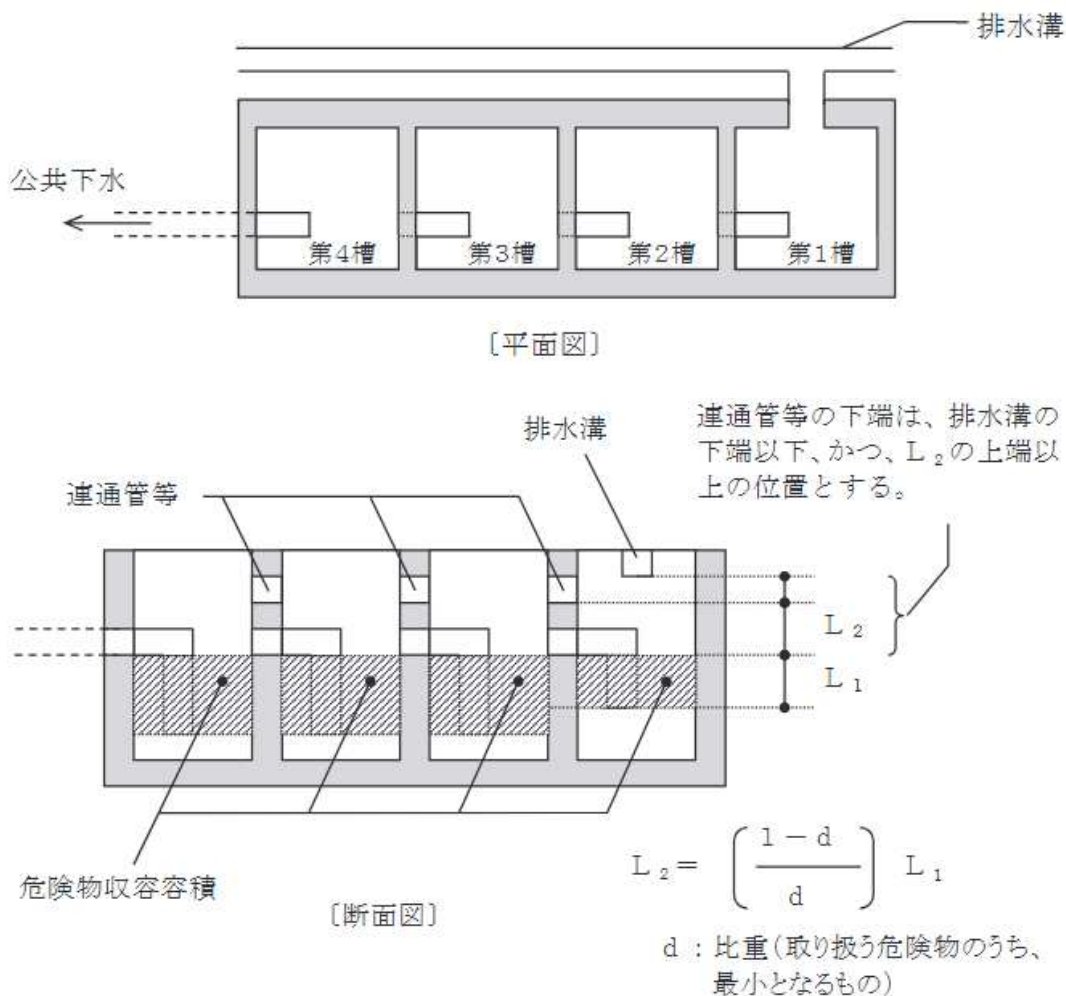
- (2) 貯留設備の収容能力は、外部に危険物があふれ出ない容量が求められる。(★)

貯留設備の通常時の状態	求められる収容量
通常時に貯留設備内が空であるもの	収容できる全容量
通常時に雨水で貯留設備が満たされているもの（油分離槽等）	実質的な収容量を計算で求めること

複数の貯留設備で基準を満たす例（平成18年9月19日 消防危第191号）



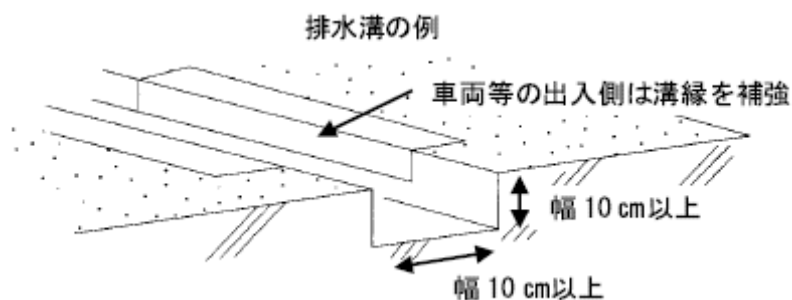
油分離装置の平面図、断面図（例）



3 構造

(1) 排水溝

空地地盤の傾斜を考慮して設置し、土砂等の清掃ができるような大きさ（深さ 10 cm × 幅 10 cm 以上）とする。また、車両等の出入側は特に溝縁を補強しておくことが望ましい。（★）



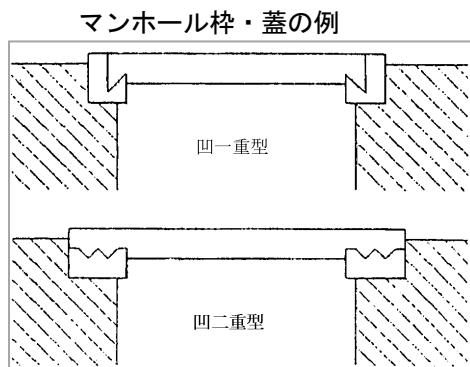
(2) 油分離槽

油分離槽を設置する場合の構造、運用等については、第 3 章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第 1 1 「屋外の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等」(4)「油分離装置の構造」によること。

(3) マンホール等

空地内には、漏れた油その他の液体が直接下水溝等へ流出するおそれのあるマンホール等は設置しないこと。ただし、次のいずれかの方法で設置したときは、この限りではない。（★）

- ① マンホールの枠は、凹型の溝が一重又は二重に設けられ、蓋は当該溝にかみ合い、かつ、穴の設けられていない重耐型（重荷重防水型）のマンホールとすること。
- ② マンホールに雨水等が流入するおそれのある場合は、雨水等の侵入を防止する措置（防水パッキン、当該マンホールの周囲に排水溝を設ける等）を行うこと。



第 6 標識・揭示板（令 1 7 - 1 - 6）

1 標識及び揭示板

給油取扱所には、見やすい箇所に給油取扱所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した揭示板を設けること。（政令第 1 7 条第 6 号）

標識は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものである。また揭示板は、危険物施設の防火に関し必要な事項を掲示することによりその徹底を図るために設けるものである。

なお、標識及び揭示板は、別記 4 [標識・揭示板] によるほか、給油取扱所の従業員のうち、危険物者氏名を建築内適当な場に札等により、掲示するように指導こと。

（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）

例図

危険物取扱者 (不在の場合は、名札を裏面にておくこと。)						
保安監督者	監督代行者	危険物取扱者	危険物取扱者	危険物取扱者	危険物取扱者	危険物取扱者
○ 給油 太郎 甲	○ 一般 次郎 乙 4	○ 屋外 花子 乙 4	○ (裏面)	○ 移動 三郎 乙 4	○ (裏面)	○ 販売 四郎 乙 4

なお、給油取扱所に設置する看板等については、第 1 7 「附随設備」 7 「看板等」を参照すること。

第7 専用タンク等（令17-1-7～9）

1 給油取扱所に設置するタンクの基本的事項

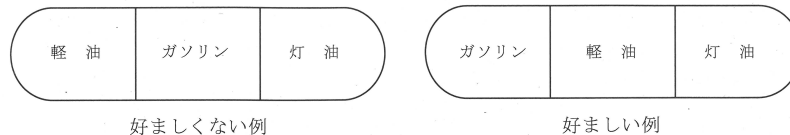
給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量1000L以下の廃油タンクその他の総務省令（規則第25条）で定めるタンク（以下「廃油タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。

ただし、都市計画法第8条第1項第5号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600L以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。（政令第17条第1項第7号）

2 専用タンク等の設置基準

(1) 専用タンク （昭和62年6月17日消防危第60号）

- ① 専用タンクとは、固定給油設備又は固定注油設備に接続する地下貯蔵タンクをいう。
- ② 専用タンクを2以上の室に区切り、それぞれ品名の異なる危険物を貯蔵する中仕切タンクにおいて、「ガソリンと軽油又は灯油」あるいは「軽油と灯油」の貯蔵は認められるが、中仕切り専用タンクに廃油を貯蔵することは認められない。
また、ガソリンと灯油とを隣接しないよう指導すること。（★）



(2) 廃油タンク等

- ① 「廃油タンク等」とは、廃油タンク及びボイラー、自家発電設備等に直接接続する容量10,000L以下の地下貯蔵タンクをいう。（規則第25条）
- ② 廃油タンクを直接ボイラーに接続することは差し支えない。
（昭和62年6月17日消防危第60号）
- ③ ボイラー等へ供給するタンクは、灯油用専用タンクと兼用することはできるが、給油取扱所以外へ供給することはできない。
（昭和62年4月28日消防危第38号、昭和62年6月17日消防危第60号問13）
- ④ 廃油タンク等には、潤滑油タンクは含まれない。
（昭和62年6月17日消防危第60号問12）

(3) 簡易タンク

- ① 固定給油設備に接続する容量600L以下の簡易タンク（同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで）をいう。（政令第17条第1項第7号）
- ② 同一品質の危険物とは、全く同じ品質を有するものをいい、法別表に掲げてある品名が同一であっても品質が異なるもの（例えばオクタン価の異なるガソリン等）は同一品質の危険物には該当しない。
- ③ 地域指定が防火地域及び準防火地域に変更された場合、既設の簡易タンクは撤去しなければならない。
（昭和35年5月14日国消乙予発第31号）
- ④ 敷地の一部が防火地域又は準防火地域にまたがる場合は、簡易タンクは設置することができない。
（昭和35年4月7日国消乙予発第24号）

(4) 以下の要件を適合している場合は、給油取扱所の固定注油設備に簡易タンクを接続することについて令第23条を適用して差し支えない。※特例申請不要

（平成21年11月17日消防危第204号質疑問1）

- ① 屋外給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。）であること。
- ② 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。
- ③ 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取り扱う同

一品質の危険物ごとに 1 個ずつ 3 個までであること。

④ 簡易タンクの容量は 6 0 0 リットル以下であること。

⑤ 簡易タンクの構造及び設備は、政令第 1 4 条第 4 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

3 専用タンク等の位置、構造及び設備

- (1) 専用タンク等の位置、構造及び設備については、地下タンク貯蔵所の基準及び簡易タンク貯蔵所の基準の規定の一部が準用される。
(政令第 1 7 条第 1 項第 8 号)

政令第 1 7 条第 1 項第 8 号において準用する政令第 1 3 条地下タンク貯蔵所の基準

条 項	基 準 内 容
第 1 3 条第 1 項第 1 号	タンクの設置方法
第 1 3 条第 1 項第 2 号	タンクとタンク室との間隔及び乾燥砂の充填
第 1 3 条第 1 項第 3 号	タンクの埋設深さ
第 1 3 条第 1 項第 4 号	タンク相互の間隔
第 1 3 条第 1 項第 6 号	タンクの材質、板厚、強度
第 1 3 条第 1 項第 7 号	タンク外面の保護
第 1 3 条第 1 項第 8 号	通気管又は安全装置の設置
第 1 3 条第 1 項第 8 号の 2	液量自動覚知装置等の設置
第 1 3 条第 1 項第 9 号	注入口の位置、構造、設備（掲示板に係る部分を除く。）
第 1 3 条第 1 項第 10 号	配管の位置、構造、設備
第 1 3 条第 1 項第 11 号	配管の取付位置
第 1 3 条第 1 項第 13 号	漏洩検査管の設置
第 1 3 条第 1 項第 14 号	タンク室の構造
第 1 3 条第 2 項	二重殻タンクの位置、構造、設備
第 1 3 条第 3 項	漏れ防止構造のタンクの基準

政令第 1 7 条第 1 項第 8 号において準用する政令第 1 4 条簡易タンク貯蔵所の基準

条 項	基 準 内 容
第 1 4 条第 1 項第 4 号	タンクの固定、周囲の空地、タンク専用室内の壁との距離
第 1 4 条第 1 項第 6 号	タンクの材質、板厚、強度
第 1 4 条第 1 項第 7 号	タンク外面のさび止め塗装
第 1 4 条第 1 項第 8 号	通気管

- (2) 専用タンク等のその他基準

各タンクの基準については、第 7 章及び第 8 章の基準を準用する他、その他の基準については、次のとおりとすること。

- ① 専用タンク等の設置位置は、原則給油取扱所内の敷地内とすること。

(昭和 42 年 10 月 23 日自消丙予発第 88 号)

- ② 専用タンク等の構造

ア 専用タンクは、タンク室構造又は、次のすべてに適合する漏れを防止できる構造とするとともに、地下タンク貯蔵所の基準によること。
(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)

(ア) 当該タンクの上方については厚さ 1 5 cm 以上、側方及び下方については厚さ 3 cm 以上の適当な防水の措置を講じたコンクリートで被覆すること。

(イ) 当該タンクの外面が規則第 2 4 条に定める方法で保護されていること。

(ウ) 当該タンクがその水平投影の縦及び横よりそれぞれ 6 0 cm 以上大きく、かつ、厚さ 3 0 cm 以上の鉄筋コンクリートのふたでおおわれていること。

(エ) ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造であること。

(オ) 当該タンクが堅固な基礎の上に固定されていること。

イ 注入のための配管は、タンク内の底部付近まで延長すること。(★)

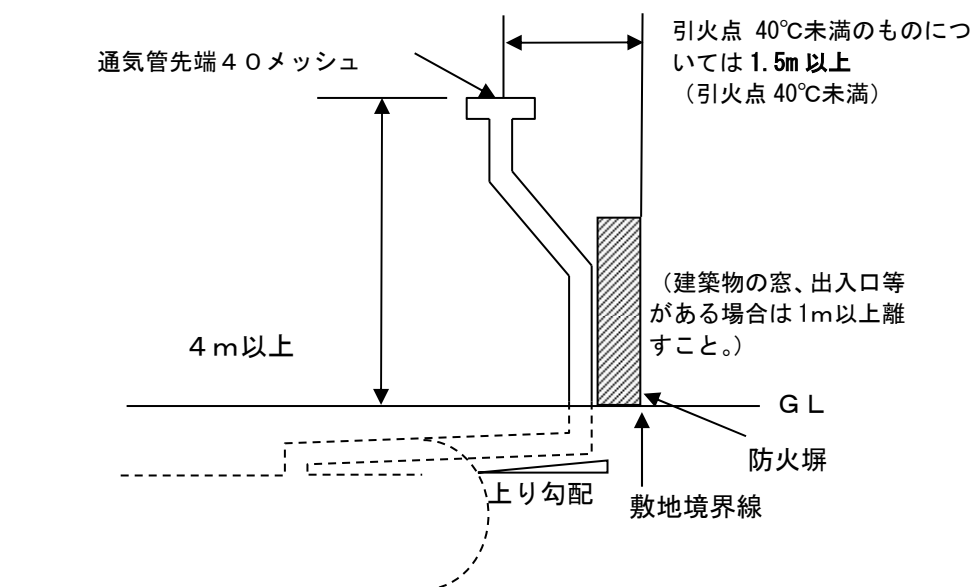
③ 注入口 (★)

- ア 遠方注入方式とすること。
- イ 注入口の位置は、当該給油取扱所の立地場所及び建築物（事務所、販売室、リフト室及び店舗等）等から判断し、火災予防上安全な場所で、給油取扱所の敷地内に設けること。
- ウ 注入口は、衝撃等から保護するとともに、蓋のあるコンクリート造り等のボックス内に、かつ、地上に設けるとともに油種別の表示をすること。
- エ 注入口付近には、移動タンク貯蔵所用の接地電極等を設置すること。

④ 通気管（規則第20条第2項第1号、第3項第2号）（昭和62年4月20日消防危第33号）

- ア 専用タンクの通気管は、地下タンク貯蔵所の基準によるとともに、防火塀の敷地側に設置すること。
- イ 通気管の先端は、屋外にあつて地上4m以上の高さとし、建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離すこと。
- ウ 引火点40℃未満の通気管の先端は、敷地境界線から1.5m以上離すこと。
- エ 配管接続（溶接接続は除く。）箇所は、点検口内とすること。
- オ 地下に設置する部分は、危政令第9条1項第21号ニに規定する腐食防止措置をすること。

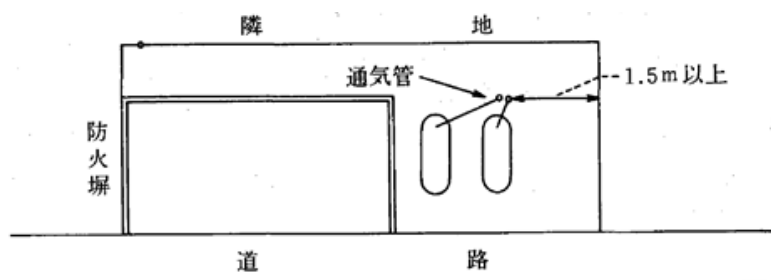
(例図) 通気管の先端の位置等



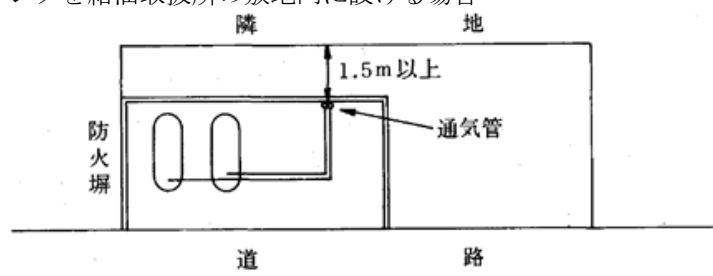
- カ 給油取扱所の専用タンクに設ける、規則第20条第2項第1号に基づく「引火点40℃未満の危険物を貯蔵するタンクに設ける通気管」は、敷地境界線から1.5m以上離すことと規定されているが、下図1、2のように給油取扱所を設ける場合、隣地との境界線をもって、敷地境界線としてよい。

(昭和62年9月9日消防危第91号)

(図1) 専用タンクを給油取扱所の敷地外に設ける場合



(図 2) 専用タンクを給油取扱所の敷地内に設ける場合



⑤ 配管

固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンク又は簡易タンクからの配管のみとすること。（政令第 17 条第 9 号）

※地下タンクと電動式の簡易タンクを配管で結合して地下タンクから簡易タンクに危険物を常時くみ上げ、これから自動車等に給油するもの等は認められない。

（昭和 41 年 2 月 3 日自消丙予発第 15 号）

なお、配管の基準については、第 3 章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第 20「配管」によるほか、次の事項に留意すること。

- ア 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合とする。（★）
- イ 地上に設ける配管であって点検困難な場所又は上屋に設ける配管の接合部は、溶接継手とする。また、上屋内部に設ける場合は、有効に目視点検できる点検口を設ける。（★）
- ウ 危険物配管が上屋上部若しくは上屋内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設される場合は、規則第 13 条の 5 第 2 号に規定する「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」とすることができる。
- エ 上屋上部等直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は、配管上部に遮熱版を設ける方法により行うよう指導する。（★）
- オ 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設ける。また、注入用受け口は、整備室又は油庫に設けるよう指導する。（★）

⑥ 液面計（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号問 25）

- ア 「危険物の量を自動的に表示する装置」として、数基の専用タンクの表示を一の表示窓で行い、タンクごとの液量はスイッチで切り替えることにより表示する構造のものは認められる。
- イ 危険物の量を自動的に表示する装置と注入口との間の距離的制限はない。
- ウ デジタル式以外のゲージ装置も自動的に表示する装置とみてよい。なお、この装置は従来の危険物の量を自動的に覚知することができる装置と同様のものであり、いわゆる油量液面計をいうものである。

4 過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等

過疎地における給油取扱所においては、地上に簡易タンク以外の貯蔵タンクを設置することができる（令和 3 年 3 月 30 日消防危第 51 号「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」）がなされているが、当市においては該当する地域がないため、適用することができないこと。

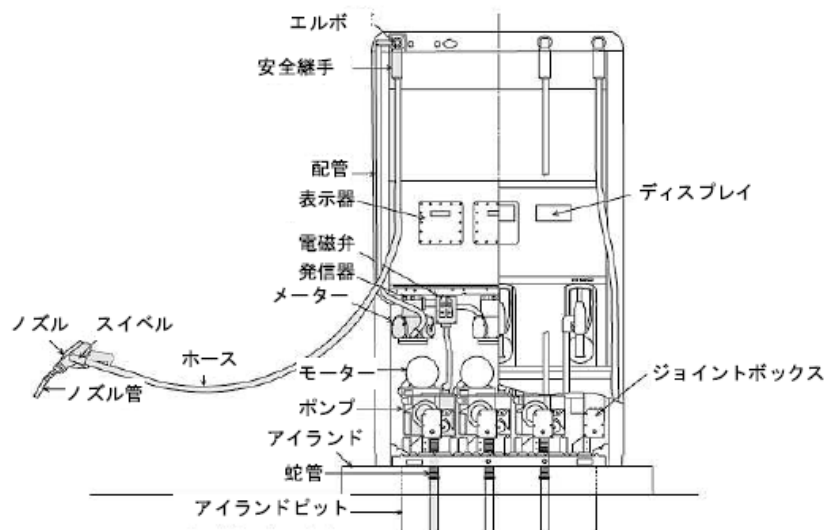
第 8 固定給油設備及び固定注油設備（令 1 7 - 1 - 1 0）

1 固定給油設備等の基本的事項

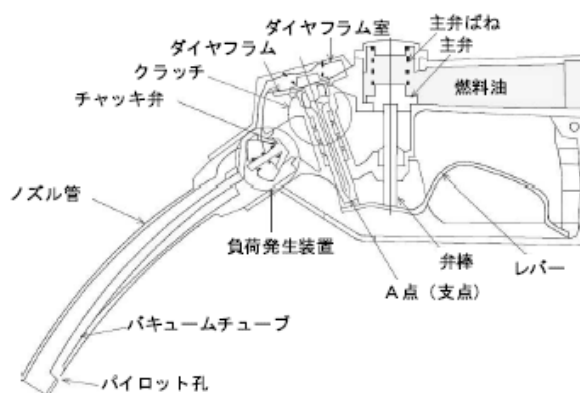
固定給油設備及び固定注油設備は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な総務省令（規則第 2 5 条の 2）で定める構造とするとともに、先端に弁を設けた全長 5 m [懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、総務省令（規則第 2 5 条の 2 の 2）で定める長さ] 以下の給油ホース又は注油ホース及びこれらの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

（政令第 1 7 条第 1 項第 1 0 号）

固定給油設備の構造例

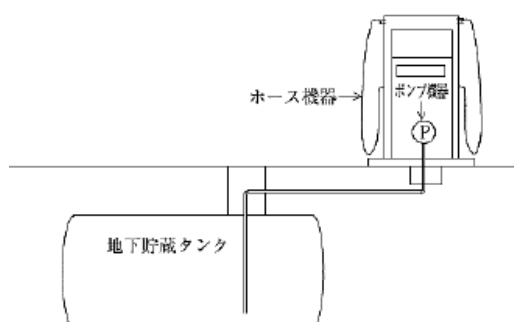


ノズルの構造例

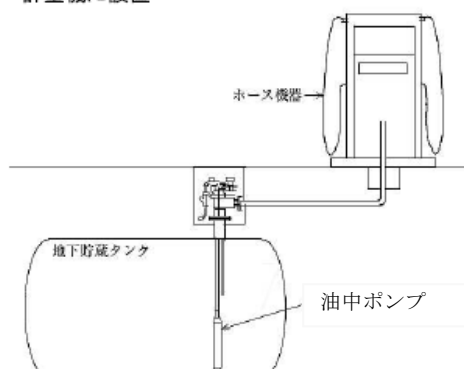


ポンプ機器とホース機器の組み合わせの分類

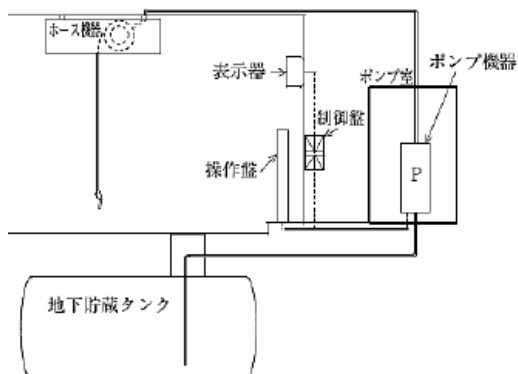
ポンプ機器及びホース機器を計量機に設置



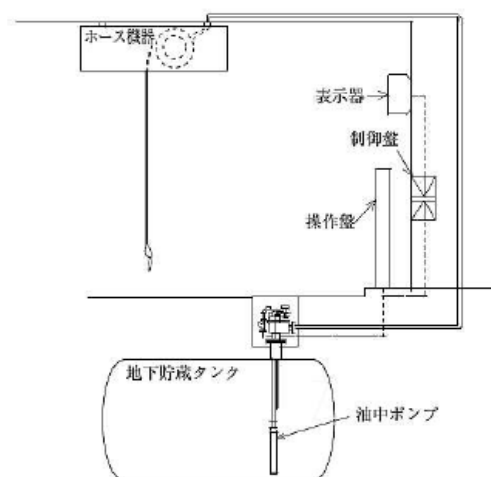
ポンプ機器を油中ポンプとし、ホース機器を計量機に設置



ポンプ機器をポンプ室に設置し、ホース機器を天井等に設置

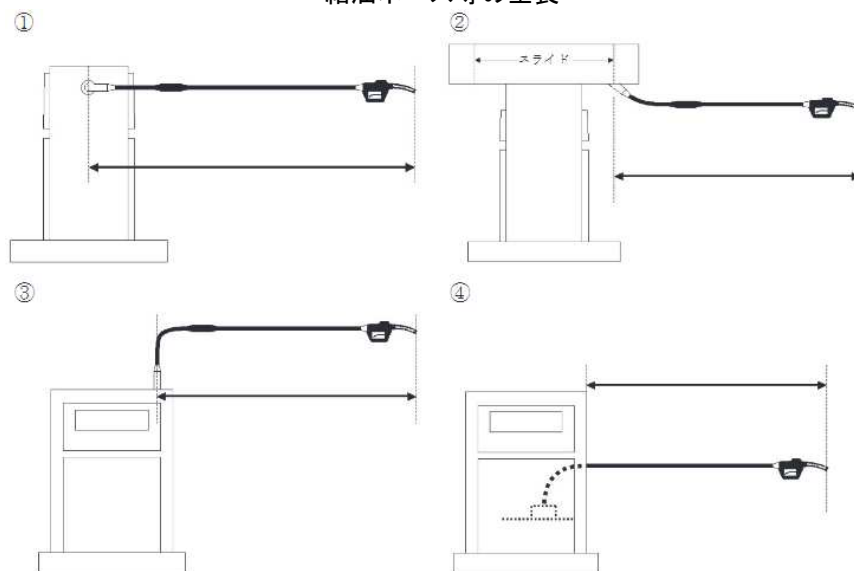


ポンプ機器を油中ポンプとし、ホース機器を天井等に設置



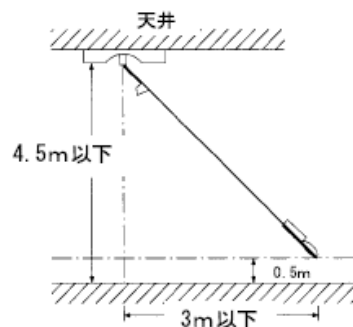
- (1) ホースの全長（懸垂式以外のもの）は、原則として、給油ホース及び注油ホースの取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さとする。
(平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号)

給油ホース等の全長



- (2) 懸垂式の固定給油設備の給油ホース等（ノズルを含む。）の全長は、ホース機器の引出口から地盤面上 0.5 m の水平面に垂線を下ろし、その交点を中心として半径 3 m を超える円を描くことができない長さとする。
(規則第 2 5 条の 2 の 2)

懸垂式給油ホースの長さの例



- (3) 固定給油設備等は、危険物保安技術協会における型式試験確認済のものとするよう指導すること。

(★)

2 固定給油設備等の構造

(1) ポンプ機器の構造

- ① ポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の先端における最大吐出量が次のとおりとなるものであること。

（規則第 2 5 条の 2 第 1 号）

油 種	最大吐出量
ガソリン又はメタノール若しくはこれを含有するもの	毎分 5 0 L 以下
軽 油	毎分 1 8 0 L 以下
灯 油	毎分 6 0 L 以下
軽油・灯油（車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する 固定注油設備のポンプ機器）	毎分 1 8 0 L 以下

- ② 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備のポンプ機器には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に、危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置をポンプ吐出管部に設けること。
- ③ ポンプ又は電動機を専用タンク内に設けるポンプ機器（以下「油中ポンプ機器」という。）は、規則第 2 4 条の 2 に掲げるポンプ設備の例によるものであること。
- ④ 油中ポンプ機器には、当該ポンプ機器に接続されているホース機器が転倒した場合において当該ポンプ機器の運転を停止する措置が講じられていること。

（①～④規則第 2 5 条の 2 第 1 項第 1 号イ～ホ）

- ⑤ 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備のポンプ設備の停止装置は、操作が容易で、かつ、安全な場所（当該固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置）に設置すること。

（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

- ⑥ 一のポンプに複数の給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。

- ⑦ 最大吐出量を毎分 1 8 0 L 以下とすることができるのは、灯油用固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。

- ⑧ 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合の、ポンプ機器を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

- ⑨ 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。

ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。

（⑥～⑨平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号）

(2) ホース機器の構造

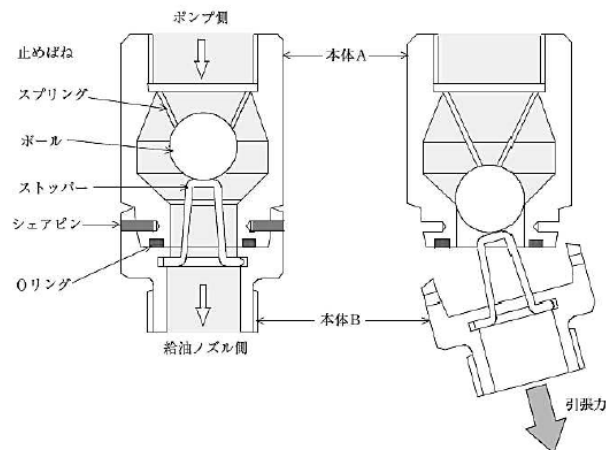
（規則第 2 5 条の 2 第 1 項第 2 号、平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号）

- ① 給油ホース等は、危険物に侵されないものとするほか、JIS K 6 3 4 3 「送油用ゴムホース」に定める 1 種の性能を有するものとする。
- ② 給油ホース等の先端に設ける弁及び給油ホース等の継手は、危険物の漏れを防止することができる構造とすること。
- ③ 給油ホース等は、著しい引張力が加わったときに当該ホース等の破断による危険物の漏れを防

止する措置が講じられているものであること。

「著しい引張力が加わったときに当該ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置」としては、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注入若しくは詰替えを自動的に停止する装置を設けること。この場合、安全継手にあつては200重量キログラム（2,000N）以下の力によって離脱するものであること。（後段 平成5年9月2日消防危第68号）

安全継手の構造例と作動状況

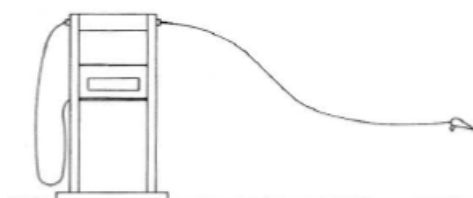


- ④ ホース機器は、当該ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造とすること。

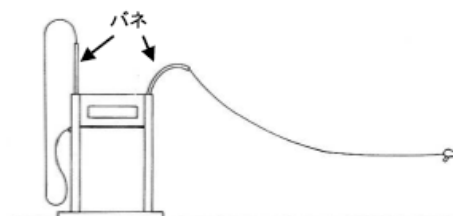
「給油ホース等を地盤面に接触しない構造」として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること。（下図参照）（後段 平成5年9月2日消防危第68号）

給油ホースを接触させない機能

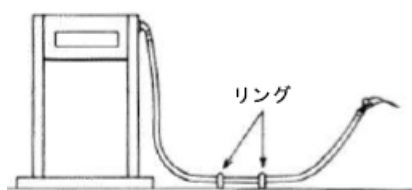
ホース取出し口を高い位置に設ける方法



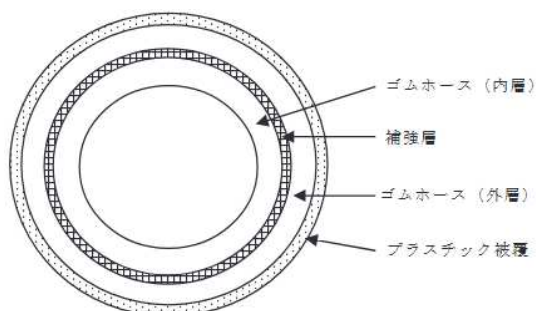
ホースをバネで上部に上げる方法



リング、カバーが取り付けられた給油ホース等



カバー



プラスチックで被覆された給油ホース等の構造(断面)

- ⑤ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器には、当該タンクの底部に達する注入管が設けられていること。

- ⑥ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器の注油ホースのうち、その先端における吐出量が毎分 6 0 L を超えるものにあつては、危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造のものとし、当該タンクへ専用に注入するものとする。

「危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造」は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する灯油用固定注油設備のホース機器のうち、最大吐出量が 6 0 L を超え 1 8 0 L 以下のポンプに接続されているものが有することとしてさしつかえない。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであつて、最大吐出量が 6 0 L を超え 1 8 0 L 以下のポンプに接続されているものが対象となる。（後段及び下記※ 平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号）

※ 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1 回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であつて 2, 000 L を超えない量であること。）以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造があること。

※ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみ供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。

- ⑦ 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合において当該ホース機器への危険物の供給を停止する装置が設けられていること。

「ホース機器への危険物の供給を停止する措置」として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等による装置が設けられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

（後段 平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号）

- ⑧ 固定給油設備等を据付ける基礎（アイランド）の内部及び底部は、漏れた危険物が浸透しないよう防水モルタル塗り等とすること。（★）

- ⑨ 懸垂式の固定給油設備等のポンプ機器は、営業用給油取扱所にあつては、規則第 2 5 条の 3 の 2 に規定する道路境界線等からの間隔を保つことを要しないポンプ室に設置するよう指導すること。（★）

(3) 固定給油設備等本体の内部配管の構造

- ① 配管は、金属製のものとし、かつ、0. 5 Mpa の圧力で 1 0 分間水圧試験を行ったとき漏洩その他の異常がないものであること。（規則第 2 5 条の 2 第 1 項第 3 号）

当該「配管」は、固定給油設備等本体の内部配管であつて、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいう。

また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験として、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行うことができる。（当市においては新設配管については水を使用することができる。）

また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当する。

（平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号）

- ② 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置を設けること。

なお、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に地下タンク等に戻すことができる装置（バイパス弁、リリーフ弁等）が設けられている場合はこの限りでない。

（★）

(4) 固定給油設備等の外装材料

- ① 難燃性を有する材料で造られた外装を設けること。ただし、ポンプ室に設けるポンプ機器又は油中ポンプ機器にあっては、この限りでない。(規則第25条の2第1項第4号)

外装に用いる難燃性を有する材料とは、不燃材料及び準不燃材料のほか、JIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料をいう。

ただし、油量表示部等、機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができる。

(平成5年9月2日消防危第68号)

なお、不燃材料については、別記2「不燃材料及び耐火構造」を、準不燃材料については、第3章 製造所第5「建築物の構造」、2参照のこと。

- ② 懸垂式給油ホース設備にFRP（ガラス繊維強化ポリエステル樹脂）を使用する場合は、次によること。

ア 使用するFRPは、難燃性を有するもの（JIS K 6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」の規格による不燃性相当品）であること。

イ FRPを使用する部分は、給油ホース設備のカバー及びホースリール、油量等の表示設備ケースであること。

(昭和47年10月31日消防予第174号、昭和49年9月12日消防予第113号)

(5) 火花を発生させるおそれのある機械器具等の構造

火花を発生させるおそれのある機械器具等を設ける場合は、可燃性蒸気が流入しない構造とすること。(規則第25条の2第1項第5号)

可燃性蒸気が流入しない構造（ベーパーバリア）とは、平成13年3月30日消防危第43号「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」によること。

なお、ベーパーバリアは次のように分類される。

ア 「ソリッドベーパーバリア」とは、気密性を有する間仕切りにより可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

イ 「エアーベーパーバリア」とは、一定の構造を有する間仕切りと通気を有する空間（エアーギャップ）により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

(6) 固定給油設備等の静電気除去

- ① 給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000Ω未満であること。

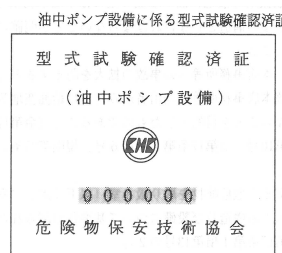
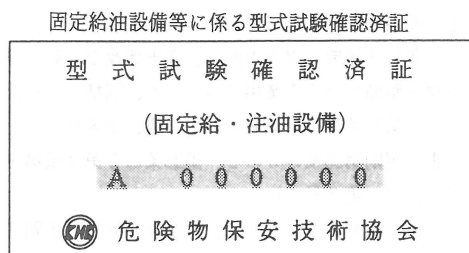
(平成5年9月2日消防危第68号)

- ② 給油管の先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置とは、電気良導体である線等でノズルとタンク部分又はノズルと大地を接続させる等の装置である。

(昭和37年4月6日自消丙予発第44号)

(7) 固定給油設備等の構造等の確認

- ① 危険物保安技術協会による型式試験確認済証が貼付されているものは、構造・機能に関する技術上の基準に適合していると判断できる。(昭和63年5月30日消防危第74号)



※ 試験確認番号欄の A～F のアルファベット記号は固定給油設備等の最大吐出量による区分（次表）を示す。

区分	内容
A	最大吐出量が 50 L/分以下の固定給油設備等。 （最大吐出量の同じものを 2 以上組み込んだ固定給油設備等を含む）
B	最大吐出量が 50 L/分を超え、60 L/分以下の固定給油設備等。 （最大吐出量の同じものを 2 以上組み込んだ固定給油設備等を含む）
C	最大吐出量が 60 L/分を超え、180 L/分以下の固定給油設備等。 （最大吐出量の同じものを 2 以上組み込んだ固定給油設備等を含む）
D	最大吐出量の異なる A 及び B を 2 以上組み込んだ固定給油設備等
E	最大吐出量の異なる A 及び C を 2 以上組み込んだ固定給油設備等
F	最大吐出量の異なる B 及び C を 2 以上組み込んだ固定給油設備等

- ② 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備にあつては、防爆性能を有すること。
（平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号）

詳細については、別記 7【電気設備】によること。

- ③ 固定給油設備等は、危険物保安技術協会における型式試験確認済のものとするよう指導すること。
（★）

- ④ 上記型式試験確認済証の貼付のない場合は、メーカーの自社検査報告書により確認することができる。
（★）

(8) その他

- ① メーター指示部とノズルホース部が回転する固定給油設備を設置することができる。
（昭和 50 年 7 月 22 日消防予第 64 号）

- ② 一の固定給油設備の内部に複数のポンプ設備を設け、その内の一つを懸垂式ホース機器と配管で結び固定注油設備とすることは認められない。
（平成 4 年 2 月 6 日消防危第 13 号）

- ③ 固定注油設備のアイランドは、固定給油設備のアイランドと兼ねることはできない。
（昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号）

- ④ 固定注油設備が固定給油設備の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合している場合は、当該固定注油設備を固定給油設備として、ガソリン、軽油等を取扱って差し支えない。
（昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号）

第 9 固定給油設備及び固定注油設備の表示（令 17-1-11）

1 表示の方法

固定給油設備及び固定注油設備には、総務省令（規則第 25 条の 3）で定めるところにより、見やすい箇所に防火に関し必要な事項を表示すること。
（政令第 17 条第 1 項第 11 号）

表示は、危険物の取扱いに際し、誤販売等を防止することを目的とするものである。

- (1) 給油ホース等の直近の位置に表示すること。
（規則第 25 条の 3）
直近の位置とは、固定給油設備若しくは灯油用固定注油設備の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体ケース）又は給油管若しくは注油管自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいう。
（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
- (2) 取り扱う危険物の品目を表示すること。
（規則第 25 条の 3）
品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうが、レギュラー、ハイオク等の通称名によるものでも差し支えない。
（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
- (3) 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみ供する固定注油設備の注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供する旨の表示がなされていること。
（平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号）

第 1 0 固定給油設備及び固定注油設備の位置（令 1 7－1－1 2～1 3）

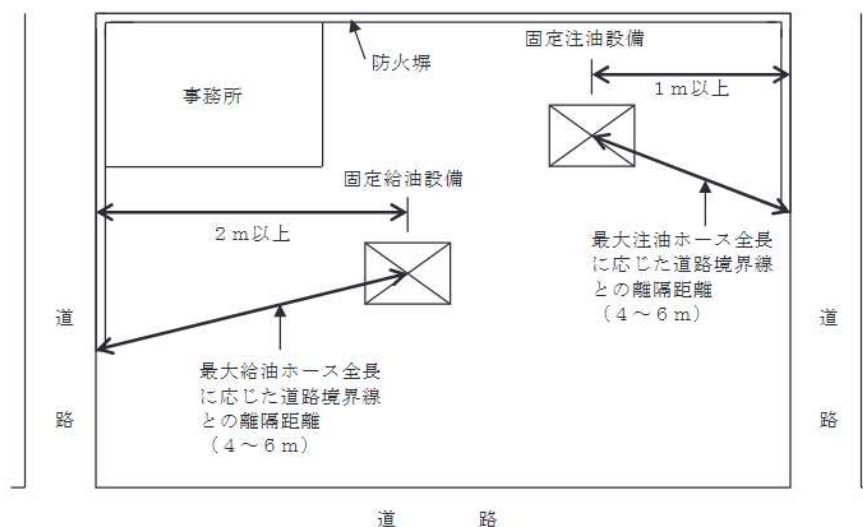
1 固定給油設備の位置

固定給油設備は、次に掲げる道路境界線等からそれぞれ当該道路境界線等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令（規則第 2 5 条の 3 の 2）で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。（政令第 1 7 条第 1 項第 1 2 号）

固定給油設備の位置は、道路境界線側については、給油時に自動車等の一部又は全部給油取扱所の空地からはみ出ることがないように、給油管の長さ、車幅等を勘案して定められたものである。

また、敷地境界線及び建築物側については、給油等に伴う危険物の漏洩、可燃性蒸気の滞留等の事態が生じた場合における出火防止、火災等が発生した場合の延焼防止等、防災上の観点から、道路境界線から 4 m 以上、敷地境界線及び建築物の壁から 2 m 以上の間隔を保つよう規定されている。

ただし、給油取扱所の建築物の開口部のない壁の側については、これらのおそれが少ないので危険物の取扱い、維持管理等を考慮して 1 m 以上に緩和されている。



固定給油設備等の位置（例）

- (1) 道路境界線からの離隔距離次表のとおり。（ただし、ホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。）

固定給油設備の区分		間 隔
懸垂式の固定給油設備		4 m 以上
その他の 固定給油設備	固定給油設備に接続される給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下「最大給油ホース全長」という。）が 3 m 以下のもの	4 m 以上
	最大給油ホース全長が 3 m を超え 4 m 以下のもの	5 m 以上
	最大給油ホース全長が 4 m を超え 5 m 以下のもの	6 m 以上

- (2) 敷地境界線からの離隔距離 … 2 m 以上

- (3) 建築物の壁からの離隔距離 … 2 m 以上（壁に開口部がない場合には、1 m 以上）

- (4) ホース機器と分離して設置されるポンプ機器

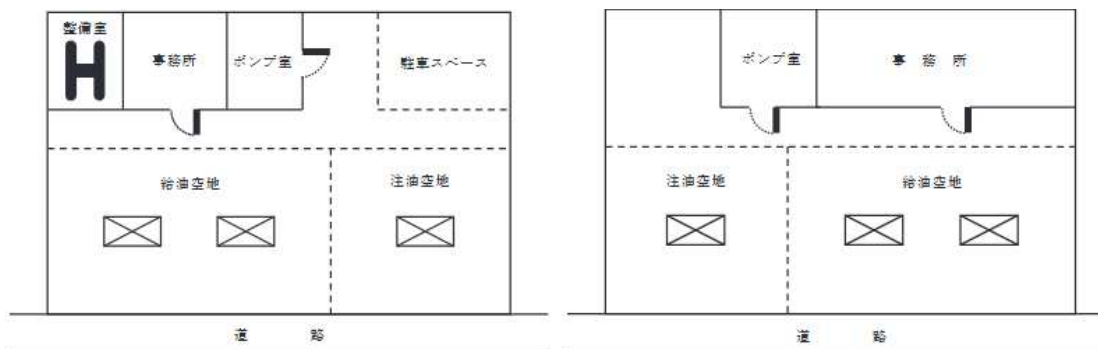
次の条件に適合するポンプ室にポンプ機器を設ける場合又は油中ポンプ機器を設ける場合のポンプ機器については、間隔を保つことを要しない。（規則第 2 5 条の 3 の 2）

- ① ポンプ室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とすること。（規則第 2 5 条の 3 の 2 第 1 号）

- ② ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、ポンプ室以外の部分に可燃性の蒸気が流

入することを防止するための出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
(規則第25条の3の2第2号)

「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、事務所等への可燃性蒸気流を防止し、火災等の影響を排除すること目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はなく、給油空地、注油空地、及びその他の給油取扱所の空地（屋外又は給油若しくは灯油の詰替えため作業場）に面していることをいうものであること。
(平成元年5月10日消防危第44号)



ポンプ室の設置例

③ ポンプ室には、窓を設けないこと。
(規則第25条の3の2第3号)

④ 前①～③によるほか、第15「ポンプ室その他危険物を取り扱う室（ポンプ室等）」の基準（油庫に関する部分を除く。）にも適合したものとすることが必要であること。
(平成元年3月3日消防危第15号)

2 固定注油設備の位置

固定注油設備は、次に掲げる固定給油設備等からそれぞれ当該固定給油設備等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。
(政令第17条第1項第13号)

(1) 固定給油設備からの離隔距離（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）

固定給油設備の区分		間隔
懸垂式の固定給油設備		4 m以上
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が3 m以下のもの	4 m以上
	最大給油ホース全長が3 mを超え4 m以下のもの	5 m以上
	最大給油ホース全長が4 mを超え5 m以下のもの	6 m以上

(2) 道路境界線からの離隔距離

固定給油設備の区分		間隔
懸垂式の固定注油設備		4m以上
その他の固定注油設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下「最大注油ホース全長」という。）が3 m以下のもの	4m以上
	最大注油ホース全長が3 mを超え4 m以下のもの	5m以上
	最大注油ホース全長が4 mを超え5 m以下のもの	6m以上

(3) 敷地境界線からの離隔距離…1 m以上

(4) 建築物の壁からの離隔距離…2 m以上（壁に開口部がない場合には、1 m以上）

ただし、固定給油設備の場合と同様ポンプ室にポンプ機器を設ける場合又は油中ポンプ機器を設ける場合のポンプ機器については、間隔を保つことを要しない〔前1.(4)参照〕。

3 離隔距離の起算

- (1) 離隔距離は、固定給油設備及び固定注油設備の中心点までの距離とする。ただし、懸垂式のもののうち給油管、注油管の取付け部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とする。
(昭和62年4月28日消防危第38号)
- (2) 「建築物」には、給油取扱所以外の建築物も含まれる。また、「敷地境界線」とは、給油取扱所の境界ではなく、隣地、河川等の一般的に敷地境界線といわれる部分をいう。
(昭和62年9月9日消防危第91号)
- (3) 建築物の「壁に開口部がない」範囲は、固定給油設備等の位置から水平距離2mの範囲内に開口部がない場合とする。
また、建築物のはめごろし窓とガラリは、開口部に該当する。
(昭和45年4月4日消防危第60号)
- (4) 2以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔距離規制はないものであること。
(昭和62年4月28日消防危第38号)
- (5) 固定注油設備のアイランドは、給油空地内に設けないこと。また、固定給油設備と固定注油設備との離隔距離が設けられている場合でもアイランドの共有は認められない
(昭和62年6月17日消防危第60号)

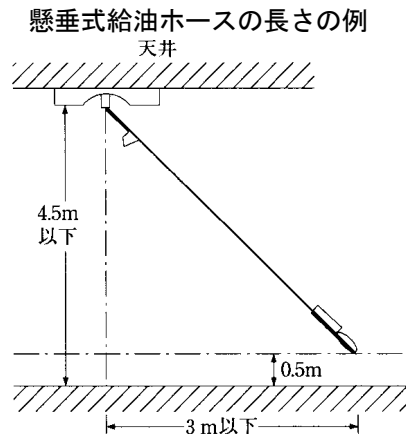
第 1 1 懸垂式固定給油設備等のホース機器引出口の高さ・緊急停止装置（令 1 7 - 1 - 1 4 ~ 1 5）

1 ホース機器の引出口の高さ及び ホース等の全長

懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、ホース機器の引出口の高さを地盤面から4.5m以下とすること。
(政令第17条第1項第14号)

「ホース引出口の高さ」とは、地盤面から外装下端までをいうものであること。

(平成元年3月3日消防危第15号)



2 緊急停止装置

懸垂式の固定給油設備又は固定注油設備を設ける給油取扱所には、当該固定給油設備又は固定注油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
(政令第17条第1項第15号)

- (1) 「緊急停止装置」は、設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とする。
- (2) 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁等見やすい位置とすること。
(平成元年3月3日消防危第15号)

第 1 2 建築物の規制（令 1 7 - 1 - 1 6 ~ 1 7 ・ 2 0）

1 建築物の規制

給油取扱所には、給油その他の業務のための建築物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途〔規則第25条の4〕に供するものに限る。）以外の建築物その他の工作物を設けないこと。

この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入りする建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令〔規則第 2 5 条の 4 第 2 項〕で定める面積（3 0 0 m²）を超えてはならない。（令第 1 7 条第 1 項第 1 6 号）

なお、建築物の用途制限の規定は、給油取扱所の敷地内に対するものであり、他用途とする部分には適用されないものであること。

2 建築物の用途

政令第 1 7 条第 1 項第 1 6 号の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。（規則第 2 5 条の 4）

- (1) 給油又はこれに付帯する業務のための用途（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号、平成 13 年 11 月 21 日消防危第 127 号、平成 22 年 7 月 23 日消防危第 158 号、平成 31 年 4 月 19 日消防危第 81 号、令和 6 年 2 月 29 日消防危第 40 号）

危規則 第 25 条の 4	区 分	用 途 範 囲	面積制限 適用有無
第 1 号	給油又は灯油の詰め替えのための作業場 （上屋、キャノピー）	・ 給油又は注油を行う作業場 ・ ポンプ室 ・ 油庫 ・ コンプレッサー室	無
第 2 号	給油取扱所の業務を行うための事務所	・ 社長室、応接室、会議室 ・ 便所、湯沸室、洗面所 ・ 更衣室、従業員休憩室	有
第 3 号	自動車等の点検、整備を行う作業場	・ リフト室	有
第 4 号	自動車等の洗浄を行う作業場	・ 移動式、固定式、コンベアー式洗車機 ・ 洗車場、洗車室	無
第 5 号	給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所 （上記を「本店事務所等」という。）	・ 所有者等の住居 ・ 他の給油取扱所の業務を行うための事務所	無
第 6 号	消防法施行令別表第一(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項～(13)項イまで、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）		有

※ 第 1 号から第 6 号までに掲げる用途に供する建築物の部分には、それぞれの用途に機能的に従属する部分（例えば、廊下、洗面所、会議室、更衣室、休憩室、応接室、雑品庫、機械室、ボイラー室等）を含むものであること。（S62. 4. 28 消防危第 38 号）

※ 第 3 号の給油取扱所における自動車等の点検・整備を行う作業場は、点検・整備のための床又は壁で区画された部分で、通常業務において係員以外の者の出入りのない部分をいう。（H13. 11. 21 消防危第 127 号）

※ 第 5 号の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。（S62. 4. 28 消防危第 38 号）

※ 第 6 号に掲げる用途については、消防法施行令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定により同号に掲げるいずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むものであること。なお、同運用については、「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和 50 年消防予第 41 号・消防安第 41 号）1 (1) によること。（みなし従属規定の適用は認められない。）（R6. 2. 29 消防危第 40 号）

※ 給油取扱所に設ける建築物については、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理を徹底すること。（消防法第 8 条の 2 の 4 の規定は適用される）なお、当該建築物が消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項に規定する防火対象物に該当するときは、消防法に基づき防火管理者の選任等が必要であること。

この場合、危険物保安監督者と同一の者とするのが望ましい。

（R6. 2. 29 消防危第 40 号、後段 H1. 5. 10 消防危第 44 号問 64）

- (2) その他の給油又はこれに付帯する業務のための用途と認められるもの

- ① 店舗内における指定数量未満の潤滑油、灯油、塗料等の容器販売
- ② 店舗内におけるカートリッジタイプのガスボンベの販売
- ③ L P G 販売の取り次ぎ

- ④ コインランドリーの営業
- ⑤ 自動車等の 1 2 ヶ月、2 4 ヶ月定期整備点検

(①～④昭和62年 6 月17日消防危第60号)

- ⑥ 次に掲げるものは、規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 3 号の「自動車の点検・整備を行う作業場」に該当する。

ア 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務 (平成14年 2 月26日消防危第29号)

イ コンプレッサー室のコンプレッサーを点検・整備を行う作業場で用いられる場合
(平成 6 年 7 月29日消防危第66号質疑)

ウ 自動車の板金業務

板金業務に伴い火花を発するおそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底すること。

(平成31年 4 月19日消防危第81号)

- ⑦ ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあっては差し支えない。

(平成 9 年 3 月25日消防危第27号)

なお、「直近に設けない」とは、ドライブスルーを利用するドライブスルーを利用する車両が給油空地又は注油空地に入ることなく通行できる距離を有していることをいう。

- ⑧ 建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば、P H S 等のアンテナを設けても差し支えない。

(平成 9 年 3 月 25 日消防危第 27 号)

- ⑨ 規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 6 号の用途に供する部分においては、物品の販売、展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付け、行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限がないものであること。

(昭和62年 4 月28日消防危第38号)

- (3) 給油又はこれに付帯する業務のための用途とは認められないもの

(昭和62年 4 月28日消防危第38号)

- ① 給油取扱所の従業員の寄宿舎、長距離トラック運転手用の簡易宿舎、公衆浴場等
- ② 立体駐車場、ラック式ドラム缶置場、大規模な広告物等の建築物以外の工作物

3 建築物の面積制限

建築物の面積規定（令第 1 7 条第 1 項第 1 6 号）3 0 0 m²の適用を受ける部分は、規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号の用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。）とする。

(規則第 2 5 条の 4 第 2 項)

- (1) 「自動車等の点検・整備を行う作業場」は面積制限を受ける部分（給油取扱所の係員のみ出入りするものを除く。）に含まれるが、その作業内容によって、顧客に対し作業内容等を説明するため、係員同伴で一時的に顧客が出入することがある。このような係員同伴での顧客の作業場への一時的な出入りは、顧客が係員の監督下に常時おかれた状態であるので、当該顧客を係員として扱って差し支えないものである。この場合、顧客に対して、安全上必要な注意事項を自動車等の点検・整備を行う作業場に掲示すること。

(平成13年11月21日消防危第127号)

- (2) 規則第 2 5 条の 4 各号の用途に供される建築物を 2 棟以上設けることができるが、この場合において、全ての建築物の床面積の合計は、3 0 0 m²を超えないものとする。

(平成31年 4 月19日消防危第81号)

- (3) 非常用発電機の保管場所として専用の物置倉庫を設置する場合、当該物置倉庫は、事務所として整備する物品の保管場所であり、規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 2 号による規制とすること。

(令和 2 年度危険物事故防止ブロック会議における消防庁意見)

- (4) 既設の給油取扱所に設ける建築物のうち、給油取扱所の業務を行うための事務所 給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場、自動車等の点検・整備を行う作業場の用途に係る部分の床面積の合計が 3 0 0

平方メートルを超えているものについては、昭和 6 2 年 4 月 3 0 日におけるこれらの用途に係る部分の床面積の合計を超えて増改築等を行ってはならないものであること。

(昭和62年 4 月28日消防危第38号)

4 建築物の構造等

(1) 建築物の主要構造部の構造等

- ① 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるもの（「給油又は灯油の詰め替えのための作業場」、「自動車等の点検・整備を行う作業場」、「自動車等の洗浄を行う作業場」部分を除く。）に防火設備を設けること。

この場合において、当該建築物の「給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本店事務所等」という。）」部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。

(政令第 1 7 条第 1 項第 1 7 号、規則第 2 5 条の 4 第 3 ～ 4 項)

後段については、本店事務所等への事故の拡大を防止するとともに、当該本店事務所等の利用者がみだりに給油空地等に立入らないことを目的としたものである。

(平成元年 3 月 3 日消防危第15号)

- ② 規則第 2 5 条の 4 第 3 号（自動車等の点検・整備を行う作業場）、第 4 号（自動車等の洗浄を行う作業場）に係る自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料で造られた戸で差し支えないものであること。

(昭和62年 6 月17日消防危第60号)

- ③ 建築物の配置、出入口の位置等については、上記の面積制限に適合する限り、火災予防上明らかに危険であると認められる事例について消防機関が所要の指導を行う場合を除き、特に制限はないものであること。

(昭和62年 4 月28日消防危第38号)

- ④ 出入口を自動ドア（電動式）とする場合は、その設置対象である建築物が事務所（管理室）等である場合は、可燃性蒸気等の滞留するおそれのある場所に該当せず、附随する電気設備はすべて防爆構造以外のもので支障ない。構造等については、次のとおりとすること。

(昭和43年 6 月 3 日消防予第155号)

ア 設問の型式のドアを設ける場合は、片引きのドアとすること。

イ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所については、防爆構造とすること。

- ⑤ 事務所その他火気を使用するものの出入口等の規定については、第 1 3 「可燃性蒸気流入防止構造」によること。

- ⑥ 本店事務所等との区画する床又は壁を貫通する管については次によること。

ア 給油取扱所に関係のない管は貫通させないこと。（★）

イ 貫通部の大きさは必要最小限とすること。（★）

ウ 貫通部においては、モルタルその他の不燃材料で埋戻しの措置を講ずること。

(2) 上屋（キャノピー）

- ① 上屋の支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置であること。

- ② 上屋（キャノピー）に採光のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、政令第 2 3 条を適用し認めて差し支えない。

(平成13年 3 月16日消防危第33号)

ア 地震による震動により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。

イ 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう網入りガラス等を使用していること。

ウ 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。

エ ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障のないものであること。

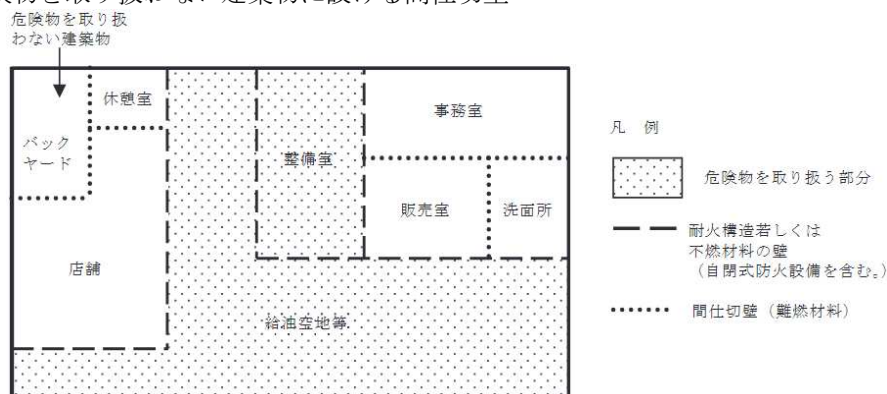
- ③ 小屋組みのないキャノピーの「はり」については、耐火構造とは認められないが、火災危険等から判断して政令第23条を適用し、耐火構造以外で火災安全上適切な構造とすることができる。
(平成19年第56回危険物委員会審議結果)

(3) 建築物の内部構造等

- ① 建築物の壁のうち、次のア又はイの間仕切壁については、政令第23条の規定を適用し、準不燃材料又は難燃材料（建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）の使用を認めて差し支えない。※特例申請不要（平成9年3月26日消防危第31号）

ア 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

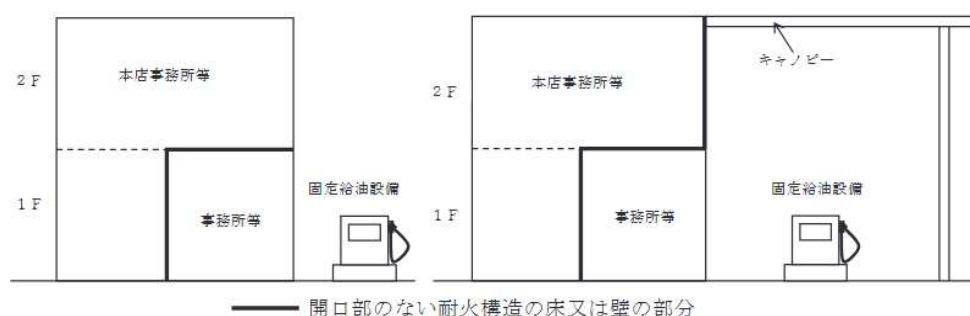
イ 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

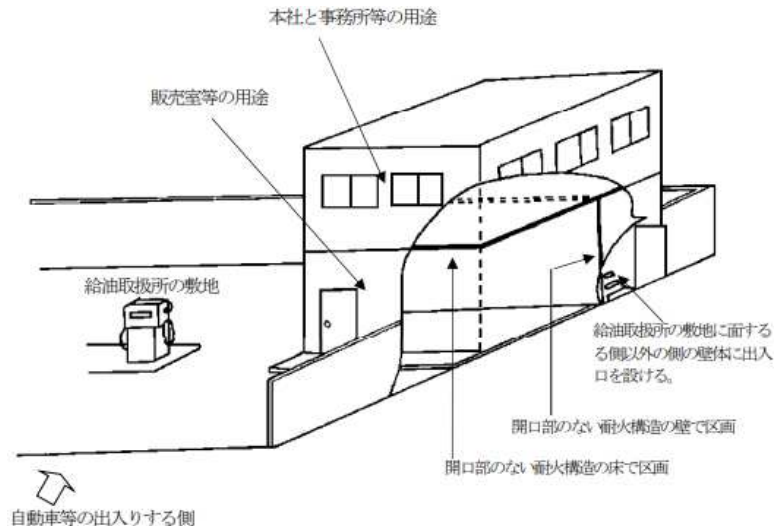


- ② 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く。）は、網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できる。
- ③ 規則第25条の4第1項第5号に規定する「本店事務所等」と、その他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、次図の例によること。

(平成元年5月10日消防危第44号)

なお、当該区画は、規則第25条の4第4項に規定する「給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造」とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とする必要があること。





ア 給油取扱所と本社事務所等との区画について、当該区画された部分には避難口として必要最低限の開口部も認められない。
(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

- ④ 販売室等にカーテンやじゅうたん等を使用する場合は、消防法第 8 条の 3 の規定に基づき防火性能を有すること。なお、難燃性を有する材料以上のものでも差し支えないこと。
- ⑤ 所有者、管理者又は占有者の住居内の内装については、制限はないものであること。

第 1 3 可燃性蒸気流入防止構造 (令 1 7 - 1 - 1 8)

1 設置を要する場所

給油取扱所の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの (総務省令で定める部分を除く。) は、漏れた可燃性蒸気はその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。

(政令第 1 7 条第 1 項第 1 8 号)

なお、総務省令で定める部分とは、次のとおりであること。

(規則第 2 5 条の 4 第 5 項)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車等の点検・整備を行う作業場 (2) 自動車等の洗浄を行う作業場 |
|---|

2 可燃性蒸気が内部に流入しない構造

可燃性蒸気はその内部に流入しない構造とは、次のとおりであること。(規則第 2 5 条の 4 第 5 項)

- (1) 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖式のものとすること。

- ① 事務所の出入口に自動ドアを設ける場合、上記の構造を有するものであれば、引分けドアの使用を認めて差し支えない。
(平成 17 年 12 月 19 日消防危第 295 号)

- (2) 犬走り又は出入口の敷居の高さは、1 5 センチメートル以上であること。

- ① 事務所等への荷物の搬入又は車椅子使用者に対する利便性の向上から、これに代えてスロープを設置する場合は、次によること。
(平成 9 年 3 月 14 日消防危第 26 号)

ア スロープの最下部から最上部までの高さが 1 5 cm 以上であること。

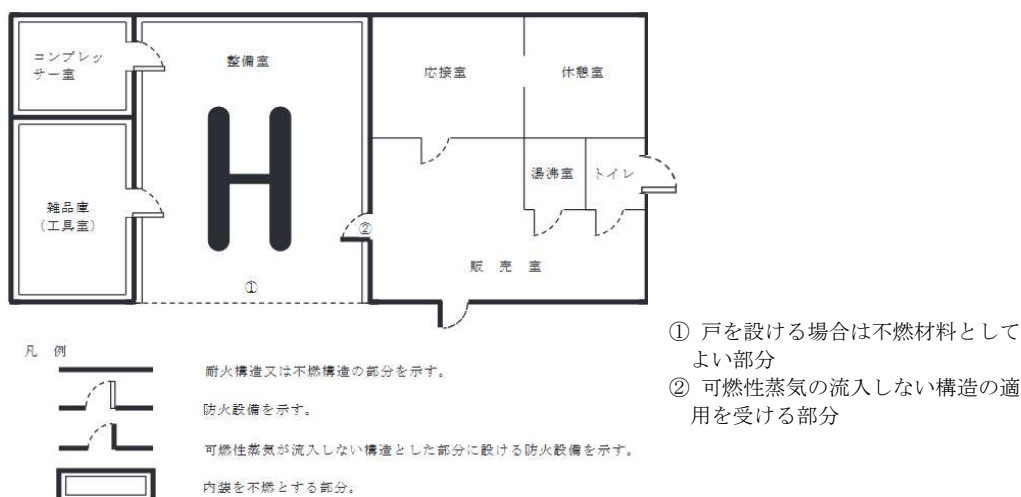
なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が 1 5 cm 以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

イ スロープは、給油又は注油に支障のない位置に設けること。

ウ スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

- (3) 政令第 1 7 条第 1 項第 1 8 号に規定する「事務所その他火気を使用するもの」には、事務所のほか、規則第 2 5 条の 4 第 1 項各号 (3 号及び 4 号除く。) に掲げる用途のうち、火気を使用するものが該当する。

なお、規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる作業場 (自動車等の点検・整備を行う作業場、自動車等の洗浄を行う作業場) は、「事務所その他火気を使用するもの」から除かれているが、当該作業場と事務所等の出入口については、可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものである。



第 14 給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁（令 17-1-19）

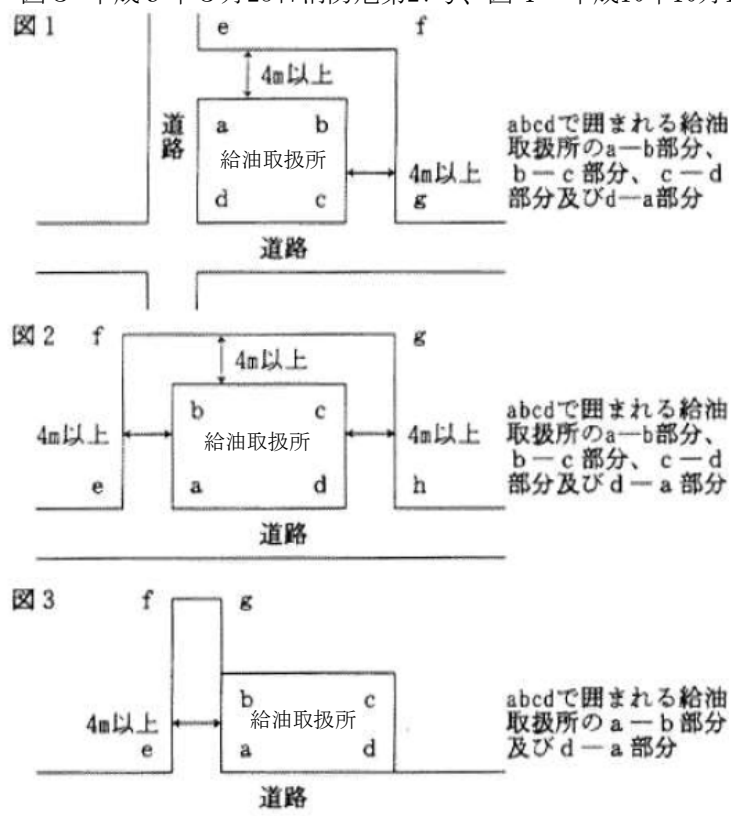
給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ2m以上の塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令（規則第25条の4の2）で定めるものを設けること。
(政令第17条第1項第19号)

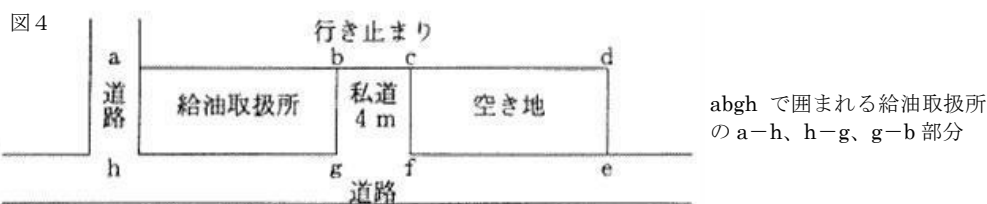
1 塀又は壁の設置位置

- (1) 「自動車等の出入りする側」とは、幅員がおおむね4メートル以上の道路（規則第1条第1号に規定するもの）に接し、かつ、給油を受けるための自動車等の出入りできる側であること。
- （昭和51年11月16日消防危第94号）

- (2) 危規則第1条第1号ニに規定する「道路」とは、私道でも差し支えないものであるが、現に道路としての形態を有し、一般の交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、次図に示す部分は防火堀を設けないことができる。

(図1～図3 平成9年3月25日消防危第27号、図4 平成10年10月13日消防危第90号)





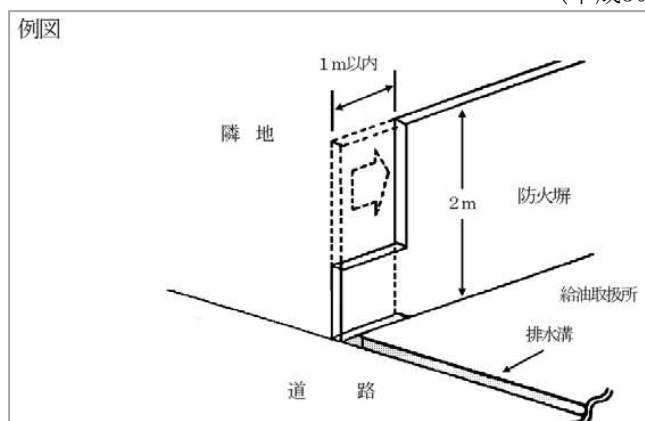
- (3) 前(2)の道路については、縁石や柵等で区画されていなくても、防火塀を設けないことができる。
(平成31年4月19日消防危第81号)

2 給油取扱所の塀又は壁の基準

塀又は壁は、次に掲げる要件に適合する塀又は壁とする。(規則第25条の4の2)

- (1) 開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いるものに限る。）が設けられたものを除く。）を有しないものであること。
- (2) 給油取扱所において告示で定める火災（告示第4条の5第1項）が発生するものとした場合において、当該火災により当該給油取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所（告示第4条の5第2項）における輻射熱が告示で定める式（告示第4条の5第3項）を満たすこと。
- (3) 給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、視認性確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低い場合、政令第23条を適用し、塀又は壁に道路境界線から1m以内に限り、切欠きを設けてよい。※特例申請不要

(平成30年3月29日消防危第42号)



- (4) 塀又は壁の高さが2mであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が告示で定める式を満たすかどうかにより、塀又は壁を2m越えるものとする必要があるかどうか判断すること。
(平成18年5月10日消防危第113号)
- (5) 1階販売室の建築物の壁体を兼ねる防火塀に敷地外へ直接通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、必要最小限度の随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備とする。
(昭和62年6月17日消防危第60号)
- (6) 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける換気口、ダクト等は防火ダンパーが設けられたものとする。
- (7) 給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する上屋等が、給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁に近接して設けられている場合にあつては、当該塀又は壁は上屋等まで立ち上げ、一体とすること。※屋外及び屋内給油取扱所共通

(平成元年3月3日消防危第15号、平成元年5月10日消防危第44号)

- (8) 防火塀は給油取扱所の敷地内に設けるものであることから、防火塀を兼ねることができる建築物は給油取扱所の敷地内に設けるものに限り、給油取扱所の敷地外の建築物（例えば、給油取扱所と隣接する倉庫等）の壁を防火塀とすることはできないこと。

3 給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等

- (1) 規則第 2 5 条の 4 の 2 第 2 号の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。

(告示第 4 条の 5 2 第 1 項)

① 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から自動車等の燃料タンクに給油中又は容器若しくは車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災

② 固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災

※ ①、②の火災については、過去の事故事例等を踏まえて、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃料継続時間を 1 0 分間と想定する。

(平成 18 年 9 月 19 日消防危第 191 号)

③ 専用タンク（令第 1 7 条第 1 項第 7 号の専用タンクをいう。）に危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災

※ ③の火災については、漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンクの荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

(平成 18 年 9 月 19 日消防危第 191 号)

- (2) 規則第 2 5 条の 4 の 2 第 2 号の告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。

(告示第 4 条の 5 2 第 2 項)

① 給油取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏（耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものを除く）で当該給油取扱所に面する部分の表面

② 給油取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備（令第 9 条第 1 項第 7 号の防火設備をいい、ガラスを用いたものに限る。）の給油取扱所に面しない側の表面

※ ①、②に掲げる箇所がない場合は、計算は不要であること。

- (3) 規則第 2 5 条の 4 の 2 第 2 号の告示で定める式は、次のとおりとする。

(告示第 4 条の 5 2 第 3 項)

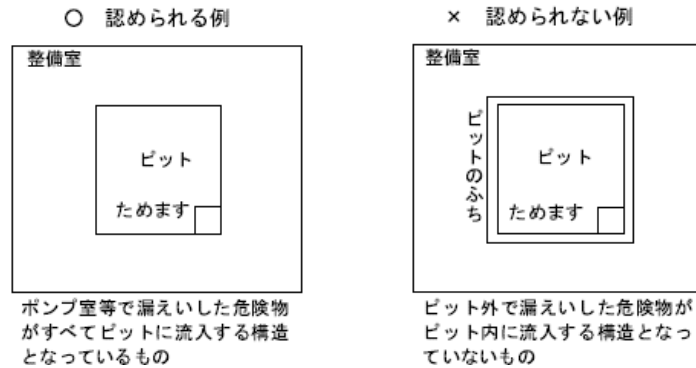
$$\int_0^{t_e} q^2 dt \leq 2,000$$

t_e は、燃焼時間（分） q は、輻射熱（kW/m²） t は、燃焼開始からの経過時間（分）

※ 給油取扱所の塀又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、次の図の建築物の外壁のうち A の部分について輻射熱が告示第 4 条の 5 2 第 3 項で定める式を満たすための措置が必要な部分になる。（次図参照）
(平成 18 年 9 月 18 日消防危第 191 号)

1 ポンプ室等

- 11-49



② 危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

ア 採光、照明のいずれかが設置されていれば足りること。

(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

イ 換気設備は、③に規定する排出設備を設けた場合は当該設備と兼用することができる。

③ 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある室には、その蒸気を屋外に排出する設備を設けること。

ア 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある室」とは、一般には引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室等が考えられる。また、「屋外」には、給油取扱所の給油空地に面した部分も含まれる。

(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

④ ①～③によるほか、次の各用途についてはそれぞれに定める構造によること。(★)

ア (2)に掲げるポンプ室以外のポンプ室

- a ポンプ室は 1 階に設けること。
- b ポンプ室に天井を設けないこと。
- c ポンプ設備は点検が容易に行えるよう、ポンプ設備と壁との間におおむね 50cm 以上の間隔を、ポンプ設備相互間にはおおむね 30cm 以上の間隔を確保する。
- d 排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、排出口の先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気設備から 1.5m 以上離れた敷地内とする。

イ 油庫

①～③によるほか、別記 6「換気、排出設備」によること。

ウ 整備室

- a 営業中整備室の間口を開放して使用する形態のものにあつては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができること。
- b 整備室に設ける貯留設備のうち、油分離槽に通じる配管を設ける場合は、貯留設備の直近に閉鎖バルブを設けること。

(2) 政令第 17 条第 1 項第 12 号に定める道路境界線からの離隔距離を要しないポンプ室は、前(1)①～④アによるほか、前 I「屋外給油取扱所」第 10「固定給油設備及び固定注油設備の位置」1(4)によること。

(規則第 25 条の 3 の 2)

第 16 電気設備 (令 17-1-21)

1 電気設備

電気設備は、政令第 9 条第 1 項第 17 号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

(規則第 17 条第 1 項第 21 号)

危険物を取り扱う施設においては、可燃性蒸気又は可燃性微粉が漏洩し、又は滞留するおそれがあるので、このような場所に設ける電気設備については、電気設備が火災等を発生させる火源とならないように配慮することを目的としている。

2 電気設備の基準

電気設備の基準は、別記 7「電気設備」によるものとする。(★)

第 1 7 附随設備（令 1 7 - 1 - 2 2）**1 附随設備の基準**

自動車等の洗浄を行う設備その他給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、総務省令（規則第 2 5 条の 5）で定めるところにより設けること。（政令第 1 7 条第 1 項第 2 2 号）

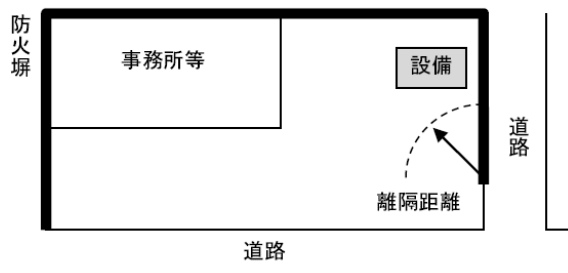
なお、給油取扱所の業務を行うについて必要な設備とは、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備をいうものであり、基準については次のとおりであること。（規則第 2 5 条の 5）

給油取扱所で使用される附随設備、機器等は次の通り。

附随設備、機器等	機器の概要
洗車機	車両を洗車する。
蒸気洗浄機	水蒸気により車両を洗浄する。
オートリフト	整備をするための車両を持ち上げる。
混合燃料油調合機	ガソリンと潤滑油とを一定の比率をもって調合する装置。
ウォールタンク	エンジンオイルをタンクから落差で容器に移し替える。
オイルサービスユニット	ドラム缶等の油をポンプで汲みだし容器に移し替える。
部品洗浄台	洗油をモーターで循環し、連続的に部品を洗浄する。
スピードメーターテスター	速度計の精度試験をする。
ブレーキテスター	ブレーキの制動力を試験する。
サイドスリップテスター	車輪の直進性等を横滑り量から測定する。
マット洗い機	マットを洗浄する。
バキュームクリーナー	車内を清掃する。（掃除機）
タイヤチェンジャー	タイヤをリムから取り外し、又は、はめ込む。
ホイールバランサー	回転中のタイヤホイールのバランスを試験し矯正する。
エアーコンプレッサー	空気を圧縮、蓄積する。
エアースタンド	エアー充填、タイヤ圧測定をする。
オイルチェンジャー	エンジンオイルを交換する。
オートアナライザー	エンジン回転、バッテリー等の電圧、電流等の測定、調整をする。
バッテリーチャージャー	バッテリーの充電をする。
エアーエレメントテスター	エアーエレメントの空気浄化機能を判定する。
バッテリーテスター	バッテリーの電気容量を測定する。
ルブリケーター	移動式の油脂注入装置
スパークプラグテスター	スパーク火花の発生試験をする。
尿素水溶液供給機	主に大型トラック（ディーゼル車）の排気ガス処理に用いられる尿素水溶液を供給（補充）する。
急速充電設備	電気自動車に充電する設備。（対象火気省令第 3 条第 20 号に規定する設備）

- (1) 給油取扱所に設ける附随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満としなければならない。（規則第 2 5 条の 5 第 3 項）
- (2) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備（例えば、電動式オートリフト等の地盤面又は床面からの高さ 6 0 センチメートル以下の部分の電気設備）は、防爆構造とすること。（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
 なお、設置にあたっては、第 1 6 「電気設備」の例によること。
- (3) 附随設備は、給油空地及び注油空地内に設けないこと。（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
- (4) 位置の測定は、固定給油設備については、固定給油設備の端面とすること。
- (5) 附随設備は、注入口から 3 m 以内、通気管から 1 . 5 m 以内の部分に設けないよう指導すること。（★）
- (6) 附随設備は、防火塀があれば道路境界線とは見なさないこと。ただし、防火塀の先端から必要な離隔距離を確保すること。※洗車機以外（昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号）

道路境界線に防火塀が設けられている場合の離隔距離の例



2 自動車等の洗浄を行う設備

(規則第 2 5 条の 5 第 2 項第 1 号)

自動車等の洗浄を行う設備については、危険物保安監督者、危険物取扱者等が十分に管理することができる範囲で設けるよう指導すること。
(昭和62年 4 月 28 日 消防危第38号)

(1) 蒸気洗浄機（水蒸気により車体を洗浄する装置）

① 固定給油設備との位置関係

固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く）から②に規定する囲いが次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上離れた場所であること。

固 定 給 油 設 備 の 区 分		距離
懸垂式の固定給油設備		4 m
その他の 固定給油設備	最大給油ホース全長が 3 m 以下のもの	5 m
	最大給油ホース全長が 3 m を超え 4 m 以下のもの	6 m
	最大給油ホース全長が 4 m を超え 5 m 以下のもの	

② 構造等

ア 周囲には、不燃材料で造った高さ 1 m 以上の囲いを設けるとともに、その囲いの出入口は、固定給油設備に面しないものとする。

イ 排気筒には、高さ 1 m 以上の煙突を設けること。

(2) 洗車機（門型洗車機、箱型洗車機等）

① 設備の種類は門型洗車機、箱形洗車機等がある。

② 固定給油設備との位置関係

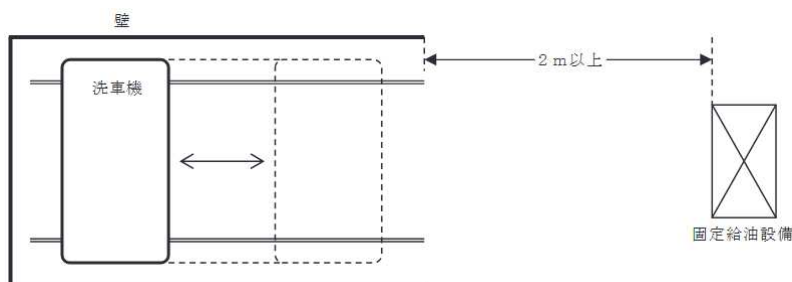
固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上離れた場所であること。ただし、建築物内の自動車等の洗浄を行う作業場については、この限りでない。

固 定 給 油 設 備 の 区 分		距離
懸垂式の固定給油設備		4 m
その他の 固定給油設備	最大給油ホース全長が 3 m 以下のもの	4 m
	最大給油ホース全長が 3 m を超え 4 m 以下のもの	5 m
	最大給油ホース全長が 4 m を超え 5 m 以下のもの	6 m

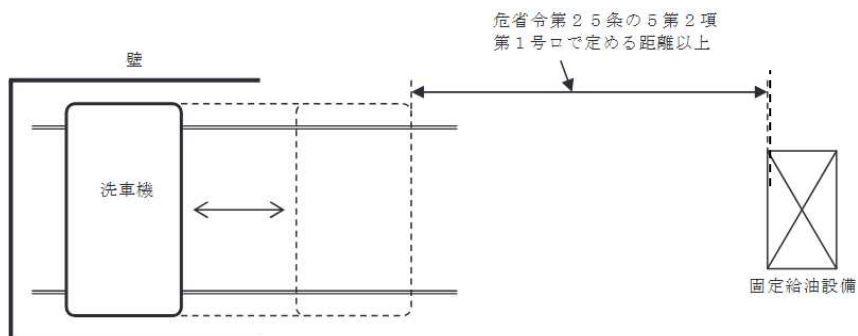
ア 門型洗車機の位置の測定は、可動範囲までの距離とすること。

(昭和62年 4 月 28 日 消防危第38号)

イ 洗車機を建築物内に設ける場合の固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁で覆われている場合は 2 m 以上確保すること。（★）



ウ 洗車機の可動範囲の一部が壁等からはみ出している場合は、可動先端部まで規則第 2 5 条の 5 第 2 項第 1 号ロに定める距離以上を確保すること。



3 自動車等の点検・整備を行う設備

(規則第 2 5 条の 5 第 2 項第 2 号)

(1) 設備の種類

オートリフト（油圧式・電動式）、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバランサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等
(昭和62年 4 月 28 日消防危第38号)

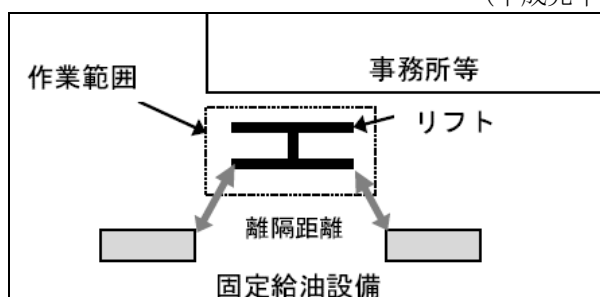
(2) 設置位置

位置は、固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上、かつ、道路境界線から 2 m 以上離れた場所であること。ただし、建築物内の自動車等の点検・整備を行う作業場については、この限りでない。

固 定 給 油 設 備 の 区 分		距離
懸垂式の固定給油設備		4 m
その他の 固定給油設備	最大給油ホース全長が 3 m 以下のもの	4 m
	最大給油ホース全長が 3 m を超え 4 m 以下のもの	5 m
	最大給油ホース全長が 4 m を超え 5 m 以下のもの	6 m

① 固定給油設備と建築物との間に、何ら区画のない状態で整備用リフトがある場合、離隔の対象となる地点は、整備作業範囲ではなく、リフト本体からとすること。

(平成元年 5 月 10 日消防危第44号)



(3) 構造等

危険物を取り扱う設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。

- ① 危険物を収納する部分には、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるよう指導すること。（★）

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40リットル以下	1. 0mm以上
40リットルを超え100リットル以下	1. 2mm以上
100リットルを超え250リットル以下	1. 6mm以上
250リットルを超えるもの	2. 0mm以上

- ② 地震等により、容易に転倒又は落下しないように設置すること。
- ③ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。
- （①～③ 昭和62年4月28日消防危第38号）
- ④ 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油だめ及び配管の外面防食措置は、政令第13条に規定する地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンク及び配管の例によること。（★）

4 混合燃料油調合機（ガソリンと潤滑油とを一定の比率をもって混合する装置）

（規則第25条の5第2項第3号）

(1) 位置関係

位置は、給油に支障のない場所であって、建築物（建築物内の給油又は灯油の詰替えのための作業場を除く。）から1メートル以上、かつ、道路境界線から4メートル以上離れた場所であること。

(2) 構造等

蓄圧圧送のものは、常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置を設けること。

5 尿素水溶液供給機

（規則第25条の5第2項第4号）

(1) 位置関係

位置は、給油に支障がない場所であること。

- ① ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。

（令和6年2月29日消防危第40号）

(2) 衝突防止措置等

給油空地内に設置する場合は、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずるとともに、堅固な基礎の上に固定すること。

- ① プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。

（令和6年2月29日消防危第40号）

尿素水溶液供給機の設置例

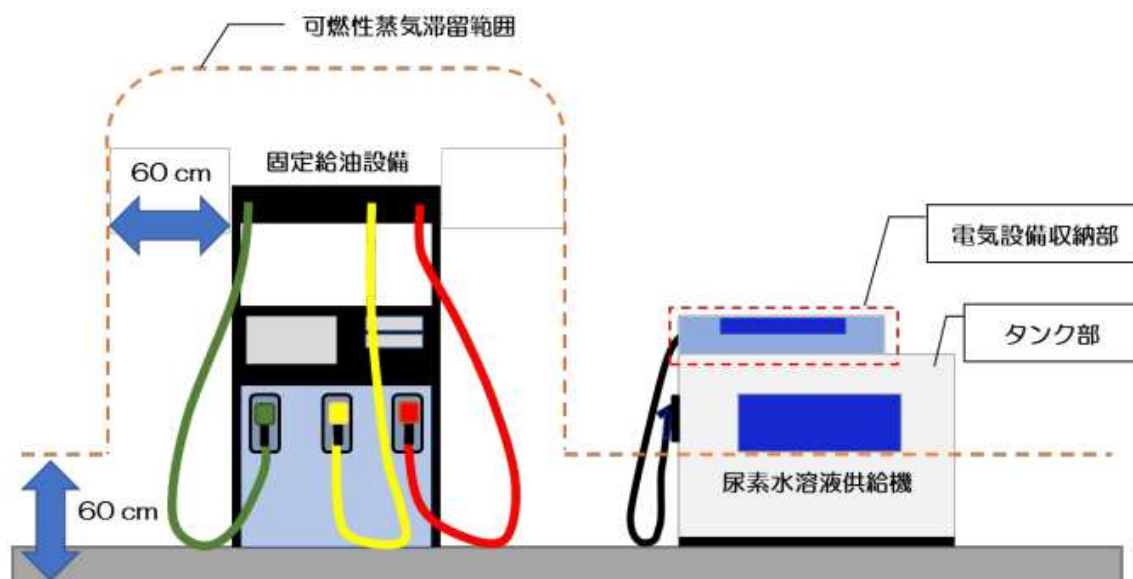


図 1 尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）

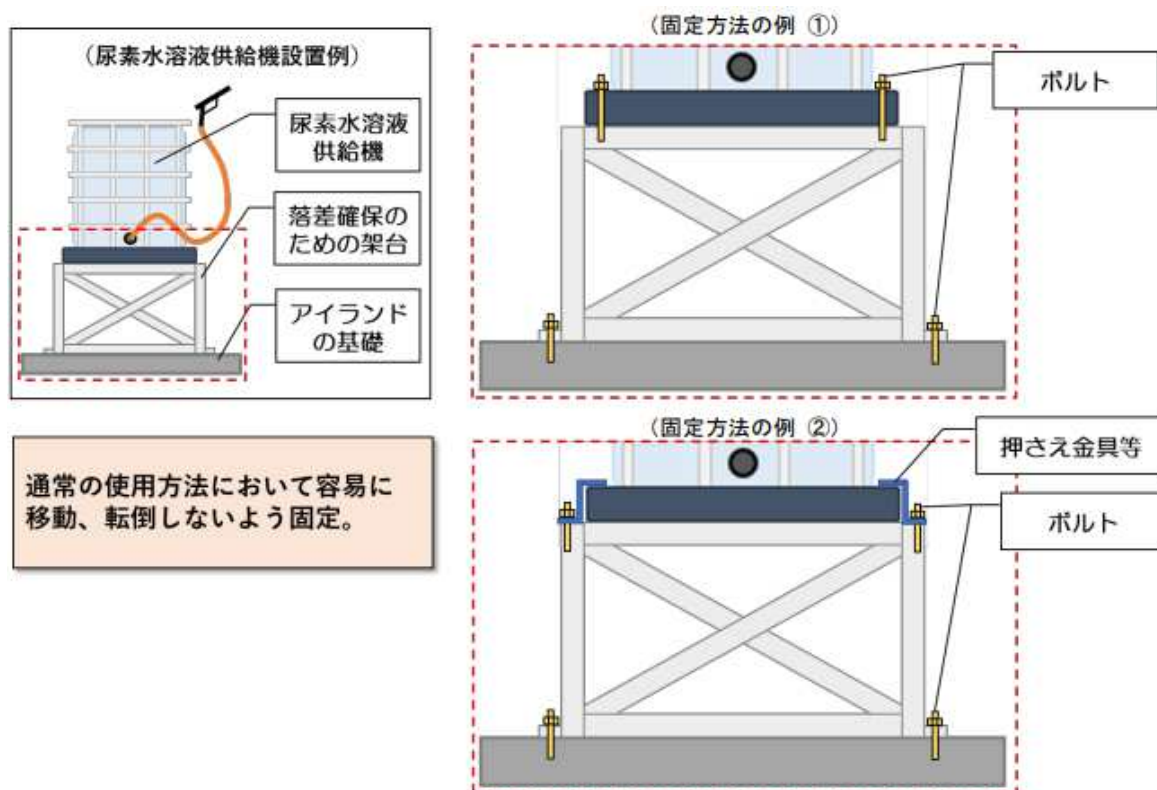


図 2 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

6 急速充電設備

給油取扱所に電気自動車の急速充電設備（急速充電設備以外の充電設備を含む。）を設ける場合にあっては、別記 1 5 「電気自動車用急速充電設備」によること。

7 看板等

- (1) 給油空地又は注油空地内に設けるものにあつては、給油取扱所の業務に係る内容のものであつて、かつ、火災予防上支障なく、必要最小限のものであること。

(昭和62年4月28日消防危第38号)

- (2) 給油空地又は注油空地以外の場所に設ける看板等については、給油取扱所の業務に支障のない範囲であれば、給油取扱所の業務と直接関係がないものでも差し支えない。(独立した工作物として設けることはできない。)

(平成10年10月13日消防危第90号)

なお、火災予防上の観点からサインポール、看板等は難燃性の材料で造り、幕、布等は防災処理を施したものを使用すること。

(平成元年5月10日消防危第44号)

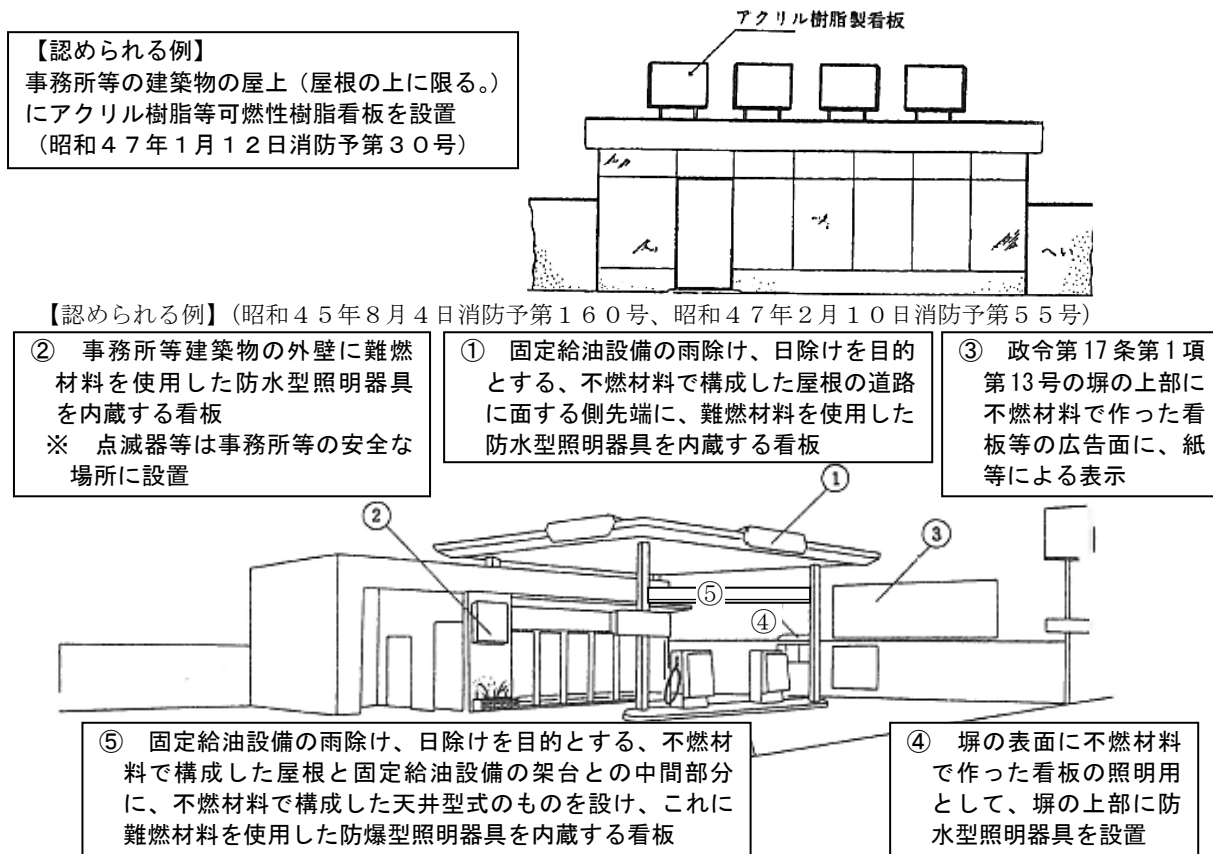
- (3) 防火塀の表面又は上部に看板を設ける場合は、不燃材料を使用すること。

上記以外の部分に看板を設ける場合は、難燃性の材料を使用する。ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板(いわゆるサインポール)にあつては、アクリル樹脂など難燃性以外の材料を使用することができる。

また、看板の大きさ、取付け位置については、給油業務や自動車の通行に支障のない範囲とすること。

(平成31年4月19日消防危第81号)

その他、認められる例については、次図を参照すること。



- (4) 建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジゲーターの裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置を講じること。

なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面を耐火区画とすること。

8 自動移送システム

給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することができる。

なお、既設の専用タンクの注入管のみで使用する場合は、政令第23条の規定を適用し、難燃性チューブ(接地導線入り)を移送配管として用いることは支障ない。

(平成4年2月6日消防危第13号)

9 携帯型電子機器

- (1) 給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は下記のいずれかの規格に適合するものとする。
(平成30年 8 月20日消防危第154号)

- | |
|--|
| ① 国際電気標準会議規格 (IEC) 60950-1
② JIS C 6950-1 (情報技術機器—安全性—第 1 部：一般要求事項)
③ 国際電気標準会議規格 (IEC) 62368-1
④ JIS C 62368-1 (オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項) |
|--|

※ IEC 60950-1は、電気的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、定格電圧が600V以下の情報技術機器の安全性について規定する国際規格であり、火災の危険性、機器に触れることのできる操作者等に対する感電又は傷害の危険性を減らすための要求事項を規定している。そして、当該規格に基づき、JIS C 6950-1が策定されている。

また、IEC 62368-1及びJIS C 62368-1は、IEC 60950-1及びJIS C 6950-1と同様の安全性を規定した規格であり、将来的に置き換わることが予定されているが、円滑な移行の観点から、現在は併存して用いられている。

- (2) 給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、以下の点に留意して行うこと。

- | |
|---|
| ① 携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること（肩掛け紐付きカバー等）。
② 危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。
③ 火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに当該機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しないこと。 |
|---|

10 非常用発電機

- (1) 給油取扱所において、災害時や停電時の電源を確保するため、非常用発電機を設置する場合、設置場所は可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線を考慮して支障のない場所とし、当該要件を満たす場所であれば、直接地盤面や犬走りに設置することもできる。なお、設置については、「「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」（平成26年 5 月23日消防危第136号）を参考にすること。
(平成31年 4 月19日消防危第81号)

- (2) 非常用発電機の保管場所として専用の物置倉庫を設置する場合、当該物置倉庫は、事務所として整備する物品の保管場所であり、規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 2 号による建築物としての規制とすること。
(令和 2 年度危険物事故防止ブロック会議における消防庁意見)

11 物置等

建築物その他の工作物に該当しない移動可能な物置（ベーパーリカバリーホースや掃除用具入れ等）は、規則第 4 0 条の 3 の 6 第 2 項第 2 号「建築物の周囲の空地（自動車等の進行が妨げられる部分を除く。）」の安全な場所であれば、給油取扱所内敷地内に設置しても差し支えない。
(令和 2 年度危険物事故防止ブロック会議における消防庁意見)

第 1 8 給油に支障があると認められる設備（令 1 7 - 1 - 2 3）

1 給油に支障があると認められる設備の基準

給油取扱所には、給油に支障があると認められる設備を設けないこと。

(政令第 1 7 条第 1 項第 2 3 号)

- (1) 「給油に支障がある設備」とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断はもっぱら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)

- (2) 附随設備以外の設備の設置

次のような設備等の設置については、火災予防上支障がない場合、認められる。

(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)

- ① 空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がない

ものとして取扱う。

- ② 必要最小限の POS 用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることは差し支えない。
- ③ 樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えない。
- (3) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備は、防爆構造とすること。
(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)
- (4) 厨房設備等の火気を使用する設備については、火災予防条例の関係部分の例によること。
(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)
- (5) 灯油若しくは軽油を貯蔵する専用タンク又は廃油タンク等から給油取扱所内の給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー及び自家発電設備へ燃料を供給することができる。
(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)
- (6) 給湯、冷暖房用ボイラーの燃料タンクは、給油取扱所専用のものとし、当該タンクから他用途部分への燃料供給は行わないこと。
なお、当該タンクを地上に設ける場合は、指定数量未満とし、給油取扱所内の耐火構造の燃料タンク専用室又は油庫内に設置すること。ただし、200 L 未満のものにあっては、ボイラー室に設置することができる。
- (7) ボイラー室にあっては、次によること。
ア 可燃性蒸気の流入するおそれのない構造とすること。
イ 耐火構造の専用室とすること。(★)
ウ 専用室の開口部は、整備室、給油空地等に面する部分には設けないこと。(★)
- (8) コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵する LPG バルク貯槽(1 t 未満)が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置することができる。
なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。
 - ① LPG バルク貯槽及び附属設備(以下「LPG バルク貯槽等」という。)は、給油空地以外に設置すること。
 - ② LPG バルク貯槽は、地下設置とすること。
ただし、地下タンクの注入口から 8 メートル以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。
 - ③ LPG バルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講じること。
 - ④ LPG バルク貯槽等に係るガス配管は、①によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。
 - ⑤ LPG タンクローリーの停車位置は、上記①、②(ただし書き以降)によることとし、その場所を明示すること。
 - ⑥ 予防規程の中に LPG タンクローリーからの受入中の安全対策について定めること。
(平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号)

Ⅱ 屋内給油取扱所

第 1 屋内給油取扱所の定義等（令 1 7 - 2）

1 定義

屋内給油取扱所とは、建築物内に設置するもの又は建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。）の 1 階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分の 1 階の床面積を減じた面積の 3 分の 1 を超えるもの（当該割合が 3 分の 2 までのものであって、かつ、火災予防上安全であると認められるものを除く。）とする。（規則第 2 5 条の 6）

2 適用基準

屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第 1 7 条第 2 項各号によるほか、政令第 1 7 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、第 7 号本文、第 9 号から第 1 6 号まで及び第 1 9 号から第 2 3 号までの規定に例による。（政令第 1 7 条第 2 項）

政令第 1 7 条第 2 項において準用する政令第 1 7 条第 1 項の基準

条 項	基 準 内 容
第 1 7 条第 1 項第 1 号	給油設備
第 1 7 条第 1 項第 2 号	給油空地
第 1 7 条第 1 項第 3 号	注油空地
第 1 7 条第 1 項第 4 号	給油空地・注油空地の舗装
第 1 7 条第 1 項第 5 号	滞留・流出防止措置
第 1 7 条第 1 項第 6 号	標識・掲示板
第 1 7 条第 1 項第 7 号本文	専用タンク及び廃油タンク等の設置制限
第 1 7 条第 1 項第 9 号	専用タンク等と配管
第 1 7 条第 1 項第 1 0 号	固定給油設備及び固定注油設備の構造
第 1 7 条第 1 項第 1 1 号	固定給油設備及び固定注油設備の表示
第 1 7 条第 1 項第 1 2 号	固定給油設備の位置
第 1 7 条第 1 項第 1 3 号	固定注油設備の位置
第 1 7 条第 1 項第 1 4 号	懸垂式固定給油設備及び懸垂式固定注油設備の構造
第 1 7 条第 1 項第 1 5 号	ポンプ機器の緊急停止装置
第 1 7 条第 1 項第 1 6 号	建築物の規制（用途及び面積制限）
第 1 7 条第 1 項第 1 9 号	塀又は壁の構造
第 1 7 条第 1 項第 2 1 号	電気設備
第 1 7 条第 1 項第 2 2 号	附随設備
第 1 7 条第 1 項第 2 3 号	給油に支障があると認められる設備の設置禁止規定

- (1) 政令第 1 7 条第 1 項の規定を準用する基準については、Ⅰ「屋外営業用給油取扱所」の基準を参照すること。
- (2) 屋外、屋内給油取扱所の判定については、第 1 1 章「給油取扱所の位置、構造及び設備の基準」
「第 2 屋外又は屋内の判定」によること。

第 2 建築物の構造及び用途制限等（令 1 7 - 2 - 1 ・ 5 ～ 8）

1 屋内給油取扱所を設置する建築物の構造及び用途制限

屋内給油取扱所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造で、消防法施行令別表第 1 (6) 項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物（総務省令（規則第 2 5 条の 7）で定める設備を備えたものに限る。）に設置すること。（政令第 1 7 条第 2 項第 1 号）

- (1) 給油取扱所における事故発生時において避難等に相当の混乱を生じるおそれのあると考えられる病院、老人福祉施設、幼稚園等消防法施行令別表第 1 (6) 項に掲げる用途に供する部分を有する建築

物には給油取扱所を設置することはできないこととされたこと。この場合において、事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものであること。（みなし従属は適用されない。）

（平成元年3月3日消防危第15号）

- (2) 屋内給油取扱所においては、当該本店事務所等（規則第25条の4第1項第5号）を給油取扱所の範囲に含めるかあるいは他用途部分とするかについては、申請者において選択してさしつかえないものであること。

（平成元年3月3日消防危第15号）

上記理由は、本店事務所等が屋内給油取扱所の一部である場合も、他用途の部分である場合も、当該本店事務所等の部分と屋内給油取扱所の用に供する部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画することが必要とされていることから、申請者において選択してよいこととしているものである。

（平成元年5月10日消防危第44号）

- (3) 給油取扱所以外の用途部分については危険物施設の許可の対象範囲外ではあるが、当該部分が消防法施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供することとなった場合、あるいは当該部分に自動的に、かつ、有効に火災が発生した旨を報知できる設備が適正に管理されていない場合等には、当然、給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に不適合が生じることとなり、移転命令の対象となるものであること。したがって、特に当該給油取扱所の所有者等と給油取扱所以外の用途部分に係る所有者等とが異なる区分所有等がなされている場合には、給油取扱所の所有者等に対して、当該部分に係る所有者等との間でこれらの基準不適合が生じないよう契約による措置を含め適切な措置を講じるよう指導すること。

（平成元年3月3日消防危第15号）

- (4) 屋内給油取扱所の上屋（柱、はり等は耐火構造）の中に、給油取扱所の事務所その他の建築物を上屋の躯体とは独立して設ける場合でも、当該事務所その他の建築物の構造を不燃材料で造ることは認められない。

（昭和62年9月9日消防危第91号）

2 自動火災報知設備の設置

政令第17条第2項第1号に定める「総務省令で定める設備」は、屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備とする。

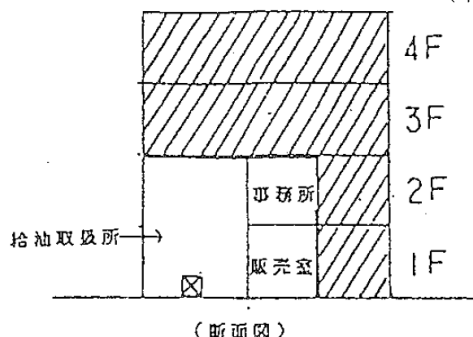
（規則第25条の7）

この場合において、給油取扱所以外の用途部分には給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等を備えること。

（平成元年3月3日消防危第15号）

- (1) 「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分」とは、次図のような例（斜線部分）場合をいう。

（平成元年5月10日消防危第44号）



- (2) 自動火災報知設備は、屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分で発生した火災を、屋内給油取扱所の用に供する部分に報知できるものである必要はない。

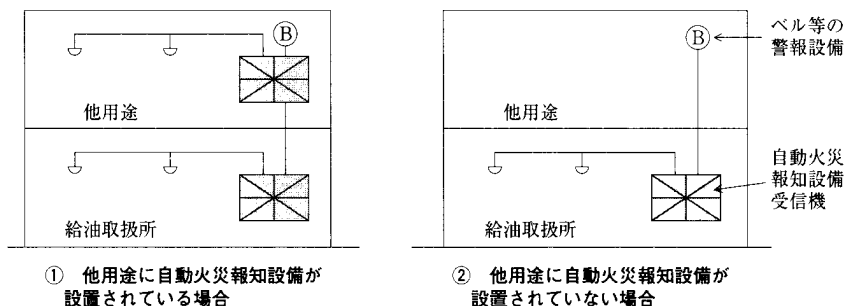
（平成元年5月10日消防危第44号）

- (3) 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されている場合は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に設置されている受信機と接続し、地区ベル(地区音響装置)を兼用することができる。

ただし、屋内給油取扱所に受信機を設けず、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の受信機と兼用することは認められない。

(平成元年5月10日消防令第44号)

他用途部分に報知する設備の例



- (4) その他、第15章「消火・警報・避難設備の基準」Ⅲ「警報設備の基準」によること。

3 他用途等の区画等

- (1) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根を不燃材料で造ることができる。
(政令第17条第2項第5号)

- ① 「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること」とは、建基法第2条第7号に定める耐火性能を有する構造で区画されたものであればよいこと。
ただし、当該区画は施行令8条に規定する区画とするよう指導すること。(★)

- (2) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造とすること。
(政令第17条第2項第6号)

① 上記「総務省令で定める部分」とは、規則第25条の4第1項第5号の用途(給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る給油取扱所の業務を行うための事務所)に供する部分とする。

※ 当該区画は、前(1)①による区画とすること

② 「防火上必要な総務省令で定める構造」とは、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とする。
(①～②規則第25条の4第4項)

4 給油取扱所の出入口

- (1) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口(自動車等の出入口で総務省令で定める部分を除く。)は、防火設備を設けること。
(政令第17条第2項第7号)

上記「自動車等の出入口で総務省令で定める部分」とは、規則第25条の4第1項第1号(給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場)、第3号(自動車等の点検・整備を行う作業場)、第4号(自動車等の洗浄を行う作業場)の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口とする。
(規則第25条の4第3項)

なお、第4号の自動車等洗浄を行う作業場で出入口に戸を設ける場合は、不燃材料で造られた戸で差し支えない。
(昭和62年6月17日消防令第60号)

- (2) 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(政令第17条第2項第7号)

なお、網入りガラスとは、火災時のガラスの飛散防止を目的として、ガラスに金網を封入したガラスで、防火設備として規定するものをいい、鉄線入り板ガラス(線入ガラス)は網入りガラスに

含まれない。(昭和58年 8 月 1 日消防危第72号)

また、出入口を自動ドア(電動式)とする場合は、I 屋外給油取扱所 第 1 2 「建築物の規制」 4 「建築物の構造等」.(1)によること。

5 可燃性蒸気流入防止構造

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、事務所その他火気を使用するもの(総務省令(規則第 2 5 条の 4 第 5 項)で定める部分を除く。)は、漏れた可燃性の蒸気はその内部に流入しない総務省令(規則第 2 5 条の 4 第 5 項)で定める構造とすること。

(政令第 1 7 条第 2 項第 8 号)

(1) 上記「総務省令で定める部分」及び「総務省令で定める構造」については、I 「屋外給油取扱所」 第 1 3 「可燃性蒸気流入防止構造」によること。

第 3 専用タンク又は廃油タンク等の構造等(令 1 7 - 2 - 2 ~ 4)

1 専用タンク又は廃油タンク等の構造

専用タンク及び廃油タンク等の位置、構造及び設備は、次項に掲げる他、下記地下タンク貯蔵所の規定(政令第 1 3 条)の一部が準用される。

(政令第 1 7 条第 2 項第 2 号)

地下タンク貯蔵所の基準の準用規定

条 項	準 用 規 定
第 1 3 条第 1 項第 1 号	タンクの設置方法
第 1 3 条第 1 項第 2 号	タンクとタンク室との間隔及び乾燥砂の充填
第 1 3 条第 1 項第 3 号	タンクの埋設深さ
第 1 3 条第 1 項第 4 号	タンク相互間隔
第 1 3 条第 1 項第 6 号	タンクの材質、板厚、強度
第 1 3 条第 1 項第 7 号	タンク外面の保護
第 1 3 条第 1 項第 8 号の 2	液量自動覚知装置等の設置
第 1 3 条第 1 項第 9 号	注入口の位置、構造、設備(屋外に設ける部分及び掲示板に係る部分を除く。)
第 1 3 条第 1 項第 10 号	配管の位置、構造、設備
第 1 3 条第 1 項第 11 号	配管の取付位置
第 1 3 条第 1 項第 13 号	漏洩検査管の設置
第 1 3 条第 1 項第 14 号	タンク室の構造
第 1 3 条第 2 項	二重殻タンクの位置、構造、設備
第 1 3 条第 3 項	漏れ防止構造のタンクの基準

(1) 屋内給油取扱所には簡易タンクの設置を認められないこと。(令第 1 7 条第 2 項)

(2) 屋内給油取扱所に設置する専用タンク等の基本的事項は、I 「屋外給油取扱所」 第 7 「専用タンク等」(通気管に係る事項を除く。)による他、次のとおりとすること。

2 通気管

専用タンク及び廃油タンク等には、総務省令で定めるところにより通気管(規則第 2 0 条)又は安全装置(規則第 1 9 条)を設けること。(政令第 1 7 条第 2 項第 3 号)

(1) 上記「総務省令で定める」とは、次のとおりとする。(規則第 2 0 条第 5 項)

- ① 通気管は、地下貯蔵タンクの頂部に取り付けること。(規則第 2 0 条第 3 項第 1 号)
- ② 通気管のうち地下の部分については、その上部の地盤面にかかる重量が直接当該部分にかからないように保護するとともに、当該通気管の接合部分(溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。)については、当該接合部分の損傷の有無を点検することができる措置を講ずること。

(規則第 2 0 条第 3 項第 2 号)

- ③ 可燃性の蒸気を回収するための弁を通気管に設ける場合にあっては、当該通気管の弁は、地下貯蔵タンクに危険物を注入する場合を除き常時開放している構造であるとともに、閉鎖した場合にあっては、10Kpa以下の圧力で開放する構造のものであること。

(規則第20条第3項第3号)

ア この可燃性蒸気を回収する設備には、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性の蒸気を戻すペーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備等がある。

(平成元年3月3日消防危第15号)

(無弁通気管)

(規則第20条第3項第4号)

- ④ 先端は、屋外又は建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所にあつて地上4m以上の高さとし、かつ、建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離すほか、引火点が40℃未満の危険物のタンクに設ける通気管にあつては敷地境界線から1.5m以上離すこと。ただし、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、先端をタンク専用室内とすることができる。

(規則第20条第2項第1号)

ア 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近で、かつ、規則に定める通気管の基準を満たす場所をいうものであること。

なお、自動車等の出入口から何メートル以内等の基準はないこと。

(平成元年3月3日消防危第15号、平成元年5月10日消防危第44号)

- ⑤ 通気管は、滞油するおそれのある屈曲をさせないこと。

(規則第20条第2項第2号)

- ⑥ 無弁通気管にあつては、次の基準に適合するものであること。

ア 直径は、30mm以上であること。

イ 先端は、水平より下に45度以上曲げ、雨水の侵入を防ぐ構造とすること。

ウ 細目の銅網等による引火防止装置を設けること。ただし、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、この限りでない。

(規則第20条第2項第3号により準用される同条第1項第1号)

(大気弁通気管)

(規則第20条第3項第5号)

- ⑦ 大気弁付通気管にあつては、次の基準に適合するものであること。

ア 規則第20条第1項第2号

(ア) 5Kpa以下の圧力差で作動できるものであること。

(イ) 規則第20条第1項第1号ハの基準(前⑥ウ)に適合するものであること。

イ 規則第20条第2項第1号、第2号

- (2) 通気管の先端は、上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通しても差し支えないが、貫通部については埋戻し等の措置を講じる必要がある。

(平成元年5月10日消防危第44号)

3 過剰注入防止措置

専用タンクには、危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けること。

(政令第17条第2項第4号)

屋内給油取扱所の専用タンクには、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に危険物の過剰な注入を防止する設備を設ける必要がある。

- (1) 過剰注入防止措置の例としては、次のようなものがある。

(平成元年5月10日消防危第44号)

- ① 専用タンクの容量以下に設定された量(設定量)の危険物が注入された場合に、タンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの

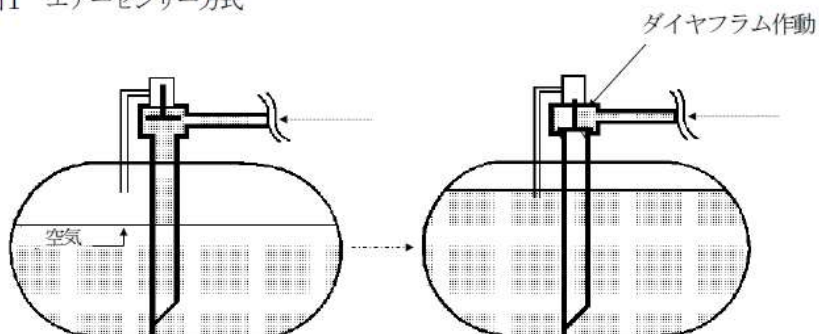
- ② 設定量の危険物が注入された場合に、液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブ

を自動的に閉鎖する機構を有するもの

- ③ 取り付け場所にあつては、地下タンクの直上部や地下タンクの注入管の途中（遠方注入口の付近）であっても差し支えないが、移動タンク貯蔵所本体や注入ホースの途中に設けられたものは認められない。

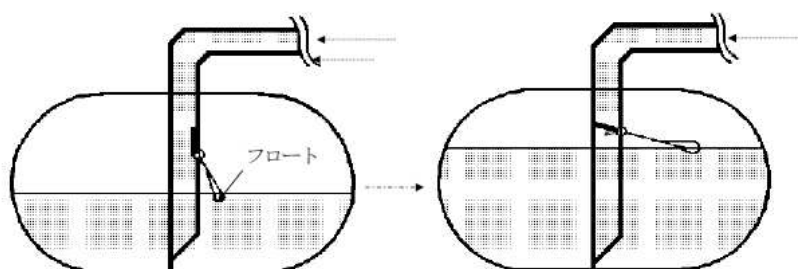
過剰注入防止装置の構造例

例図 1 エアーセンサー方式



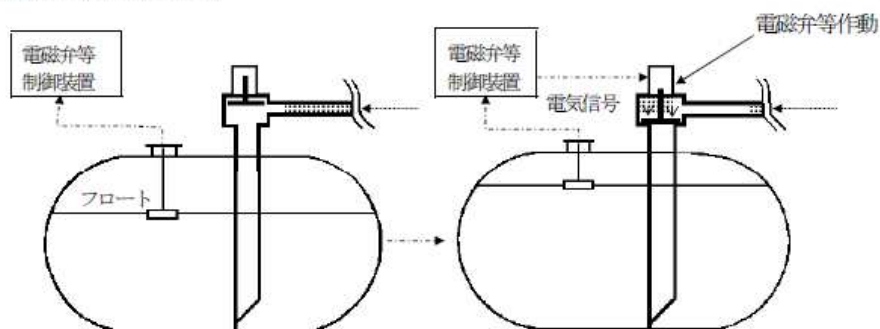
危険物が過剰に注入され、空気管の先端部まで液面が上昇すると、ダイヤフラム部に圧力差が生じ、弁が作動してタンクへの注入が停止する。

例図 2 フロート方式



タンク液面上昇に伴い、フロートが上昇し、注入管内の弁が作動してタンクへの注入が停止する。

例図 3 液面計連動型遮断方式



タンク内の液位を液面計により監視し、電気信号により電磁弁等が作動してタンクへの注入が停止する。

第4 給油取扱所の開放性と講ずべき措置（令17-2-9）

1 屋内給油取扱所の開放性

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方については、自動車等の出入する側又は通風及び避難のための総務省令で定める空地に面するとともに、壁を設けないこと。ただし、総務省令で定める措置を講じた屋内給油取扱所にあつては、当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の一方について、自動車等の出入する側に面するとともに、壁を設けないことをもって足りる。

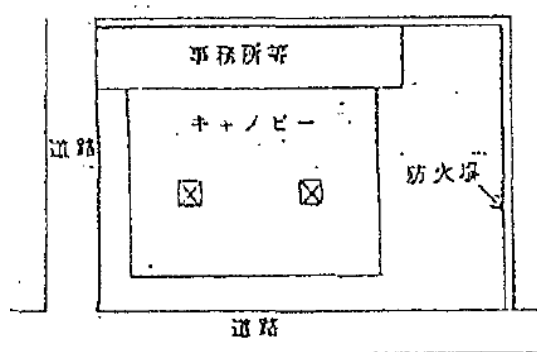
（政令第17条第2項第9号）

二方開放の屋内給油取扱所の例

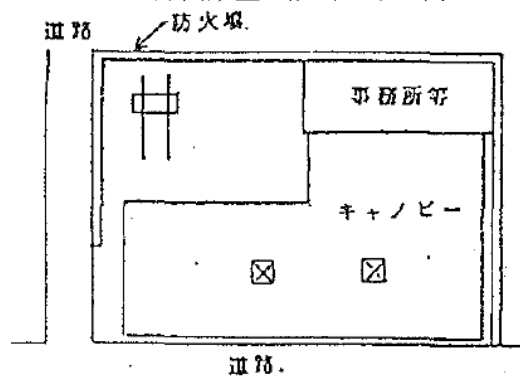


- (1) 「一階の二方については、自動車等の出入する側に面し、壁を設けていない」の基準の例は次によること。
（平成元年5月10日消防危第44号）

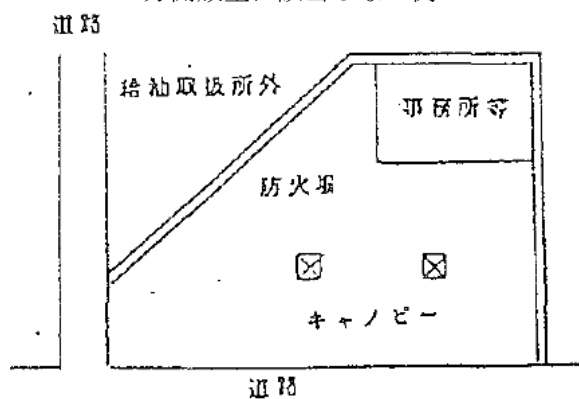
○ 二方開放型に該当する例



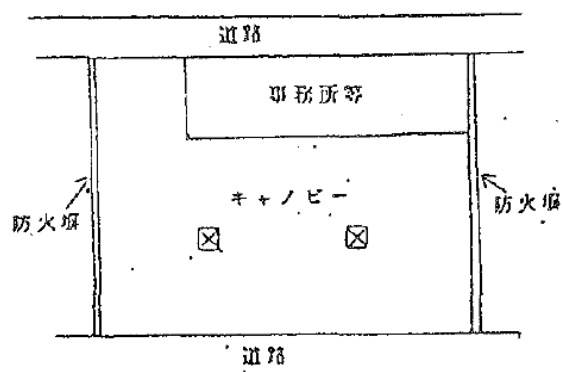
× 二方開放型に該当しない例



× 二方開放型に該当しない例

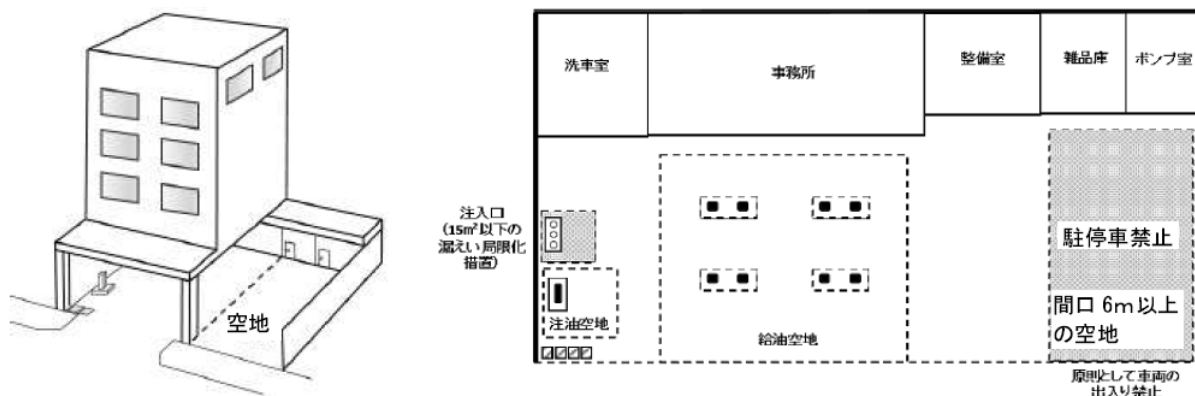


× 二方開放型に該当しない例



2 二方が開放されている屋内給油取扱所とみなされる場合の避難及び通風空地

一方が道路に面する給油取扱所において、自己敷地内に道路にかわって、「避難及び通風上有効な空地」（以下「避難及び通風空地」という。）を設けることにより、二方が開放されている屋内給油取扱所としてみなされる。



(1) 避難及び通風空地

二方が開放されているとみなされる場合の避難及び通風空地は、次のとおりとすること。

(規則第25条の8)

- ① 当該空地は、給油空地、注油空地並びに規則第25条の4第1項第3号（自動車等の点検・整備を行う作業場）及び第4号（自動車等の洗浄を行う作業場）の用途に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有すること。

(規則第25条の8第1号)

ア 「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいう。

(平成元年3月3日消防危第15号)

ただし、空地上の上屋のはりは、屋外の場所とみなすことができる。

(平成元年5月10日消防危第44号)

- ② 当該空地は、間口が6 m以上、奥行が建築物の規則第25条の4第1項第1号（給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場）の用途に供する部分の奥行以上であり、かつ、避難上及び通風上有効な空地であること。

(規則第25条の8第2号)

- ③ 当該空地は、その範囲を表示するとともに、その地盤面に「駐停車禁止」の文字を表示すること。この場合において、表示の色は黄色とするとともに、文字の表示の大きさは、縦1 m以上、横5 m以上とすること。

(規則第25条の8第3号)

○ 空地に該当する例

× 空地に該当しない例

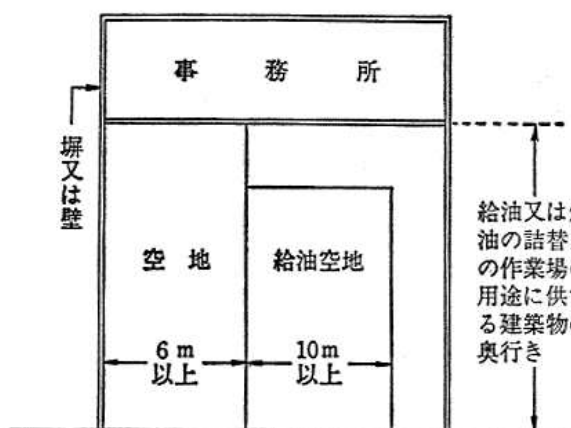


図1 空地に該当する例

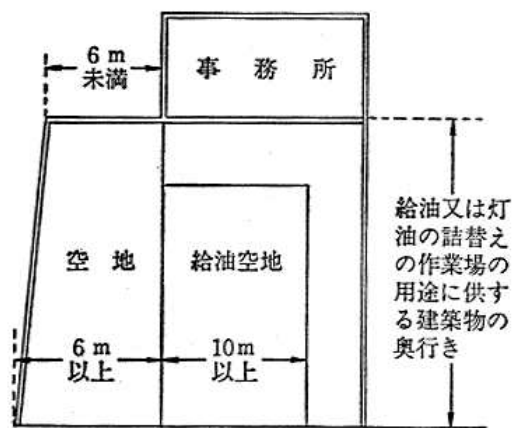


図2 空地に該当しない例

- ④ 「避難及び通風空地」は、次によること。

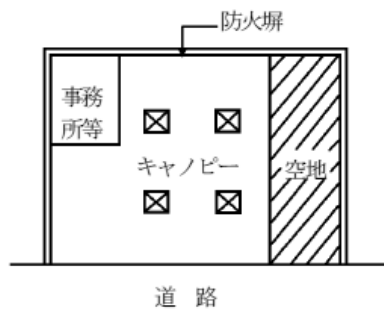
(ア) 給油空地、注油空地及び漏洩拡大防止措置以外の場所とする。

(イ) 車両等の乗入口又は乗入通路としては認められない。(整備室等に進入する通路も含む。)

- (ウ) 漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地、注油空地及びその他の空地との境界には排水溝を設けること。
- (エ) 空地内には、油分離装置を設けないこと。
- ⑤ 当該空地は、給油取扱所の火災等の災害時において給油取扱所の利用者等が敷地外の安全な場所へ避難するための経路として、かつ、給油取扱所における可燃性の蒸気の滞留防止のための通風を確保するための空地として定められたものであることから、これらの目的に照らし一切の物品の存置及び車両の駐停車については、取扱いの基準違反となるものであること。また、当該空地を、給油を受ける自動車等が出入するために供することはできないものであること。
(平成元年3月3日消防危第15号)
- ⑥ 当該空地内には、工作物等一切の物品の存置は認められず、当該空地に自動車等が出入りできないようフラワーポット等の小さなものの設置、ロープ等の展張、移動式のスタンド型看板の設置においても認められない。
(平成元年5月10日消防危第44号)
- ⑦ 次の場合にあっては当該空地内に設置しても差し支えない。
(ア) 通気管にあっては、通気管の立ち上がり部分が空地内になく、避難上支障がない場合
(イ) 専用タンクを埋設する場合（ただし、移動タンクからの注入を行うことはできない。）
(ウ) 当該空地内に防火塀の上方又は側面に看板を空地内に張り出して設けることなく設置する場合
(平成元年5月10日消防危第44号)
- ⑧ 当該空地は、コンクリート舗装に替えてアスファルト舗装として差し支えないものであること。
(平成元年5月10日消防危第44号)
- ⑨ 二方開放代替空地は次図によること。（平成元年5月10日消防危第44号）

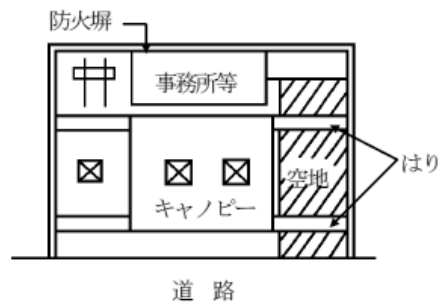
—二方開放代替空地として認められる場合—

例図1



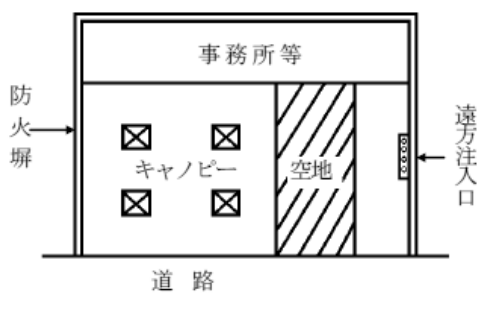
(1) 事務所等と接していない場合

例図2



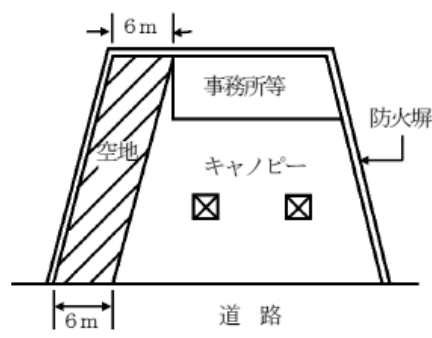
(2) 空地の上方にはりがある場合

例図3



(3) 空地を給油取扱所の端に取らない場合

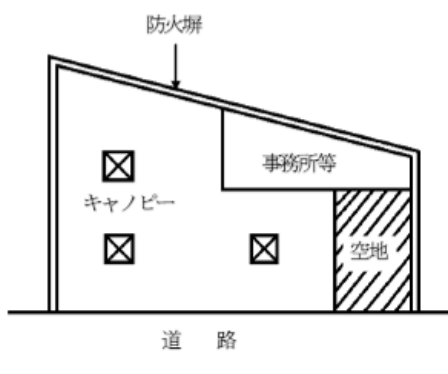
例図4



(4) 空地を斜めに取る場合

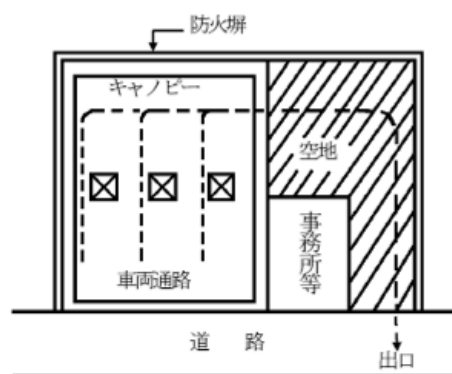
—二方開放代替空地として認められない場合—

例図 5



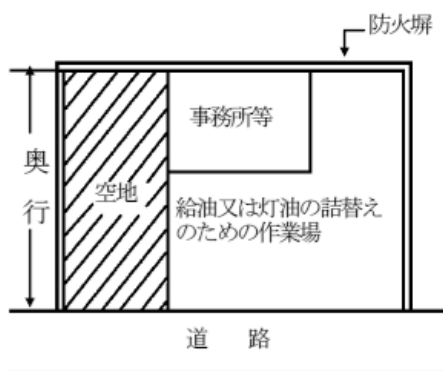
(5) 給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行に満たない場合

例図 6

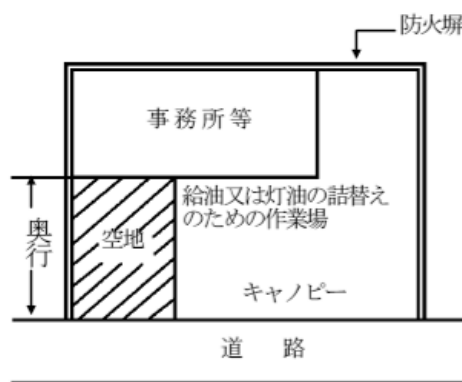


(6) 建築物の裏及び横に空地を取る場合

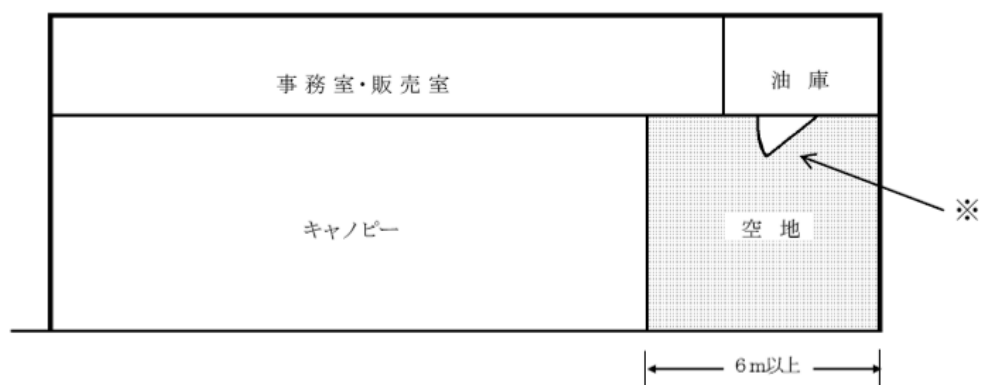
例図 7



例図 8



- ⑩ 規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 1 号の用途である油庫が次図の位置にある場合で、当該油庫の空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる自動閉鎖のもの（下図※）であるときは、次図の空地については、規則第 2 5 条の 8 第 2 号の奥行に係る規定について、政令第 2 3 条を適用して、通風及び避難のための空地と認めて差し支えない。※特例申請不要
(平成 2 年 5 月 22 日消防危第 57 号)



3 一方のみが開放されている屋内給油取扱所

一方のみが開放されている屋内給油取扱所において講ずる措置とは、次のとおりとする。

(規則第 2 5 条の 9)

- (1) 給油取扱所の建築物の規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 1 号（給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場）の用途に供する部分の各部分から次に掲げるいずれかの場所までの距離が 1 0 m 以内であること。

- ① 給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられたものに限る。）が設けられ、かつ、壁等により区画された事務所等（当該事務所等の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の防火設備が設けられ、かつ、窓には、はめごろし戸である防火設備が設けられたものに限る。）の出入口。

(規則第 2 5 条の 9 第 1 号イ)

ア 「敷地外に直接通ずる」とは、給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接屋外の安全な場所又は路地等へ直接避難できることをいうものであること。

(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

イ 「事務所等」とは、規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 2 号から第 4 号までの用途に供する部分を用いる。

(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

- ② 自動車等の出入する側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所

(規則第 2 5 条の 9 第 1 号ロ)

ア 「屋外の空地」とは給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物の設けられていない場所）をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものであること。

(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

- (2) 誘導灯の設置

給油取扱所のうち建築物の 2 階の部分等を第 2 5 条の 4 第 1 項第 6 号の用途（他用途）に供するもの及び屋内給油取扱所（一方開放型）のうち第 2 5 条の 9 第 1 号イの事務所等を有するものに誘導灯を設けること。

(令第 2 1 条の 2、規則第 3 8 条の 2)

- ① 誘導灯の設置にあたっては、事務所等の出入口に設ける誘導灯は、給油又は灯油の詰替えのための作業場から事務所等へ避難する者に対して有効に設けること。

(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

- ② その他、第 1 5 章「消火・警報・避難設備の基準」IV「避難設備の基準」によること。

- (3) 避難口の設置

- ① 「敷地外に直接通ずる避難口」は、屋外の安全な場所又は路地等に通ずる通路の幅は 9 0 cm 以上の幅を有するものであること。（★）

- ② 「給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口」を設ける場合敷地外の空地に第三者の建築物があり、当該建築物を通行しなければ、安全な場所へ避難できない場合、常時避難が可能であれば、敷地外に直接通ずる避難口と解される。

その場合、必ずしも設置許可申請にその使用を承認する書類を添付する必要はないが、避難のための空地が常時確保されている必要があること。

(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

- ③ 避難口が設けられた「事務所等」の窓に、はめごろし戸である防火設備を設ける範囲は、当該事務所等が給油空地及び危険物を取り扱う室に面する部分が該当する。

- ④ 防火扉に避難口（自動閉鎖の特定防火設備）を設けても、「規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 1 号（給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場）の用途に供する部分の各部分から 1 0 m 以内であること。」の要件は満たしたとは言えない。

(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

- ⑤ 規則第25条の9第1号イに規定する避難口の設置数は、1か所に限定されるものではないが、延焼防止等の観点から必要最小限度にする必要がある。

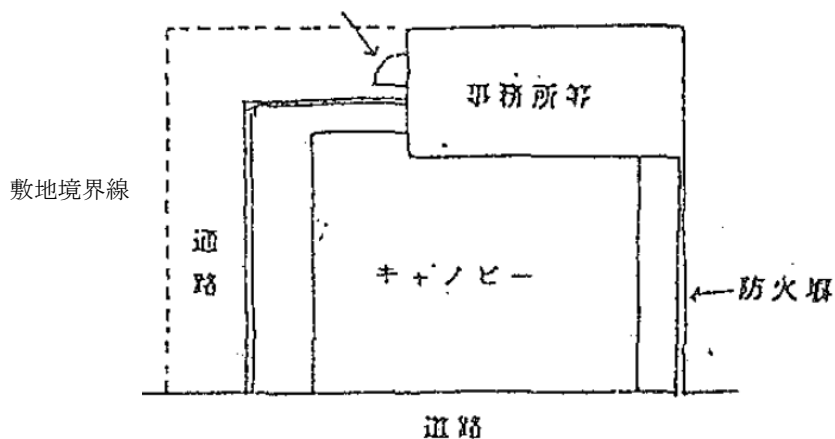
(平成元年5月10日消防危第44号)

- ⑥ 「給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口」の例としては次図によること。

(平成元年5月10日消防危第44号)

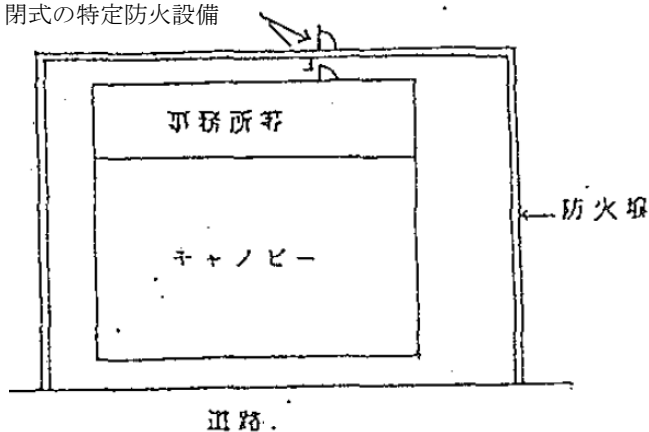
○ 認められる例

随時開けることのできる自閉式の特防火設備



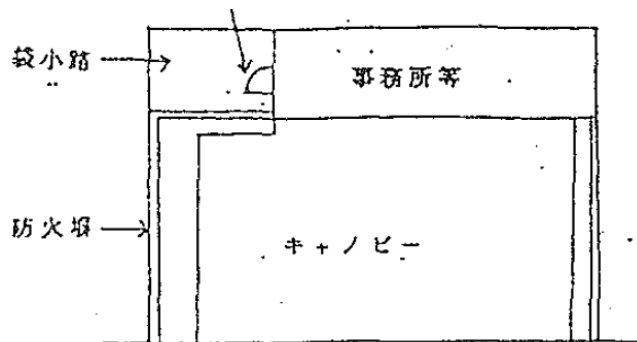
× 認められない例

随時開けることのできる
自閉式の特防火設備

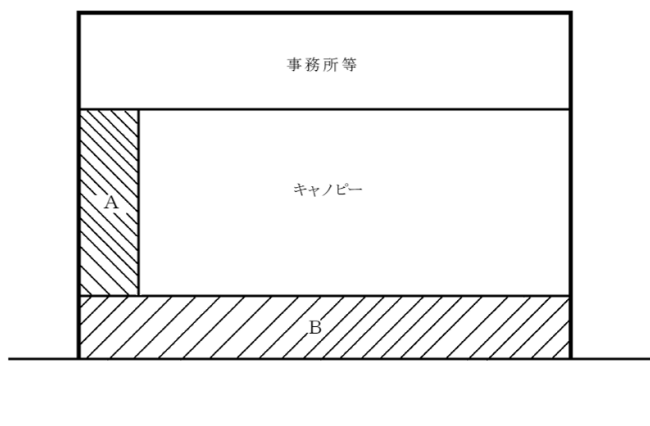


× 認められない例

随時開けることのできる自閉式の特防火設備



- ⑦ 次図の場合の B の部分は避難上安全な場所と認められるが、A の部分は避難上安全な場所とは認められないものであること。
(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)



(4) 専用タンク等の注入口の位置

専用タンクの注入口及び規則第 2 5 条第 2 項に掲げるタンクの注入口は、事務所等の出入口の付近その他避難上支障のある場所に設けないこと。
(規則第 2 5 条の 9 第 2 号)

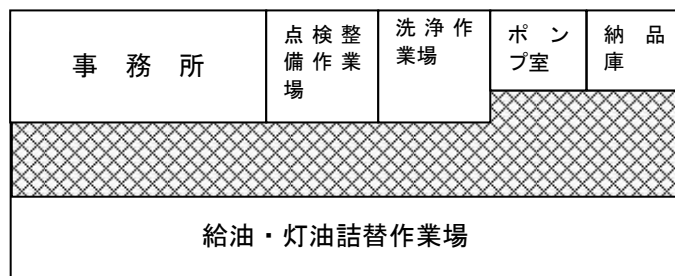
① 留意事項

ア 「事務所等の出入口の付近」とは、事務所、販売室、その他常時人がいる場所のほか、2 階からの階段出口も含まれる。

イ 「避難上支障のある場所」とは、自動車等の乗入口付近が含まれる。

(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

例 図



※一方開放であるも空地の確保により二方開放給油取扱所となるものについては、当該空地付近に設置しないこと。



以外場所で、避難上支障のない場所

(5) 可燃性蒸気回収設備

通気管の先端が、屋内給油取扱所内に設けられるガソリン用専用タンクには、移動貯蔵タンクから危険物を注入するときに放出される可燃性蒸気を回収する設備等（ベーパーリカバリー等）を設けること。
(規則第 2 5 条の 9 第 3 号)

- ① 可燃性蒸気回収設備には、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性蒸気を戻すベーパーリカバリー装置、可燃性蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備等がある。

また、ベーパーリカバリー装置を設ける場合で無弁通気管に弁を設ける場合にあっては、専用タンクに危険物を注入する場合を除き、常時開放している構造であるとともに、閉鎖した場合には、1 0 kPa 以下の圧力で開放する構造のものとすること。

(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

- ② ベーパーリカバリー装置の接続口周囲における電気設備については、別記 7 「電気設備」 4.(6) によること。

(6) 可燃性蒸気検知警報設備

ポンプ室及び建築物の自動車等の点検・整備を行う作業場の用途部分（整備室等）で床又は壁で区画されたものの内部には、可燃性蒸気を検知する警報設備（ガス検知器）を設けること。

（規則第 2 5 条の 9 第 4 号）

- ① 「整備室」とは、自動車等の出入口を除き、床及び壁によって区画されたものをいうものであること。

（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

当該区画が 1 面又は 2 面がシャッターで区画されている整備室も区画されたものとして該当する。

（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）

- ② 警報設備はおおむね次の機能、設置方法とすること。

（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）

ア 検知器の検知濃度は、おおむね爆発下限界の 4 分の 1 以下であること。

※単位は「LEL」となるが、p p m 等他の単位でも機能上有効であればよいこと。

（令和 5 年総務省消防庁危険物保安室確認）

イ 防爆性能を有すること。

ウ 警報装置は警報を発した後、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。

エ 受信機の取付場所はおおむね地盤面から 1 5 cm 以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置とすること。

オ 受信機の取付場所及び警報音の発する場所は、常時従業員がいる事務所等とすること。

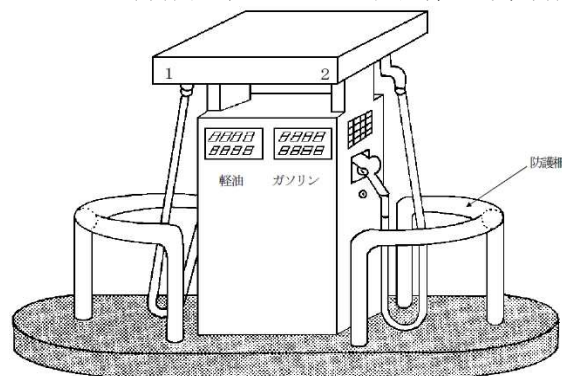
(7) 衝突防止措置

固定給油設備等は、自動車等の衝突を防止するための措置を講じること。

（規則第 2 5 条の 9 第 5 号）

- ① 固定給油設備等に対する自動車等の衝突防止措置とは、固定給油設備等を懸垂式とするか、地上式固定注油設備等の周囲に有効な高さを有する防護柵を設ける等の措置をいうものであること。

（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号、平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）



(8) 泡消火設備の設置

一方のみが開放された屋内給油取扱所のうち、上部に上階を有するものは第 3 種の固定式泡消火設備を危険物を包含するように設けること。

（規則第 3 3 条第 1 項、第 2 項）

泡消火設備については、第 1 5 章「消火・警報・避難設備の基準」Ⅱ「消火設備の基準」

第 1 0 「給油取扱所の消火設備の基準」及び第 1 8 「泡消火設備の基準」によること。

(9) 自動火災報知設備の設置

一方のみが開放されている屋内給油取扱所又は上部に上階を有する屋内給油取扱所には、自動火災報知設備を設けること。

（規則第 3 8 条第 1 項第 1 号ホ）

自動火災報知設備の設置については、第 1 5 章「消火・警報・避難設備の基準」Ⅲ「警報設備の基準」第 2 「自動火災報知設備の設置基準」によること。

第 5 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみの制限（令 1 7 - 2 - 1 0）**1 穴、くぼみ等の設置制限**

建築物内の屋内給油取扱所の用に供する部分については、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこと。
(政令第 1 7 条第 2 項第 1 0 号)

2 穴、くぼみ等の設置制限に関する基本的事項

(1) 屋内給油取扱所に地階を設ける場合は、階段等の出入口を事務所等の中に設けて可燃性の蒸気の滞留を防止する措置を講じること。
(平成元年 5 月 10 日 消防危第 44 号質疑)

(2) 整備室、洗車室に設ける政令第 1 7 条第 1 項第 2 0 号に規定する貯留設備で小規模（縦、横、深さがおおむね 3 0 cm 以下。）なものについては、設けることができる。
(★)

(3) 穴、くぼみ等がある場合には、可燃性蒸気検知警報設備を設けることにより、政令第 2 3 条を適用することができる。

なお、設置にあつては、前第 4 「給油取扱所の開放性と講ずべき措置」 3 「一方のみが開放されている屋内給油取扱所」(6) によること。
(★)

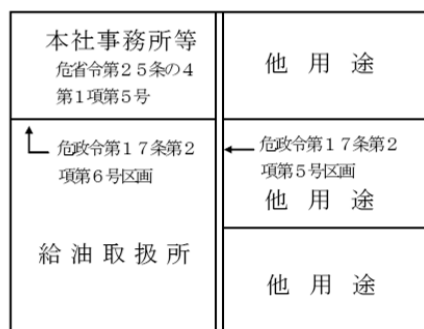
第 6 屋内給油取扱所の上部に上階がある場合の措置（令 1 7 - 2 - 1 1）**1 上部に上階がある場合に講じる措置**

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、当該部分の上部に上階がある場合にあつては、危険物の漏洩の拡大及び上部への延焼を防止するための総務省令で定める措置を講ずること。
(政令第 1 7 条第 2 項第 1 1 号)

なお、「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、当該部分が規則第 2 5 条の 4 第 1 項で規制されたもの以外の用途であること。

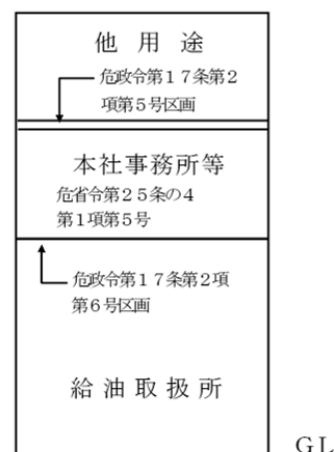
「上部に上階ある場合」に該当しない例

例図 1



「上部に上階ある場合」に該当する例

例図 2



令第 1 7 条第 2 項第 1 1 号の総務省令で定める措置は次のとおりとする。

(規則第 2 5 条の 1 0)

(1) 注入口及び固定給油設備（注油設備）の位置の制限

専用タンク及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口並びに給油・注油設備は、上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分に設けること。

(規則第 2 5 条の 1 0 第 1 号)

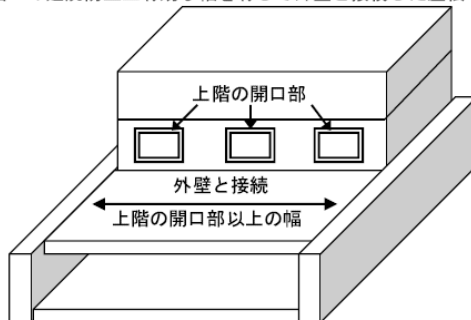
- ① 「延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分」とは、自動車等の出入口からできるだけ奥に入った部分とし、注入口（漏えい拡大防止措置部分含む。）及び固定給油設備等を上屋（上階がある場合は上階の床）内に設けることをいう。

(2) 屋根の構造等

屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を有しないものでなければならない。
(規則第 2 5 条の 1 0 第 1 号)

- ① 給油又は灯油の詰替えのための作業場の出入口の幅以上で外壁と接続し、当該屋根には採光用の窓等の開口部がないものであること。
(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)
- ② 屋内給油取扱所の上部に、屋根のない貸駐車場を設けることは差し支えない。ただし、当該駐車場は、政令第 1 7 条第 2 項第 1 1 号に規定する「上階」となり、延焼防止措置を講じる必要があること。
(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続した屋根の例



(3) 漏えい局限化対策

前号の注入口の周囲には、危険物の漏えい範囲を 1.5 m^2 以下に局限化するための設備及び漏れた危険物を収容する容量 4 m^3 以上の設備を設けるとともに、これらの設備の付近には、可燃性の蒸気を検知する警報設備を設けること。
(規則第 2 5 条の 1 0 第 2 号)

- ① 漏えい範囲を局限化する設備としては、例えば注入口付近の床面の傾斜、溝等の組合せによるものが考えられるものであること。また、これらの設備の付近には危険物の漏えい又は可燃性の蒸気の滞留を早期に発見するため、可燃性の蒸気を検知する警報設備を設けることとされた。
(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

② 漏えい局限化設備及び収容設備 (平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

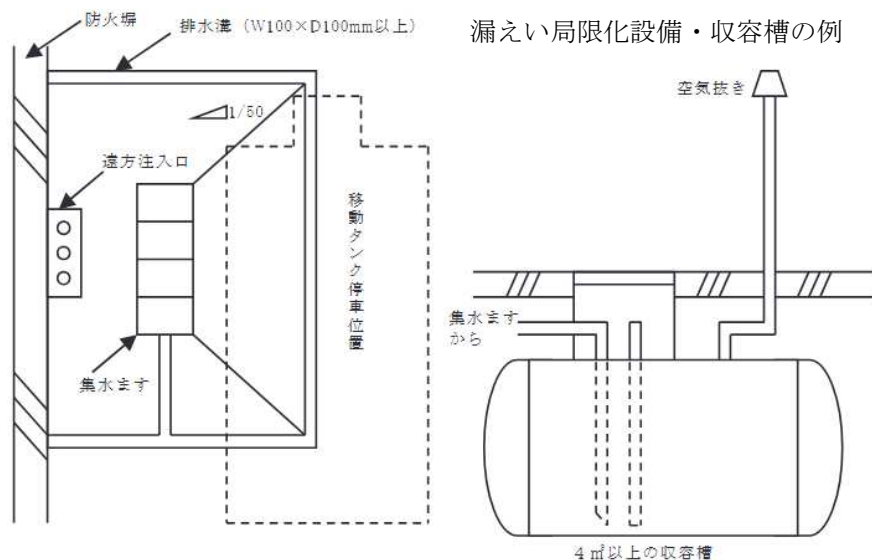
- ア 設置場所は、給油空地又は注油空地外とし、設備の一部又は全部を空地内に設けることはできないこと。
- イ 包含包囲は、注入口並びに移動貯蔵タンクの注入ホース及び吐出部の部分から漏えいを想定しており、当該部分から漏えいした危険物を他に拡げないような範囲とすること。
なお、移動貯蔵タンクの停車位置を十分考慮すること。
- ウ 幅及び長さに関し特に定めはないが、前イを満たし、その漏えい範囲を 1.5 m^2 以下に局限化すること。
- エ 漏えい局限化設備は、漏れた危険物の漏えい範囲を局限化し、火災の範囲を限定するものであり、漏れた危険物を収容する設備は、漏れた危険物を速やかに収容することによって燃焼に関与する危険物の量を局限化する設備である。したがって、ピットの構造のものを設置することにより、漏えい局限化設備及び漏れた危険物を収容する設備を設置したものとは解されない。
- オ 収容する設備には、使用材料、構造に特に定めはないが、当該設備から他へ漏れない構造のものであればよい。

③ ②に定めるもののほか、以下によること。

- ア 収容槽の材質は、金属、防水コンクリート又はFRP製等とし、埋設による土圧、水压等に耐えられるものであること。(★)
- イ 収容槽は、実容量を 4 m^3 以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜き取り用配管を備えたものであること。(★)
なお、当該収容槽は、専用タンク等とは兼用できないこと。
- ウ 漏えい局限化設備は、周囲に排水溝を設け、収容槽への配管を直径 100 mm 以上とするとともに、集油するため $1/50$ 以上の勾配を設け、ためます (各辺の長さ 30 cm 以上) を設けること。

当該ためすには、注入口使用時以外は収容槽への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためのバルブ等を設けること。なお、バルブピットの上蓋は防水型とする。

エ 漏えい局限化設備を設置した部分には、専用タンク等は設けないこと。（★）



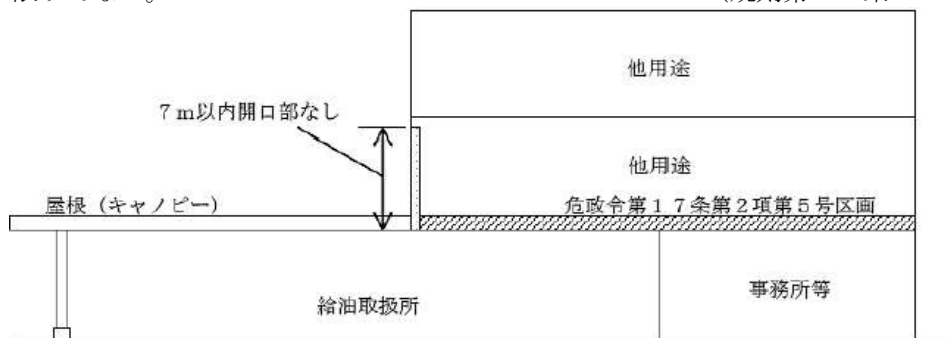
④ 可燃性蒸気検知警報設備

前第4「給油取扱所の開放性と講ずべき措置」 3「一方のみが開放されている屋内給油取扱所」(6) によること。

(4) 延焼防止上有効な屋根又はひさし

給油又は灯油等の詰め替えの作業場に供する部分の開口部には、当該開口部の上部に上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出した屋根又は耐火性能を有するひさしを設けること。

ただし、当該開口部の上端部から高さ7mの範囲内の上階の外壁に開口部がない場合にあつては、この限りでない。（規則第25条の10第3号）

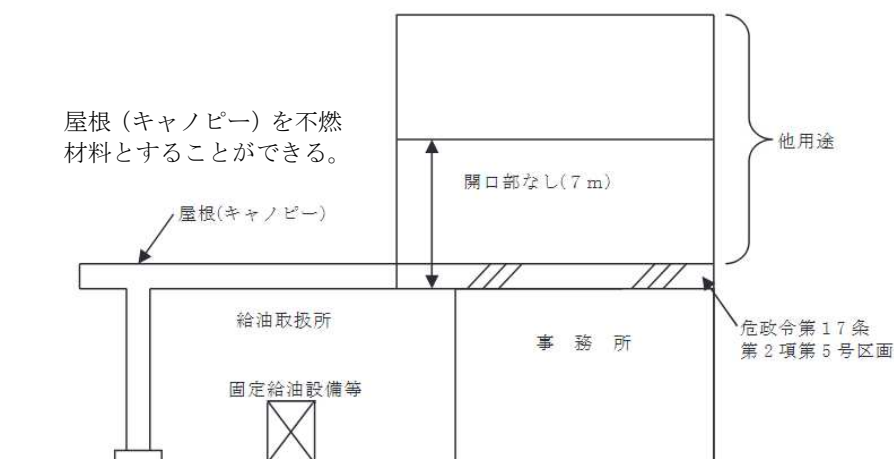


① 「耐火性能を有するひさし」は、30分以上の耐火性能を有すること。

（平成元年3月3日消防危第15号）

② ひさは、ベランダ等他の用途としての使用は認められないこと。

③ 1「上部に上階がある場合に講じる措置」により、上部に上階がある場合は屋根を耐火構造とするものであるが、次図のような上部のある給油取扱所の屋根（キャノピー）部分は、規則第25条の10第3号に規定する「ひさし」と兼用しない場合にのみ不燃材料とすることができる。

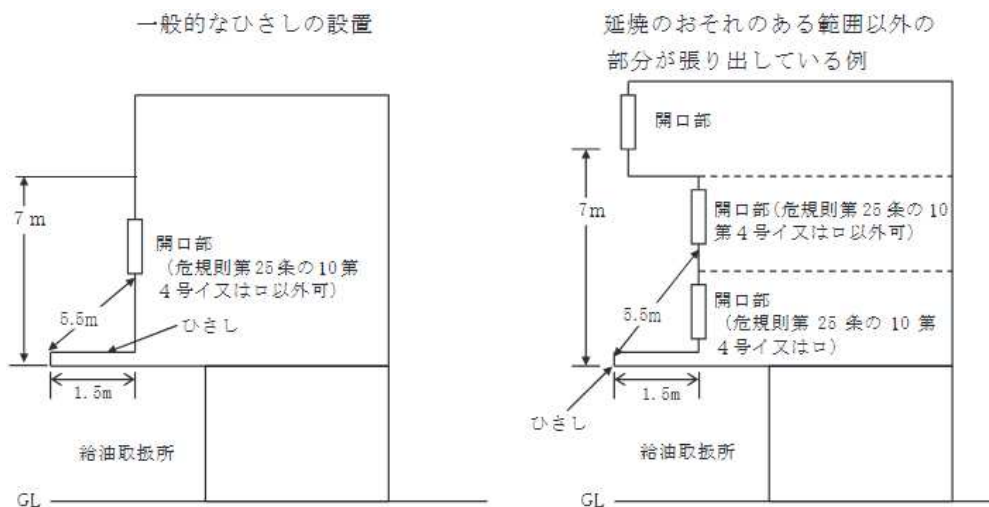


(5) 屋根又はひさしの先端までの距離規制

前号の屋根又はひさしの先端は、上階の開口部（次に掲げる開口部を除く。）までの間に、7 m から当該屋根又はひさしの上階の外壁から張り出した水平距離を減じた長さ以上の距離を保つこと。
(規則第 2 5 条の 1 0 第 4 号)

- ① はめごろし戸である防火設備を設けた開口部
- ② 延焼防止上有効な措置を講じた開口部（施行令別表第 1 (1) 項～(4) 項、(5) 項イ、(6) 項及び(9) 項イに該当する特定防火対象物の用途以外の用途に供する場合に限る。)

延焼防止上有効なひさしの措置例



ア 上階への延焼防止のためのひさは、上階の窓がある部分のみに設けるのではなく、規則第 2 5 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する用途に供する部分の開口部の全面に設置すること。
(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

イ 「上階の開口部」とは、建築物の給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する部分の開口部の直上部とすること。
(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

ウ 「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」とは、J I S R 3206 に定める「強化ガラス」が温度変化に対し、通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。
(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

(6) ドレンチャー設備の設置による特例

上階の外壁から水平距離 1. 5 m 以上張り出たひさし等の設置が困難なものには、基準の特例として、上階の外壁から水平距離 1 m 張り出たひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。

なお、ひさし等の張り出し長さを 1 m 未満とすることは、令第 2 3 条の規定を適用してもできないものであるので留意すること。

また、ドレンチャー設備及び長さ 1 m のひさしを設けた場合でも、上階の外壁から張り出したひさしの水平距離の算定 1. 5 m とはみなすことはできない。

(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号、平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

- ① ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2. 5 m 以下ごとに 1 個設けること。
- ② 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1. 3 m³ を乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- ③ ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力 0. 3 Mpa 以上で、かつ、放水量が 1 3 0 L 毎分以上の性能を有するものとする。
- ④ ドレンチャー設備は、予備動力源を付置すること。

Ⅲ 特殊形態の給油取扱所

第 1 特殊形態の給油取扱所の概要（令 1 7－3～5）

1 特殊形態の給油取扱所の基準

- (1) 次に掲げる給油取扱所については、政令第 1 7 条第 1 項、第 2 項に掲げる基準の特例を定めることができる。（政令第 1 7 条第 3 項）

- ① 飛行場で航空機に給油する給油取扱所
- ② 船舶に給油する給油取扱所
- ③ 鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する給油取扱所
- ④ 圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所（自家用給油取扱所を除く。）
- ⑤ 電気を動力源とする自動車等に水素を充てんするための設備を設ける給油取扱所（自家用給油取扱所を除く。）
- ⑥ 総務省令（規則第 2 8 条）で定める自家用給油取扱所

- (2) 第 4 類の危険物のうちメタノール又はこれ含有するものを取り扱う給油取扱所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、政令第 1 7 条第 1 項、第 2 項、第 3 項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。（政令第 1 7 条第 4 項）

- (3) 顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所として総務省令で定めるもの（政令第 2 7 条第 6 項第 1 号及び第 1 号の 3 において「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」という。）については、総務省令で、政令第 1 7 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。（政令第 1 7 条第 5 項）

なお、これらの給油取扱所については、政令第 1 7 条第 1 項、第 2 項の基本形態の給油取扱所に対し特殊な取扱形態の給油取扱所として、その実態を勘案して、以上の特例が定められている。

2 特殊形態の給油取扱所の区分

特殊形態の給油取扱所の区分については、次図のとおり区分される。

航空機給油取扱所	政令第 1 7 条第 3 項第 1 号
船舶給油取扱所	政令第 1 7 条第 3 項第 2 号
鉄道等給油取扱所	政令第 1 7 条第 3 項第 3 号
圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所	政令第 1 7 条第 3 項第 4 号
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	政令第 1 7 条第 3 項第 5 号
自家用給油取扱所	政令第 1 7 条第 3 項第 6 号
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	政令第 1 7 条第 4 項
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	政令第 1 7 条第 5 項

第 2 航空機給油取扱所の特例基準（令 1 7 - 3 - 1）**1 基準の特例**

航空機給油取扱所に係る政令第 1 7 条第 3 項の規定による同条第 1 項（屋外給油取扱所）及び第 2 項（屋内給油取扱所）に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。（規則第 2 6 条第 1 項）

(1) 形態による区分

航空機給油取扱所	直接給油方式 （規則第 2 6 条第 3 項第 1 号イ及び第 4 号）	地上式固定給油設備により給油
	ハイドラント方式 （規則第 2 6 条第 3 項第 1 号ロ及び第 5 号）	貯蔵タンクから、ポンプ設備により専用給油配管にて給油
	給油ホース車 （サービサー）方式 （規則第 2 6 条第 3 項第 1 号ハ及び第 6 号）	ハイドラント方式のうち、給油ホースのないものについては給油ホース設備及びフィルター等を積載した車両（サービサー）により給油する。ただし、サービサーには加圧装置は設置されていない。
	給油タンク車 （レフューラー）方式 （規則第 2 6 条第 3 項第 1 号ニ）	車両に専用タンク、ポンプ設備、フィルター及びホース設備（ホースリール）等を有するレフューラー（移動タンク貯蔵所として規制）により、ホースを延長してポンプより燃料を圧送する。

※ 直接給油方式とハイドラント方式との形態上の差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによる。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

※ 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

(2) 基準の特例として適用除外されるもの（全形態共通）

航空機給油取扱所については、政令第 1 7 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 5 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 7 号ただし書き、第 9 号、第 1 0 号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第 1 9 号の規定は、適用しない。

（規則第 2 6 条第 2 項）

① 給油設備に係る規定（政令第 1 7 条第 1 項第 1 号）
② 給油空地に係る規定（政令第 1 7 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 5 号）
ア 給油空地
イ 給油空地の舗装
ウ 滞留・流出防止措置
③ 簡易タンクの規定（政令第 1 7 条第 1 項第 7 号但し書き）
防火地域等における簡易タンクの設置
④ 配管の規定（政令第 1 7 条第 1 項第 9 号）
専用タンク以外からの配管の禁止
⑤ 給油ホースの長さの規定（政令第 1 7 条第 1 項第 1 0 号）
⑥ へい又は壁の規定（政令第 1 7 条第 1 項第 1 9 号）
防火塀の設置

(3) 特例基準（全形態共通）

（規則第 2 6 条第 3 項）

① 航空機給油取扱所の給油設備は、次のいずれかとすること。（規則第 2 6 条第 3 項第 1 号）

ア 固定給油設備
イ 給油配管等（給油配管（燃料を移送するための配管）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器）
ウ 給油配管及び給油ホース車（給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両をいう。）
エ 給油タンク車

② 航空機給油取扱所には、航空機に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。（規則第 2 6 条第 3 項第 1 号の 2）

ア 航空機（給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所にあつては、航空機及び給油タ
--

ンク車) が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

イ 給油設備が固定給油設備、給油配管又は給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所にあつては、固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。

- ③ 前②の空地は、漏れた危険物が浸透しないための規則第 2 4 条の 1 6 の例による舗装をすること。
(規則第 2 6 条第 3 項第 2 号)

舗装については、I「屋外営業用給油取扱所」第 4「給油空地・注油空地の舗装」によること。

- ④ 前②の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように次に掲げる要件に適合する措置を講ずること。

(規則第 2 6 条第 3 項第 3 号)

ア 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。

イ 当該給油取扱所の給油設備の一つから 5 0 0 ℓ の危険物が漏れいするものとした場合において、当該危険物が②の空地以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。ただし、漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ウ イの貯留設備に収容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあつては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが航空機給油取扱所外に排出されること。

(ア) 空港の場内排水が直接空港敷地内の貯水池に入り、他に流出することがない場合でも、排水溝及び油分離装置を設ける必要がある。
(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

(イ) 規則第 2 6 条第 3 項第 3 号ロ (上記イ) に規定する「漏れた危険物その他の液体流出を防止することができるその他の措置」とは、当該航空機給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいうものであること。

(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

(ウ) (イ)の油吸着材は、規則第 2 6 条第 3 項第 6 号に規定する給油ホース車による給油における危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備としての油吸着材と兼用することができる。
(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

2 形態に応じた特例基準

- (1) 直接給油方式の航空機給油取扱所 (規則第 2 6 条第 3 項第 4 号)

- ① 地下式 (ホース機器が地盤面下の箱に設けられている形式をいう。以下この号において同じ。) の固定給油設備を設ける場合には、ホース機器を設ける箱は適当な防水措置を講ずること。
- ② 固定給油設備に危険物を注入するための配管のうち、専用タンクの配管以外のものは、令第 9 条第 1 項第 2 1 号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
- ③ 地下式の固定給油設備 (ポンプ機器とホース機器とが分離して設置されているものに限る。) を設ける航空機給油取扱所には、当該固定給油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

- (2) ハイドラント方式の航空機用給油取扱所 (規則第 2 6 条第 3 項第 5 号)

- ① 給油配管には、先端に弁を設けること。
- ② 給油配管は、令第 9 条第 1 項第 2 1 号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
- ③ 給油配管の先端部を地盤面下の箱に設ける場合には、当該箱は、適当な防水措置を講ずること。
- ④ 給油配管の先端部に接続するホース機器は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とすること。
- ⑤ 給油配管の先端部に接続するホース機器には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- ⑥ 航空機用給油取扱所には、ポンプ機器を停止する等により危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

(3) 給油ホース車（サービサー方式）方式及び（レフューラー方式）の航空機用給油取扱所

（規則第 2 6 条第 3 項第 6 号）

給油ホース車及び給油タンク車については、第 9 章「移動タンク貯蔵所」の第 1 9「給油タンク車及び給油ホース車」によること。

(4) 建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所

建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合は、規則第 2 6 条の規定によるほか、「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」（平成27年12月 8 日消防危第268号）によること。（★）

3 航空機給油取扱所における危険物の取扱い等に係る留意事項

航空機給油取扱所における取扱いの基準は、政令第 2 7 条第 6 項第 1 号に掲げる給油取扱所の取扱いの基準（イ、ハ、トを除く）の規定の例による他、以下のとおりとする。

（政令第 2 7 条第 6 項第 1 の 2 号、規則第 4 0 条の 3 の 7）

- (1) 航空機以外には給油しないこと。
- (2) 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。
- (3) 航空機（給油タンク車を用いて給油する場合にあっては、航空機及び給油タンク車）の一部又は全部が、航空機に直接給油するための空地からはみ出たままで給油しないこと。
- (4) 固定給油設備には、当該給油設備に接続する専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクの配管以外のものによって、危険物を注入しないこと。
- (5) 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホースの先端を航空機の燃料タンクの給油口に緊結すること。ただし、給油タンク車で給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルにより給油するときは、この限りでない。
- (6) 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備を航空機と電氣的に接続することにより接地すること。

第 3 船舶給油取扱所の特例基準（令 1 7 - 3 - 2）

1 基準の特例

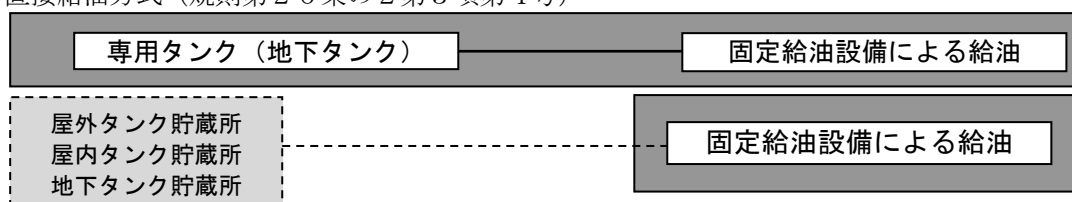
船舶給油取扱所に係る令第 1 7 条第 3 項の規定による同条第 1 項（屋外給油取扱所）及び第 2 項（屋内給油取扱所）に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。

（規則第 2 6 条の 2 第 1 項）

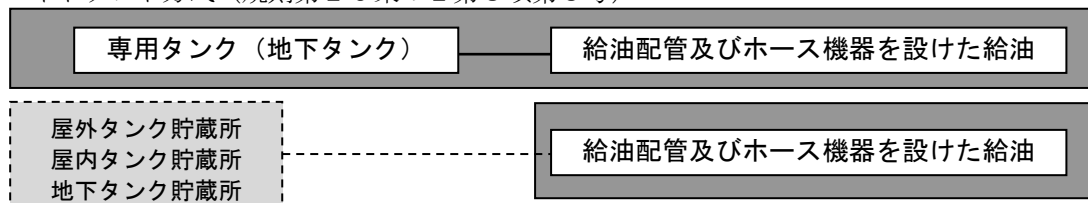
(1) 形態による区分

船舶給油取扱所	直接給油方式 （規則第 2 6 条の 2 第 3 項第 4 号）	地上式固定給油設備により船舶へ給油
	ハイドラント方式 （規則第 2 6 条の 2 第 3 項第 5 号）	貯蔵タンクから、ポンプ設備により専用給油配管にて給油
	給油タンク車（レフューラー）方式 （規則第 2 6 条第 3 項第 6 号）	車両に専用タンク、ポンプ設備、フィルター及びホース設備（ホースリール）等を有するレフューラー（移動タンク貯蔵所として規制）により、ホースを延長してポンプより燃料を圧送する。

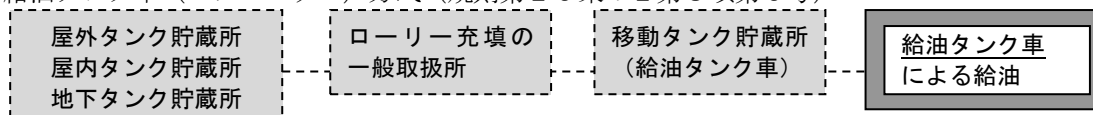
① 直接給油方式（規則第 2 6 条の 2 第 3 項第 4 号）



② ハイドラント方式（規則第 2 6 条の 2 第 3 項第 5 号）



③ 給油タンク車（レフューラー）方式（規則第 2 6 条の 2 第 3 項第 6 号）



注 は、一の船舶給油取扱所を示す。

注 2 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

(2) 基準の特例として適用除外されるもの（3 形態共通）

船舶給油取扱所については、政令第 1 7 条第 1 項 1 号、第 2 号、第 4 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 5 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 7 号ただし書き、第 9 号、第 1 0 号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第 1 9 号の規定は、適用しない。

（規則第 2 6 条の 2 第 2 項）

- | |
|---|
| ① 給油設備に係る規定（政令第 1 7 条第 1 項第 1 号）
② 給油空地に係る規定（政令第 1 7 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 5 号）
ア 給油空地、 イ 給油空地の舗装、 ウ 滞留・流出防止措置
③ 簡易タンクの規定（政令第 1 7 条第 1 項第 7 号但し書き）
防火地域等における簡易タンクの設置
④ 配管の規定（政令第 1 7 条第 1 項第 9 号）
専用タンク以外からの配管の禁止
⑤ 給油ホースの長さの規定（政令第 1 7 条第 1 項第 1 0 号）
⑥ 塀又は壁の規定（政令第 1 7 条第 1 項第 1 9 号）
防火塀の設置 |
|---|

(3) 特例基準（3 形態共通）（規則第 2 6 条の 2 第 3 項）

① 船舶給油取扱所の給油設備は、次のいずれかとすること。

- ア 固定給油設備
 イ 給油配管等（給油配管（燃料を移送するための配管）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器）
 ウ 給油タンク車（引火点 4 0℃以上の第 4 類の危険物に限る）

② 船舶給油取扱所には、船舶に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。

- ア 係留された船舶に安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。
 イ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。
 （給油設備が給油タンク車のみである船舶給油取扱所を除く。）
 ウ 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所にあつては、当該給油タンク車が当該空地からはみ出さない広さを有すること。
 ※ 給油タンク車がはみ出さず、また、安全かつ円滑に給油作業を行うことができる広さを有すること。
 （平成 18 年 4 月 25 日消防危第 106 号）

③ 給油空地の舗装

給油空地は、漏れた危険物が浸透しないための規則第 2 4 条の 1 6 の例による舗装をすること。
 舗装については、Ⅰ「屋外営業用給油取扱所」第 4 「給油空地・注油空地の舗装」によること。

④ 滞留・流出防止措置

給油空地には、可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液が当該空地以外の部分に流出しないように規則第 2 6 条第 3 項第 3 号の例による措置を講ずること。
 措置については、Ⅰ「屋外営業用給油取扱所 第 5 滞留・流出防止措置」によること。

⑤ 回収設備

船舶給油取扱所には、危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備を設けること。

この場合において、回収等の応急の措置を講ずるための設備は、油吸着材とし、その保有する量は、表 1 の上欄に掲げる専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分に応じ同表の下欄に掲げる油の量を吸着することができる量とすること。ただし、表 2 の上欄に掲げる専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分に応じ同表の下欄に掲げる油吸着材の量を保有する場合は、表 1 の区分に応じた量の油を吸着できる量の吸着材を保有しているものとみなすことができる。

（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号、平成 20 年 5 月 22 日消防危第 264 号）

表 1

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	タンク容量 30 K L 未満のもの	タンク容量 30 K L 以上 1, 000 K L 未満のもの	タンク容量 1, 000 K L 以上のもの
油の量	0. 3 K L 以上	1 K L 以上	3 K L 以上

表 2

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	タンク容量 3 0 K L 未満のもの	タンク容量 30 K L 以上 1, 000 K L 未満のもの	タンク容量 1, 000 K L 以上のもの
油吸着材の量	3 0 k g 以上	1 0 0 k g 以上	3 0 0 k g 以上

※ 油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第 5 2 号（昭和 5 9 年 2 月 1 日）に定める性能試験により、海上保安庁総務部海上保安試験センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。

2 形態に応じた特例基準

(1) 直接給油方式の船舶給油取扱所（規則第 2 6 条の 2 第 4 号）

- ① 地下式（ホース機器が地盤面下の箱に設けられている形式をいう。以下この号において同じ。）の固定給油設備を設ける場合には、ホース機器を設ける箱は適当な防水措置を講ずること。
 ② 固定給油設備に危険物を注入するための配管のうち、専用タンクの配管以外のものは、令第

- 9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
- ③ 地下式の固定給油設備（ポンプ機器とホース機器とが分離して設置されているものに限る。）を設ける船舶給油取扱所には、当該固定給油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

(2) ハイランド方式の船舶給油取扱所

(規則第26条の2第5号)

- ① 給油配管には、先端に弁を設けること。
- ② 給油配管は、令第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
- ③ 給油配管の先端部を地盤面下の箱に設ける場合には、当該箱は、適当な防水措置を講ずること。
- ④ 給油配管の先端部に接続するホース機器は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とすること。
- ⑤ 給油配管の先端部に接続するホース機器には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- ⑥ 船舶給油取扱所には、ポンプ機器を停止する等により危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

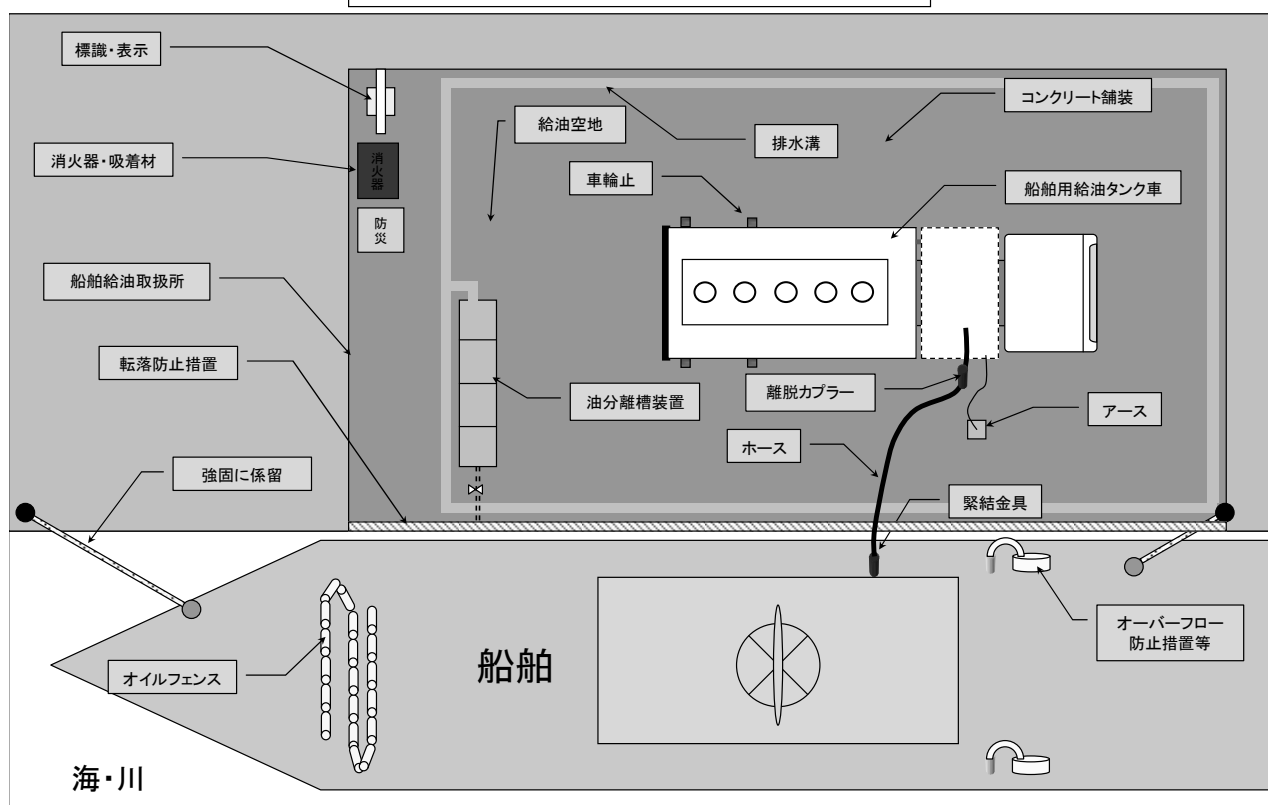
(3) 給油タンク車（レフューラー）方式の船舶給油取扱所

(規則第26条の2第6号)

- ① 給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。
- ② 転落防止措置
給油タンク車が転落しないようにするための措置を講じること。
この措置としては、柵、囲いを設けること等が該当すること。

(平成18年4月25日消防危第106号)

船舶給油取扱所配置例



3 船舶油取扱所における危険物の取扱い等に係る留意事項

船舶機給油取扱所における取扱いの基準は、政令第 2 7 条第 6 項第 1 号に掲げる給油取扱所の取扱いの基準（イ、ハ、トを除く）の規定の例による他、以下のとおりとする。

（政令第 2 7 条第 6 項第 1 の 2 号、規則第 4 0 条の 3 の 8）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 係留された船舶以外には給油しないこと。(2) 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。(3) 給油タンク車を用いて給油するときは、次によること。<ul style="list-style-type: none">ア 引火点が四十度以上の第四類の危険物以外の危険物を給油しないこと。イ 当該給油タンク車が移動しないための措置を講ずること。ウ 当該給油タンク車（給油ホースを除く。）の一部又は全部が、航空機に直接給油するための空地からはみ出たままで給油しないこと。(4) 当該給油タンク車の給油ホースの先端を船舶の燃料タンクの給油口に緊結すること。(5) 当該給油タンク車の給油設備を接地すること。ただし、静電気による災害が発生するおそれのない危険物を給油する場合は、この限りでない。 |
|--|

第 4 鉄道給油取扱所の特例基準（令 1 7 - 3 - 3）**1 基準の特例**

鉄道給油取扱所に係る令第 1 7 条第 3 項の規定による同条第 1 項（屋外給油取扱所）及び第 2 項（屋内給油取扱所）に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。（規則第 2 7 条第 1 項）

(1) 形態による区分

鉄道給油取扱所	直接給油方式 (規則第 2 7 条第 3 項第 4 号)	地上式固定給油設備により鉄道へ給油
	ハイドラント方式 (規則第 2 7 条第 3 項第 5 号)	貯蔵タンクから、ポンプ設備により専用給油配管にて給油

(2) 基準の特例として適用除外される基準（2 形態共通）

鉄道給油取扱所については、政令第 1 7 条第 1 項 1 号、第 2 号、第 4 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 5 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 7 号ただし書き、第 9 号、第 1 0 号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第 1 9 号並びに同条第 2 項第 9 号及び第 1 0 号の規定は、適用しない。（規則第 2 7 条第 2 項）

- ① 給油設備に係る規定（政令第 1 7 条第 1 項第 1 号）
- ② 給油空地に係る規定（政令第 1 7 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 5 号）
 - ア 給油空地、イ 給油空地の舗装、ウ 滞留・流出防止措置
- ③ 簡易タンクの規定（政令第 1 7 条第 1 項第 7 号但し書き）
 - 防火地域等における簡易タンクの設置
- ④ 配管の規定（政令第 1 7 条第 1 項第 9 号）
 - 専用タンク以外からの配管の禁止
- ⑤ 給油ホースの長さの規定（政令第 1 7 条第 1 項第 1 0 号）
- ⑥ へい又は壁の規定（政令第 1 7 条第 1 項第 1 9 号）
 - 防火塀の設置
- ⑦ 二方開放の規定（政令第 1 7 条第 2 項第 9 号）
- ⑧ 穴、くぼみ等の制限の規定（政令第 1 7 条第 2 項第 1 0 号）

(3) 特例基準（2 形態共通）

(規則第 2 7 条第 3 項)

- ① 鉄道給油取扱所の給油設備は、次のいずれかとする。
 - ア 固定給油設備
 - イ 給油配管等（給油配管（燃料を移送するための配管）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器）
- ② 鉄道給油取扱所には、鉄道又は軌道によって運行する車両に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。
 - ア 当該車両が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。
 - イ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。
- ③ 給油空地の舗装
 - 給油空地のうち危険物が漏れるおそれのある部分は、漏れた危険物が浸透しないための規則第 2 4 条の 1 6 の例による舗装（Ⅰ「屋外営業用給油取扱所」第 4「給油空地・注油設備の舗装」による）をすること。
- ④ 滞留・流出防止措置
 - 給油空地には、可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液が当該空地の③による舗装した部分以外の部分に流出しないように次に掲げる要件に適合する措置を講ずること。
 - ア 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。
 - イ 当該鉄道給油取扱所の給油設備の 1 つから 5 0 0 ℓ の危険物が漏れいするものとした場合において、当該危険物が前号の規定により舗装した部分以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。
 - ウ イの貯留設備に収容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあっては、当該危険物を雨水等が分離され、雨水等のみが鉄道給油取扱所外に排出されること。

2 形態に応じた特例基準

(1) 直接給油方式の鉄道給油取扱所 (規則第 2 7 条第 3 項第 4 号)

- ① 地下式(ホース機器が地盤面下の箱に設けられている形式をいう。以下この号において同じ。)の固定給油設備を設ける場合には、ホース機器を設ける箱は適当な防水措置を講ずること。
- ② 固定給油設備に危険物を注入するための配管のうち、専用タンクの配管以外のものは、令第 9 条第 1 項第 2 1 号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
- ③ 地下式の固定給油設備(ポンプ機器とホース機器とが分離して設置されているものに限る。)を設ける鉄道給油取扱所には、当該固定給油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

(2) ハイランド方式の鉄道給油取扱所 (規則第 2 7 条第 3 項第 5 号)

- ① 給油配管には、先端に弁を設けること。
- ② 給油配管は、令第 9 条第 1 項第 2 1 号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
- ③ 給油配管の先端部を地盤面下の箱に設ける場合には、当該箱は、適当な防水措置を講ずること。
- ④ 給油配管の先端部に接続するホース機器は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とすること。
- ⑤ 給油配管の先端部に接続するホース機器には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- ⑥ 鉄道給油取扱所には、ポンプ機器を停止する等により危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

3 鉄道油取扱所における危険物の取扱い等に係る留意事項

鉄道機給油取扱所における取扱いの基準は、政令第 2 7 条第 6 項第 1 号に掲げる給油取扱所の取扱いの基準(イ、ハ、トを除く)の規定の例による他、以下のとおりとする。

(政令第 2 7 条第 6 項第 1 の 2 号、規則第 4 0 条の 3 の 9)

- (1) 鉄道又は軌道によって運行する車両以外には給油しないこと。
- (2) 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。
- (3) 給油するときは、鉄道に直接給油するための空地のうち舗装された部分で給油すること。

第5 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の特例基準（令17-3-4）

1 基準の特例

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所に係る令第17条第3項の規定による同条第1項（屋外給油取扱所）に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。（規則第27条の3第1項）

なお、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所には、圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいう。）により、圧縮天然ガスを自動車等に充てんするものと、液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいう。）により、自動車等に充てんするものがある。

（平成29年1月26日消防危第31号）

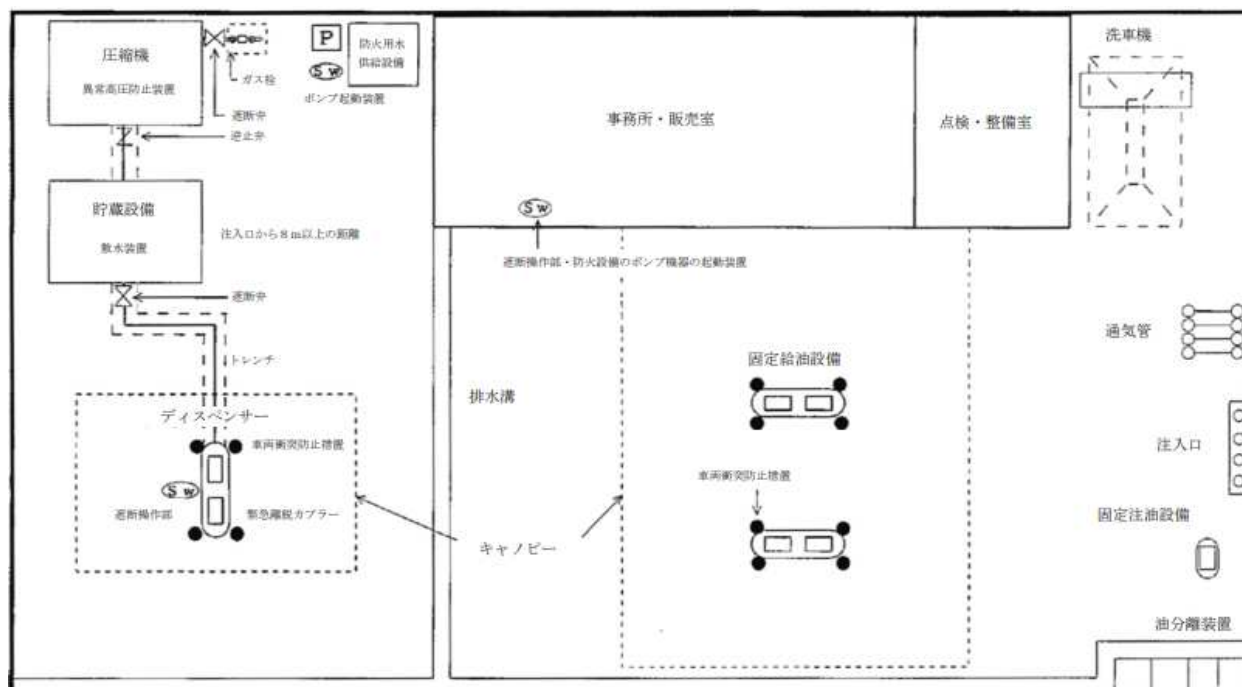
(1) 形態による区分

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所	屋外	圧縮天然ガススタンド設置給油取扱所（規則第27条の3第6項第4号）
		液化石油ガススタンド設置給油取扱所（規則第27条の3第6項第5号）
	屋内	圧縮天然ガススタンド設置屋内給油取扱所（規則第27条の4第1項）
		液化石油ガススタンド設置屋内給油取扱所（規則第27条の4第1項）

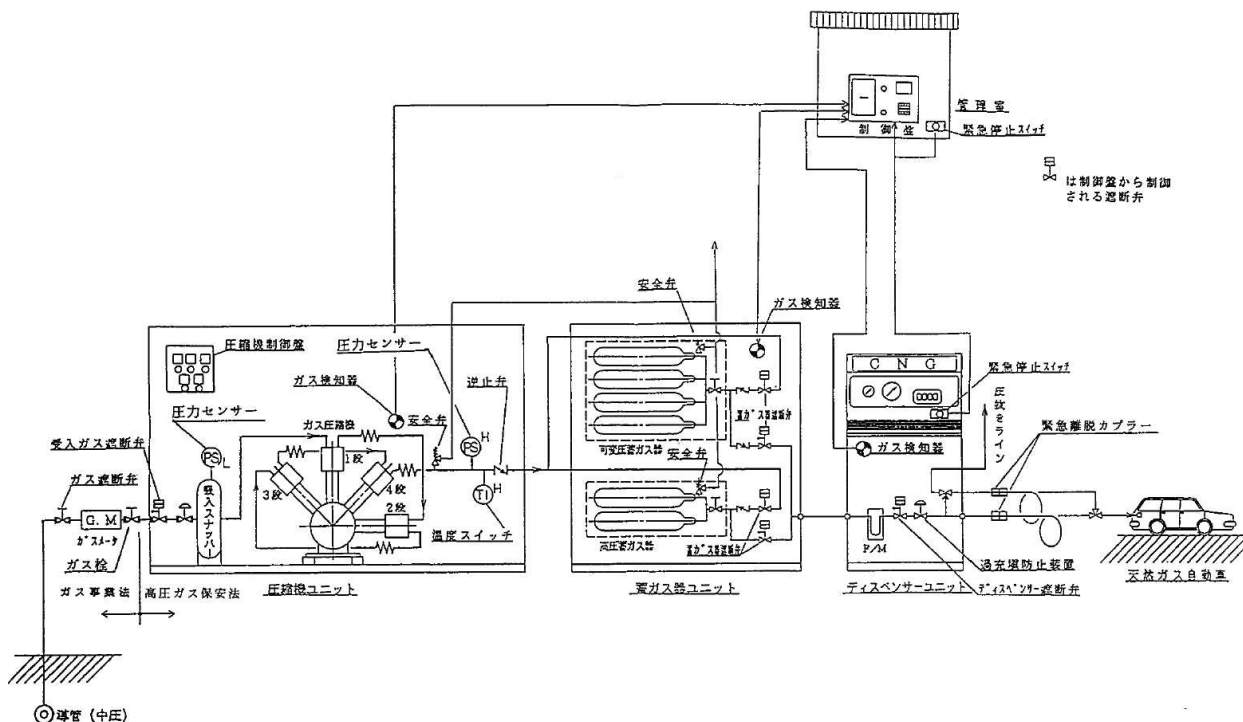
※圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所で取り扱うガスの種類は、圧縮天然ガス又は液化石油ガスに限られるものであること。（規則第27条の2）

- ① 「圧縮天然ガススタンド」とは、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管（ガス栓（ガス事業法（昭和29年法律第51号）と高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用の境界となるガス栓で、通常「区分バルブ」といわれているもの）から先の部分に限る。）を主な設備とするもので、これを給油取扱所に併設するものをいう。

圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所の設置例

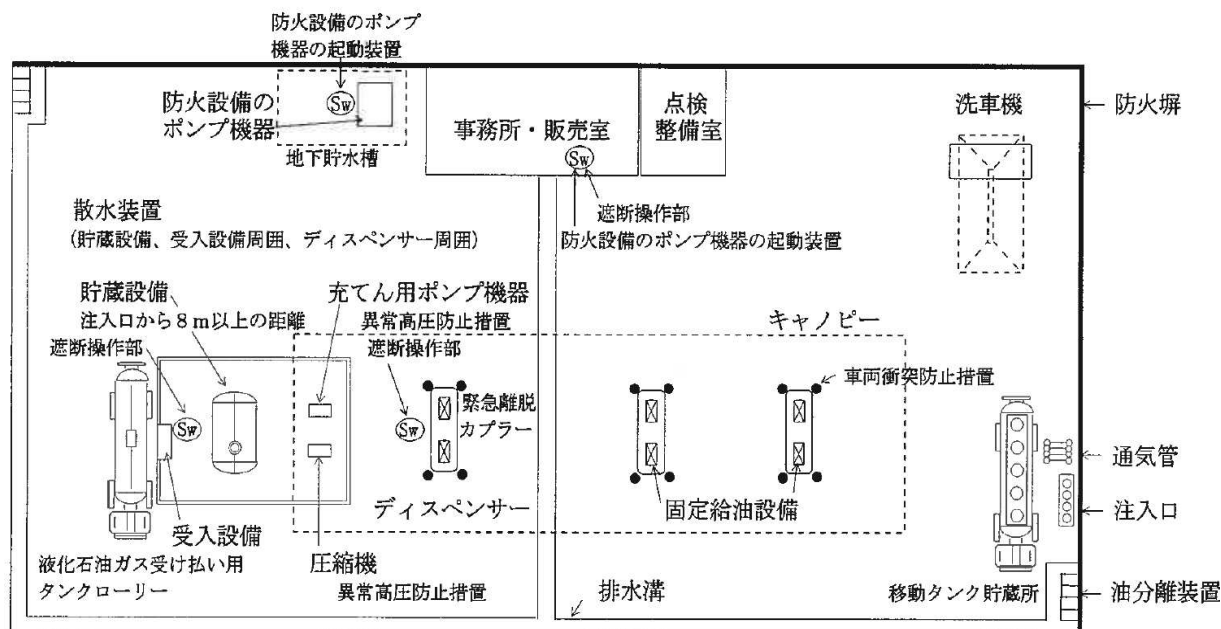


圧縮天然ガススタンドの概要図（例）

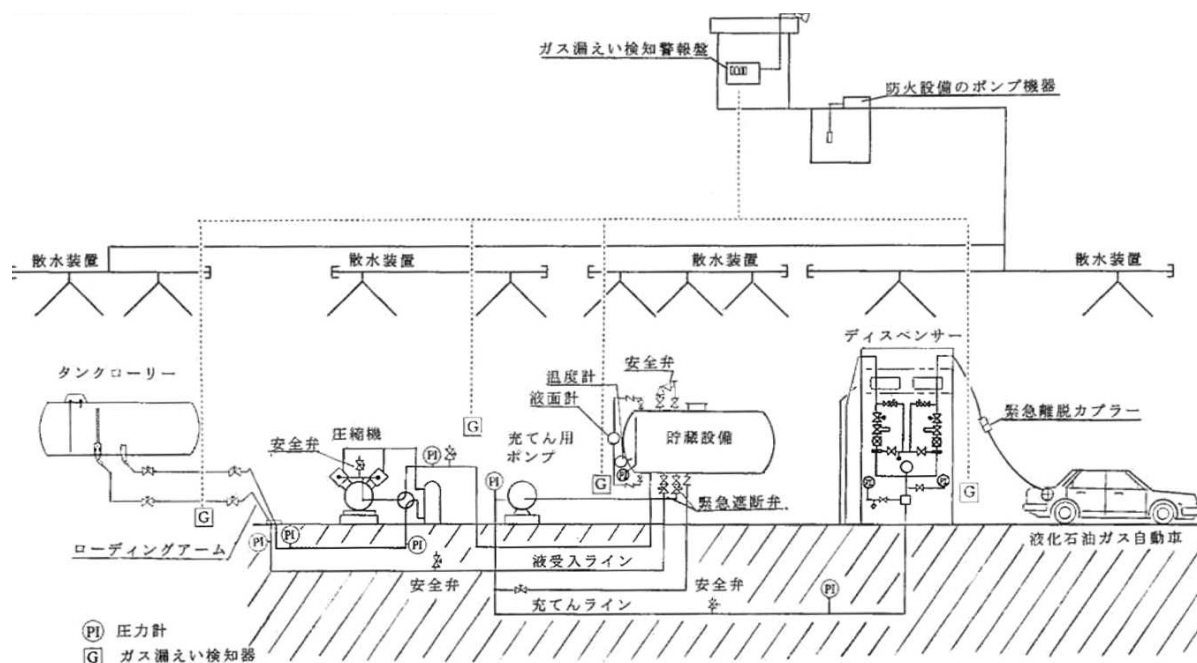


- ② 液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充てん用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管を主な設備とするもので、これを給油取扱所に併設するものをいう。

液化石油ガス充てん設備設置給油取扱所の設置例



液化石油ガススタンドの概要図



2 圧縮天然ガススタンド設置給油取扱所及び液化石油ガススタンド設置給油取扱所の共通基準

(1) 基準の特例として適用除外される基準

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所（屋外給油取扱所）については、政令第17条第1項第16号から第18号、第22号の規定は、適用しない。（規則第27条の3第2項）

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所（屋内給油取扱所）については、政令第17条第1項第16号及び第22号並びに同条第2項第7号及び第9号ただし書の規定は、適用しない。

（規則第27条の4第2項）

適用	条文（政令第17条）	項目
屋外・屋内 共に適用除外	第1項第16号	給油取扱所に設けることができる建築物の用途及び面積制限の規定
	第1項第22号	附随設備の位置、構造、設備の規定
屋外のみ 適用除外	第1項第17号	給油取扱所に設ける建築物の構造規定
	第1項第18号	可燃性蒸気流入防止構造
屋内のみ 適用除外	第2項第7号	建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口に係る規定
	第2項第9号ただし書	一面開放の屋内給油取扱所を設けることができる規定

(2) 規則第27条の3第3項～第5項、第6項第1～3号及び第6号、第7項、規則第27条の4第3項、第4項によるほか、次によること。

① 規則第27条の3第6項第1号に規定する「防火設備」とは、火災の予防及び火災による類焼の防止のための設備であって、次のものをいう。

（平成10年3月11日消防危第22号、一部改正：平成29年1月26日消防危第31号）

ア 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第7条第1項に適合するものに限る。）を設けた施設にあっては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備。

イ 液化石油ガススタンドを設けた施設にあっては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近傍に設けられ、又は当該液化

石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備。

- ② 規則第 2 7 条の 3 第 6 項第 2 号イ～ホの設備については、I「屋外営業用給油取扱所」第 1 7「附随設備」によること。

※ 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備に収納する危険物の数量の和は、指定数量未満とすること。

(規則第 2 7 条の 3 第 4 項第 3 号)

- ③ ①、②によるほか、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」（平成10年 3 月11日消防危第22号、一部改正：平成29年 1 月26日消防危第31号。以下、「3 1 号通知」という。）によること。

3 圧縮天然ガススタンド設置給油取扱所の位置、構造又は設備の基準

- (1) 前 2、規則第 2 7 条の 3 第 6 項第 4 号、3 1 号通知 によるほか、次によること。

- ① 31号通知中、第 1 2 (1) ウ (イ)中の「防火設備を設置することを要しないディスペンサー」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一般高压ガス保安規則（以下「一般則」という。）第 7 条第 2 項の圧縮天然ガススタンドのディスペンサー

イ 一般則第 7 条第 1 項の圧縮天然ガススタンドのディスペンサーに、一般則の機能性基準の運用について（平成24年12月26日付け20121204商局第 6 号別紙別添）31. 防火火設備 4-4.2- (7) により追加の措置（一般則第 7 条第 2 項第 9 号）を講じたもの

- ② 政令第 1 7 条第 1 項第 4 号の漏れた危険物が浸透しないこと及び第 5 号の漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地以外の部分に流出しないことに適合する場合は、給油空地内に、圧縮天然ガススタンドのガス配管を設置するためのトレンチを設けること又はガソリン等の漏えい範囲を限定することを目的に給油空地内に溝を設けてよいものであること。

(①、② 平成29年 3 月31日消防危第71号)

4 液化石油ガススタンド設置給油取扱所の位置、構造又は設備の基準

前 2、規則第 2 7 条の 3 第 6 項第 5 号イ、3 1 号通知 によること。

5 その他の運用基準

- (1) 「地下室その他の地下に貯蔵設備等を設置する圧縮天然ガススタンドの位置、構造及び設備の基準」

- (2) 「その他の位置、構造及び設備の技術上の基準」

- (3) 「圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合」

上記(1)～(3)については、第 3 1 号通知に基づき、指導すること。(★)

第 6 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例基準（令 1 7 - 3 - 5）

1 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の定義

(平成27年 6 月 5 日消防危第123号 一部改正：令和元年 8 月27日消防危第118号、令和 3 年 3 月30日消防危第52号)

- (1) 圧縮水素スタンド

一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。）第 2 条第 1 項第 2 5 号に定める「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、下記の機器で構成されている。

- | |
|---|
| <p>① 水素を製造するための改質装置</p> <p>② 液化水素を貯蔵する液化水素の貯槽</p> <p>③ 液化水素を直接昇圧する液化水素昇圧ポンプ</p> |
|---|

- ④ 液化水素を気化する送ガス蒸発器
- ⑤ 水素を圧縮する圧縮機
- ⑥ 圧縮水素を貯蔵する蓄圧器
- ⑦ 圧縮水素を燃料電池自動車に充填するディスプレイ等
- ⑧ 液化水素配管、ガス配管
- ⑨ 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスを外部から受け入れるための受電設備

なお、ガソリンと水素の両方を燃料とする水素ガスエンジン自動車に対して、給油取扱所でガソリンの給油を、圧縮水素充填設備設置給油取扱所でガソリンの給油又は水素の充填を行っても差し支えない。
(平成19年3月29日消防危第68号 問3)

- (2) 「改質装置」とはナフサなどの危険物（ガソリン、灯油、炭化水素系燃料）のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原燃料として、これを改質し水素を製造する装置をいう。
- (3) 「防火設備」とは火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。
- (4) 「温度の上昇を防止するための装置」とは蓄圧器及び圧縮水素を供給する移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

2 基準の特例

圧縮水素充填設備設置給油取扱所に係る令第17条第3項の規定による同条第1項（屋外給油取扱所）に掲げる基準の特例は、第27条の3第3項から第5項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。
(規則第27条の5第1項)

なお、圧縮水素スタンド（常圧の圧力8.2Mpa以下のものに限る。以下同じ。）は、一般高压ガス保安規則第7条の3又は第7条の4の規定によるほか、危険物の規制に関する規則第27条の5第5項第3号に定める基準に適合することとされている。

(平成27年6月5日消防危第123号 一部改正：令和元年8月27日消防危第118号、令和3年3月30日消防危第52号)

3 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

(1) 基準の特例として適用除外される基準

圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、政令第17条第1項第7号、第8号、第16号から第18号まで及び第22号の規定は、適用しない。
(規則第27条の5第2項)

条文（政令第17条）	項目
第1項第7号	専用タンクの規定
第1項第8号	専用タンクの位置、構造、設備の規定
第1項第16号	給油取扱所に設ける建築物の用途及び面積制限に係る規定
第1項第17号	給油取扱所に設ける建築物の構造規定
第1項第18号	可燃性蒸気流入防止構造
第1項第22号	附属設備の位置、構造、設備の規定

(2) 規則第27条の5第3項～第6項によるほか、次によること。

- ① 圧縮水素充填設備設置給油取扱所に設置する専用タンク等の位置、構造及び設備については、地下タンク貯蔵所の基準の規定の一部が準用される。

規則第27条の5第4項第1号において準用する政令第13条の基準

条 項	基 準 内 容
第13条第1項第1号	タンクの設置方法
第13条第1項第2号	タンクとタンク室との間隔及び乾燥砂の充填
第13条第1項第3号	タンクの埋設深さ
第13条第1項第4号	タンク相互の間隔

第 1 3 条第 1 項第 6 号	タンクの材質、板厚、強度
第 1 3 条第 1 項第 7 号	タンク外面の保護
第 1 3 条第 1 項第 8 号	通気管又は安全装置の設置
第 1 3 条第 1 項第 8 号の 2	液量自動覚知装置等の設置
第 1 3 条第 1 項第 9 号	注入口の位置、構造、設備（掲示板に係る部分を除く。）
第 1 3 条第 1 項第 10 号	配管の位置、構造、設備
第 1 3 条第 1 項第 11 号	配管の取付位置
第 1 3 条第 1 項第 13 号	漏洩検査管の設置
第 1 3 条第 1 項第 14 号	タンク室の構造
第 1 3 条第 2 項	二重殻タンクの位置、構造、設備
第 1 3 条第 3 項	漏れ防止構造のタンクの基準

※ 基準については、第 7 章「地下タンク貯蔵所」の各項目によること。

- ② 簡易タンクの位置、構造及び設備については、簡易タンク貯蔵所の基準の規定の一部が準用される。

規則第 2 7 条の 5 第 4 項第 2 号において準用する政令第 1 4 条の基準

条 項	基 準 内 容
第 1 4 条第 1 項第 4 号	タンクの設置方法及び空地
第 1 4 条第 1 項第 6 号	タンクの材質、板厚、強度
第 1 4 条第 1 項第 7 号	タンクの塗装
第 1 4 条第 1 項第 8 号	通気管の設置

※ 基準については、第 8 章「簡易タンク貯蔵所」の各項目によること。

- ③ 規則第 2 7 条の 5 第 5 項第 1 号、規則第 2 7 条の 3 第 6 項第 6 号に規定する設備については、
I 「屋外営業用給油取扱所」第 1 7 「附随設備」によること。
※ 圧縮水素充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器に収納する危険物の数量の和は、指定数量未満とすること。
(規則第 2 7 条の 5 第 5 項)
- ④ 規則第 2 7 条の 5 第 5 項第 2 号に規定する危険物から水素を製造するための改質装置の位置、構造及び設備の基準は同号によるほか、改質装置の暖機運転時において、遠隔監視の場合の措置は、「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」（平成 24 年 5 月 23 日消防危第 140 号、改正：平成 24 年 12 月 18 日消防危第 263 号）によること。
- ⑤ その他、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（平成 27 年 6 月 5 日消防危第 123 号 一部改正：令和元年 8 月 27 日消防危第 118 号、令和 3 年 3 月 30 日消防危第 52 号）によること。

4 留意事項

(平成 27 年 6 月 5 日消防危第 123 号 一部改正：令和元年 8 月 27 日消防危第 118 号、令和 3 年 3 月 30 日消防危第 52 号)

(1) 消防法上の設置の許可に係る事項

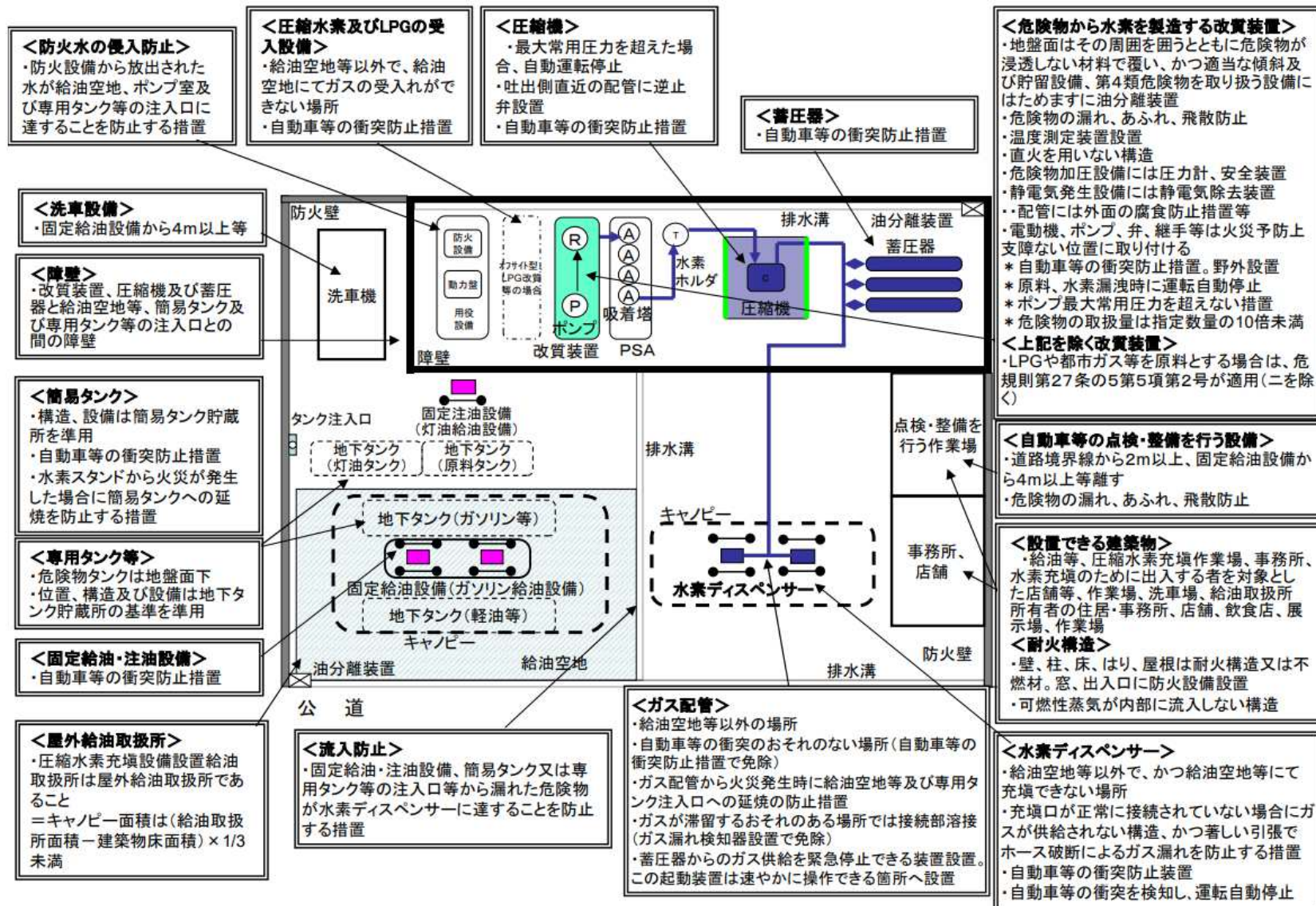
- ① 圧縮水素充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、消防法第 1 1 条第 1 項の許可の他に高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）第 5 条又は第 1 4 条の許可を受ける必要がある。その場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に、消防法の許可を行う必要があること。なお、危険物の規制に関する規則第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号に掲げる設備が、一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 又は第 7 条の 4 中の当該設備に係る規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。
- ② 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第 2 0 条）が行われることを踏まえ、規則第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号に掲げる設備における完成検査（消防法第 1 1 条第 5 項）においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

(2) 予防規程に定めるべき事項

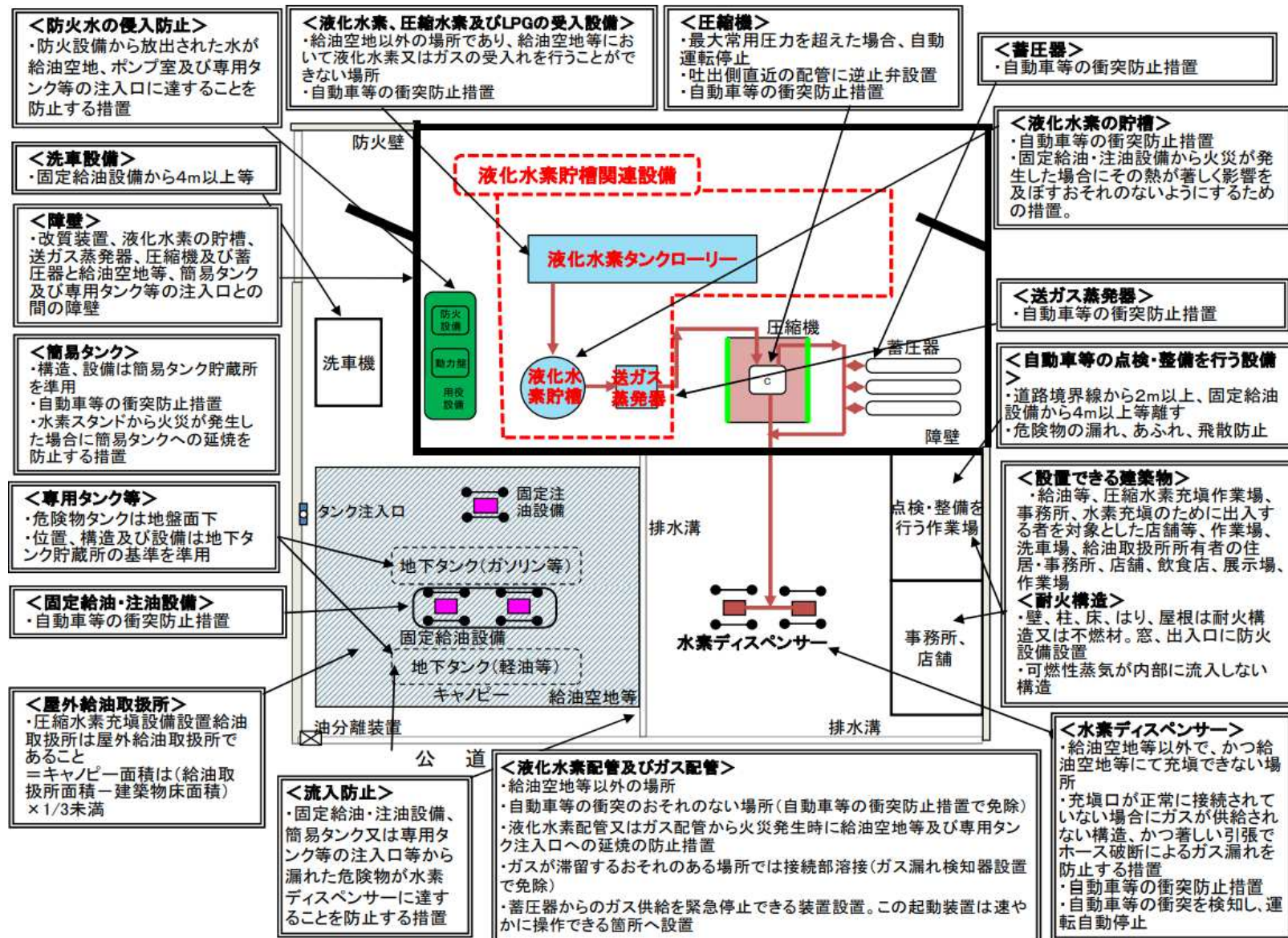
予防規程の中に、圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の 1 回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること。
(規則第 6 0 条の 2 第 1 1 号)

(3) その他

圧縮水素スタンドに係る高圧ガス関連設備については、様々な仕様のものが設置される可能性があることから、消防機関等において、固定給油設備から漏えいしたガソリン火災の輻射熱の影響等の検証を行う際には、輻射熱計算シミュレーションツール (URL : <https://www.fdma.go.jp/publication/#tool>) を活用すること。
(規則第 6 0 条の 2 第 1 1 号)



改質装置を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の例



液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の例

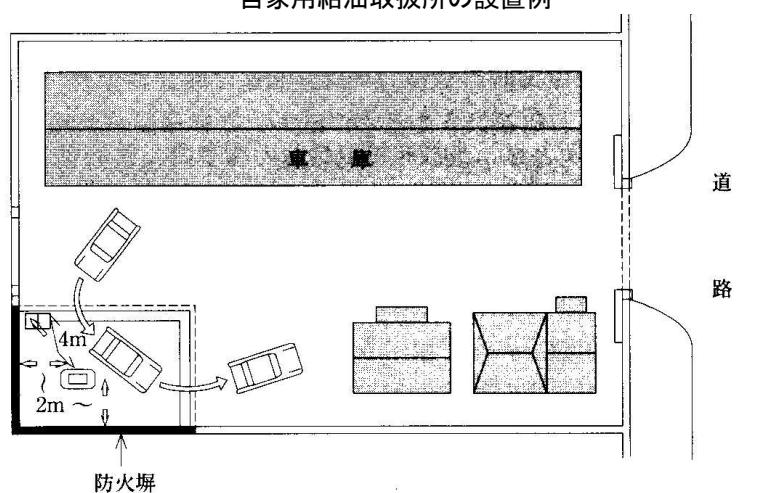
第 7 自家用給油取扱所の特例基準（令 1 7 - 5）

1 定義

令第 1 7 条第 3 項第 6 号の総務省令で定める自家用の給油取扱所は、給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって給油取扱所の所有者等の自動車等に直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所とする。（規則第 2 8 条第 1 項）

- (1) 給油設備からガソリンを当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する容器（次号において「所有者等の容器」という。）に詰め替え、又は軽油を当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する車両に固定された容量 4, 0 0 0 L 以下のタンク（容量 2, 0 0 0 L を超えるタンクにあっては、その内部を 2, 0 0 0 L 以下ごとに仕切ったものに限る。次号において「所有者等のタンク」という。）に注入する作業
- (2) 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を当該給油取扱所の所有者等の容器に詰め替え、又は当該給油取扱所の所有者等のタンクに注入する作業

自家用給油取扱所の設置例



2 基準の特例

自家用給油取扱所に係る令第 1 7 条第 3 項の規定による同条第 1 項及び第 2 項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。（規則第 2 8 条第 2 項）

(1) 形態による区分

自家用給油取扱所	屋外給油取扱所（規則第 2 8 条第 3 項）	
	屋内給油取扱所（規則第 2 8 条第 3 項）	
	圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	屋外給油取扱所（規則第 2 8 条第 4 項）
		屋内給油取扱所（規則第 2 8 条第 4 項）
	圧縮水素充填設備設置給油取扱所	屋外給油取扱所（規則第 2 8 条第 5 項）

(2) 基準の特例として適用除外される基準 （規則第 2 8 条第 3 項）

自家用給油取扱所は、政令第 1 7 条第 1 項の屋外給油取扱所の基準並びに第 2 項の屋内給油取扱所の基準がそれぞれ適用されるが、次の基準については、適用されない。

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ① 間口及び奥行きに関する規定 | （政令第 1 7 条第 1 項第 2 号） |
| ② 簡易タンク設置に係る用途地域制限規定 | （政令第 1 7 条第 1 項第 7 号ただし書き） |
| ③ 給油空地の出入口に関する規定 | （規則第 2 4 条の 1 4 第 1 号） |

(3) 特例基準（圧縮天然ガス等を充填するための設備を設けるもの） （規則第 2 8 条第 4 項）

自家用給油取扱所（圧縮天然ガス等を充填するための設備を設けるもの）は、屋外給油取扱所にあっては、規則第 2 7 条の 3 の圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準並びに屋内給油

取扱所にあつては、第 2 7 条の 4 の圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準が、それぞれ適用される。

- (4) 特例基準（電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を設けるもの）
（規則第 2 8 条第 5 項）

自家用給油取扱所（電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を設けるもの）は、屋内給油取扱所以外の給油取扱所であつて、規則第 2 7 条の 5 の圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準が適用される。

3 形態に応じた基準

- (1) 自家用屋外給油取扱所…上記 2 (2) の基準、Ⅰ「屋外営業用給油取扱所」によること。
- (2) 自家用屋内給油取扱所…上記 2 (2) の基準、Ⅱ「屋内給油取扱所」によること。
- (3) 圧縮天然ガス等充填設備設置自家用屋外給油取扱所…上記 2 (3) の基準、第 5 「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準」によること。
- (4) 圧縮天然ガス等充填設備設置自家用屋内給油取扱所…上記 2 (3) の基準、第 5 「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準」によること。
※(1)～(4)において、屋外、屋内の判定は、第 1 1 章 給油取扱所の位置、構造及び設備の基準
第 2 「屋外又は屋内の判定」によること。
- (5) 圧縮水素充填設備設置自家用給油取扱所…上記 2 (4)、第 6 「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例基準」の基準によること。

（規則第 2 8 条第 2 ～ 5 項）

4 留意事項

- (1) 給油空地
 - ① 当該空地の設定線は、政令第 1 7 条第 1 項第 1 2 号の敷地境界線と同一のものと解されるので、固定給油設備は空地の端から 2 m 以上の間隔とすること。（★）
 - ② 給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部がはみ出たまま給油することのない広さを確保すること。
- (2) 自動車等の出入りする側
給油取扱所の敷地と建築物とが 4 m 以上離れており、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側とする。（★）
- (3) キー式計量機
キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所のみ認められる。（★）
- (4) 自家用給油取扱所には、自動車等の暖房用として自動車に設けられた灯油タンクに給油するため又は関係建築物の暖房のため、灯油の専用タンクを設けることができる。
（昭和 44 年 4 月 24 日消防予第 133 号質疑）

5 工事現場等の屋外自家用給油取扱所

- (1) ダム工事現場、大規模な土地造成又は土砂採取等の現場において、給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとして工事現場等で使用する重機類に給油する取扱所については、火災予防上支障がなく、かつ、次の(1)から(4)まで適合するものである場合は、工事現場等の特殊性にかんがみ、政令第 1 7 条第 1 項（第 6 号を除く。）の規定について政令第 2 3 条を適用し、その設置を認めることができる。
（昭和 48 年 11 月 6 日消防予第 146 号）

- ① 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油とすること。
- ② 周囲（作業者の出入口を除く。）は、柵等により明確に区画するものとする。
- ③ 第 4 類の危険物の火災に適応する第 4 種及び第 5 種の消火設備をそれぞれ 1 以上設けること。
※屋外に設置するものにはついては、専用の収納箱に収納するなど腐食防止措置を講じるよう指導すること。（★）
- ④ 給油設備は、次によること。
ア 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法第 1 1 条に定める自動車登録番号標を有しないも

のであること。

- イ 給油設備は、車両のシャーシフレームに固定されていること。
- ウ 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、政令第 15 条に定める移動貯蔵タンクの構造及び設備の基準に適合するものであること。ただし、潤滑油を収納する専用タンクにあっては、厚さ 3.2mm 以上の鋼板で気密につくり、かつ、当該タンクの外面は、錆止めのための塗装をすれば足りること。
- エ 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。
- オ 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- カ 給油のための装置のエンジン及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に 0.5m 以上間隔を保つこと。
- キ エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。
- ク 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

※工事の進捗に伴い、比較的頻繁に給油場所を移動させなければならない場合で、危険物の取扱いが 10 日以内であって、かつ、①～④の要件に適合するときは、法第 10 条第 1 項ただし書に規定する仮取扱いとするのが適当である。(昭和 48 年 11 月 6 日消防予第 146 号)

なお、仮取扱いの承認にあたっては、次の事項に留意されたい。

- ・ 周囲の見やすい箇所に、仮取扱いの場所である旨及び仮取扱い承認番号、仮取扱いの期間、取扱う危険物の類別、品名、最大数量を記載した揭示板並びに防火に関し必要な事項を掲示した揭示板を掲げさせること。
- ・ 危険物の取扱いにあたっては、危険物取扱者が取り扱うか、又は危険物取扱者の立会いのもとに行わせること。

- (2) (1)によるもののほか、屋外タンクを専用タンクとする場合も、(1)と同様に取り扱うことができる。
なお、屋外タンクは次によること。

- ① タンクの容量は、20,000L 以下であること。
- ② タンクの位置、構造及び設備は、政令第 11 条に規定する屋外タンク貯蔵所の基準の例による。

6 レンタカーに給油する給油取扱所

次のような場合、自家用給油取扱所として取り扱って差し支えない。

(昭和 55 年 11 月 14 日消防危第 137 号)

- (1) 給油対象者は、設置者が所有し、管理し、又は占有するレンタカーである。
- (2) 給油設備は、簡易タンク 1 基である。
- (3) 給油した油の代金は、レンタカーを借りた人から徴収するものである。

7 自家用給油取扱所の範囲について

次のような場合、自家用給油取扱所として認められる。

(昭和 58 年 11 月 7 日消防危第 106 号)

トラックを所有する各社がトラック運送事業協同組合を組織し、この組合に加入する組合員（法人及び個人）が所有し、管理し、又は占有するトラックに給油するため、トラック運送事業協同組合の事業所と同一敷地内に同組合理事長（組合員の代表）が所有し、管理する給油取扱所を設置し、給油した代金は組合が月末に各組合員から徴収する。

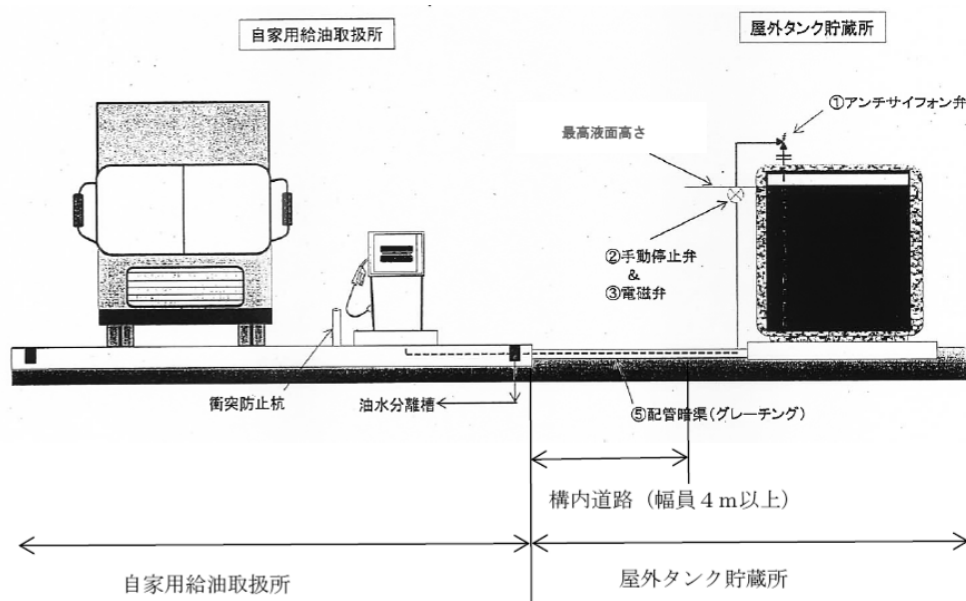
8 自家用給油取扱所に敷地外の屋外タンク貯蔵所を接続する場合

(平成 27 年 4 月 24 日消防危第 91 号)

自家用給油取扱所に専用タンクを設けず、当該自家用給油取扱所の敷地外に特殊な屋外タンク貯蔵所を設け、当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクを固定給油設備と接続する際は、当該自家用給油取扱所については、次の条件を満たすことで、政令第 23 条を適用し、認めても差し支えない。

- (1) 自家用給油取扱所に接続する屋外貯蔵タンクは消防危第 91 号通知の別紙に定めるものであること。

- (2) 1の屋外貯蔵タンクは、当該自家用給油取扱所以外の施設に危険物を供給しないこと。
 (3) 当該自家用給油取扱所及び屋外タンク貯蔵所を一体的に維持管理（一体的に定期点検を行うことを含む。）できること。
 (4) 施設概要については、消防危第91号通知の別添によるものであること。



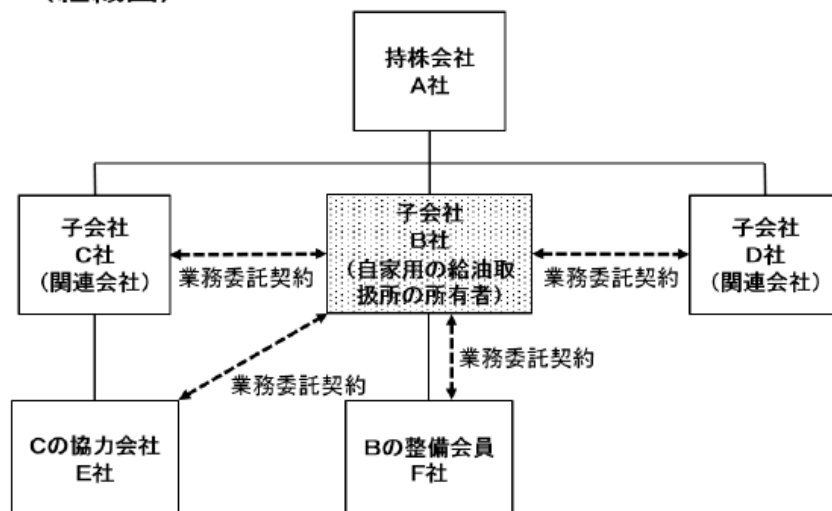
9 業務委託契約を締結し、協力的会社が自家用給油取扱所を使用する場合

(平成31年4月19日消防危第81号)

下図のように、持株会社であるA社の子会社であるB社が自家用給油取扱所の所有者となっており、B社と関連会社（C社、D社）や協力的会社（E社）、整備会員（F社）との間で、企業間の車両管理及び給油に関する業務委託契約を締結し、関連会社等の自動車1台ごとにB社が給油カードを発行して、B社の管理の下に自家用給油取扱所において給油を行う。また、当該給油取扱所において、不特定の車両への給油は行わず、持株会社制に移行する前と実態としては変わらない。

このような場合について、B社の給油取扱所を自家用の給油取扱所として認められる。

(組織図)



第 8 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例（令 1 7 - 4）**1 法令の適用**

メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所について、規則第 2 8 条 2 から第 2 8 条の 2 の 3 までに特例を定めていない事項は、政令第 1 7 条第 1 項から第 3 項までの基準が適用になるものである。当該基準は、Ⅰ「屋外営業用給油取扱所」、Ⅱ「屋内給油取扱所」の例によること。

2 用語の定義

（平成 6 年 3 月 25 日消防危第 28 号（以下「2 8 号通知」という。））、平成 24 年 1 月 11 日消防危第 2 号（以下「2 号通知」という。））

メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所とは、第 4 類のうちメタノール若しくはメタノールを含有するもの（以下「メタノール等」という。））、または第 4 類のうちエタノール若しくはエタノールを含有する物（エタノール等）という。）を自動車燃料タンクに直接給油するための取扱所である。
（規則第 2 5 条の 2 第 1 号イ）

なお、メタノールを含有する燃料を給油取扱所において取り扱う場合には、メタノールの含有率にかかわらず、位置、構造及び設備が危険物の規制に関する政令第 1 7 条第 4 項に規定する技術上の基準に適合している給油取扱所において行うことが必要であり、当該基準に適合しない給油取扱所で取り扱うことは、消防法に違反するものであること。

（平成 11 年 8 月 3 日消防危第 72 号）

(1) メタノールを含有するものに関する事項

（2 8 号通知）

第 4 類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものであること。

(2) エタノールを含有するものに関する事項

（2 号通知）

令第 1 7 条第 4 項に規定するエタノールを含有するものとは、エタノールを含有する第 4 類の危険物の総称であり、平成 2 0 年 3 月 2 4 日付消防危第 4 4 号で運用基準を示している E 3（エタノール 3 % 含有ガソリン）についても、エタノールを含有するものに含まれるものであること。

(3) E T B E を含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について

- ① バイオエタノールの一種である E T B E（エチルターシャリーブチルエーテル）をガソリンに混合したものは、令第 1 7 条第 4 項に規定するエタノールを含有するものには含まれないものであること。
（2 号通知）
- ② 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格に適合し、販売されている E T B E を含有したガソリンについては、第 4 類第 1 石油類（消防法別表第 1 備考第 1 2 号のガソリン）に該当するものであること。
- ③ 給油取扱所において E T B E を含有したガソリンの貯蔵・取扱いを行う場合には、通常のガソリンと同様の技術上の基準によるものとする。

（②、③ 平成 20 年 3 月 24 日消防危第 45 号）

(4) 「揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）」の規定する規格に適合したエタノールを含有するものについて

当該法律の規格に適合し、販売されるエタノールを含有するものについては、当該法律において揮発油と位置づけられるが、当該揮発油を取り扱う給油取扱所については、政令第 1 7 条第 4 項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されるものであること。

（2 号通知）

メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	メタノール等の給油取扱所	メタノールを取り扱う給油取扱所（規則第 2 8 条の 2）
		メタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所（規則第 2 8 条の 2）
	エタノール等の給油取扱所	エタノールを取り扱う給油取扱所（規則第 2 8 条の 2 第 2 項）
		エタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所（規則第 2 8 条の 2 第 3 項）

3 メタノール等を取り扱う屋外給油取扱所（規則第 2 8 条の 2 第 1 項）

メタノール等（メタノール及びメタノールを含有するもの）を取り扱う給油取扱所に係る政令第 1 7 条第 4 項の規定による第 1 7 条第 1 項に掲げる基準を超える特例は、規則第 2 8 条の 2 第 1 項各号によるほか、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について（通知）」（平成 6 年 3 月 25 日消防危第 28 号）第 2 の基準によること。

4 エタノールを取り扱う屋外給油取扱所（規則第 2 8 条の 2 第 2 項）

エタノールを取り扱う給油取扱所に係る政令第 1 7 条第 4 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準を超える特例は、規則第 2 8 条の 2 第 1 項（第 3 号を除く。）の例による。

その運用については、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について（通知）」（平成 6 年 3 月 25 日消防危第 28 号）第 2 の例 によること。
(2 号通知)

5 エタノールを含有するものを取り扱う屋外給油取扱所（規則第 2 8 条の 2 第 3 項）

第 4 類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る政令第 1 7 条第 4 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準を超える特例は、規則第 2 8 条の 2 第 3 項各号によるほか、「エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について（通知）」（平成 24 年 1 月 11 日消防危第 2 号）第 2. 2 によること。

6 メタノール等を取り扱う屋内給油取扱所（規則第 2 8 条の 2 の 2）

メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る政令第 1 7 条第 4 項の規定による同条第 2 項に掲げる基準を超える特例は、規則第 2 8 条の 2 の 2 第 1 項各号によるほか、前 3 「メタノール等を取り扱う屋外給油取扱所」の基準によること。

7 エタノールを取り扱う屋内給油取扱所（規則第 2 8 条の 2 の 2 第 2 項）

エタノールを取り扱う給油取扱所に係る政令第 1 7 条第 4 項の規定による同条第 2 項に掲げる基準を超える特例は、規則第 2 8 条の 2 の 2 第 1 項（第 3 号を除く。）の例による。

その運用については、前 4 「エタノールを取り扱う屋外給油取扱所」の基準によること。

8 エタノールを含有するものを取り扱う屋内給油取扱所（規則第 2 8 条の 2 の 2 第 3 項）

第 4 類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る政令第 1 7 条第 4 項の規定による同条第 2 項に掲げる基準を超える特例は、規則第 2 8 条の 2 の 2 第 3 項各号に掲げるもののほか、前 5 「エタノールを含有するものを取り扱う屋外給油取扱所」の基準によること。

9 メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所、自家用給油取扱所（規則第 2 8 条の 2 の 3）

メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油取扱所（圧縮水素充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び自家用給油取扱所に限る。）に係る政令第 1 7 条第 4 項の規定による同条第 3 項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

(規則第 2 8 条の 2 の 3 第 1 項)

			適用条項
規則第 28 条の 2 の 3 第 2 項	屋外	メタノール等を取り扱う給油取扱所	規則第 2 8 条の 2 第 1 項
		エタノールを取り扱う給油取扱所	規則第 2 8 条の 2 第 2 項
		エタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所	規則第 2 8 条の 2 第 3 項
規則第 28 条の 2 の 3 第 3 項	屋内	メタノール等を取り扱う給油取扱所	規則第 2 8 条の 2 の 2 第 1 項
		エタノールを取り扱う給油取扱所	規則第 2 8 条の 2 の 2 第 2 項
		エタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所	規則第 2 8 条の 2 の 2 第 3 項

※基準については、前 3 ～前 8 によること。

10 消火設備

- (1) メタノールを取り扱う給油取扱所に第四種の消火設備（大型消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とすることが望ましいこと。(★)
(28号通知)
- (2) E 3 及び E 1 0 を取り扱う給油取扱所に設置する消火設備については、次のとおりとすること。
ただし、E 1 0 よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所にあつては、個別に確認のうえ判断すること。(2号通知)
 - ア E 3 及び E 1 0 を取り扱う給油取扱所に泡を放射する消火器を設置する場合、当該消火器の泡消火薬剤は、耐アルコール型のものとすること。
 - イ E 1 0 を取り扱う給油取扱所に設置する第 3 種の固定式の泡消火設備にたん白泡消火薬剤を用いる場合にあつては、耐アルコール型のものとすること。

11 警報設備

- メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノール又はエタノールの火炎が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災警報装置を設置することが望ましいこと。(★)
(2号通知、28号通知)

12 その他

- (1) メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油取扱所の取扱いの技術上の基準に関しては、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について（通知）」（平成 6 年 3 月 25 日消防令第 28 号）第 3 によること。
- (2) エタノール等を貯蔵し、又は取り扱う設備・機器等については、腐食等劣化の状況に留意して日常点検及び定期点検を実施するとともに、異常が認められたとき等には、速やかに修理・交換等を行うこと。特に、エタノール等と直接接するゴム製又はコルク製のパッキン等、強化プラスチック製の地下貯蔵タンクや配管については、念入りに点検を実施し安全性の確認を行うこと。
(2号通知)
- (3) 改正政令及び改正省令の施行に伴い、既設の E 3 を取り扱う給油取扱所は新たに令第 1 7 条第 4 項の給油取扱所に変更されることとなるため、立入検査等を活用して当該給油取扱所の施設状況を把握した上で、位置、構造及び設備の基準に係る区分を変更すること。
当該給油取扱所の位置、構造及び設備並びに貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び指定数量の倍数等に変更が生じることはないことから、当該給油取扱所の所有者等に当該区分の変更に係る届出を行わせる必要はないものであること。(2号通知)
- (3) ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められないものであること。(2号通知)

第 9 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の基準の特例（令 1 7 - 5）

1 定義

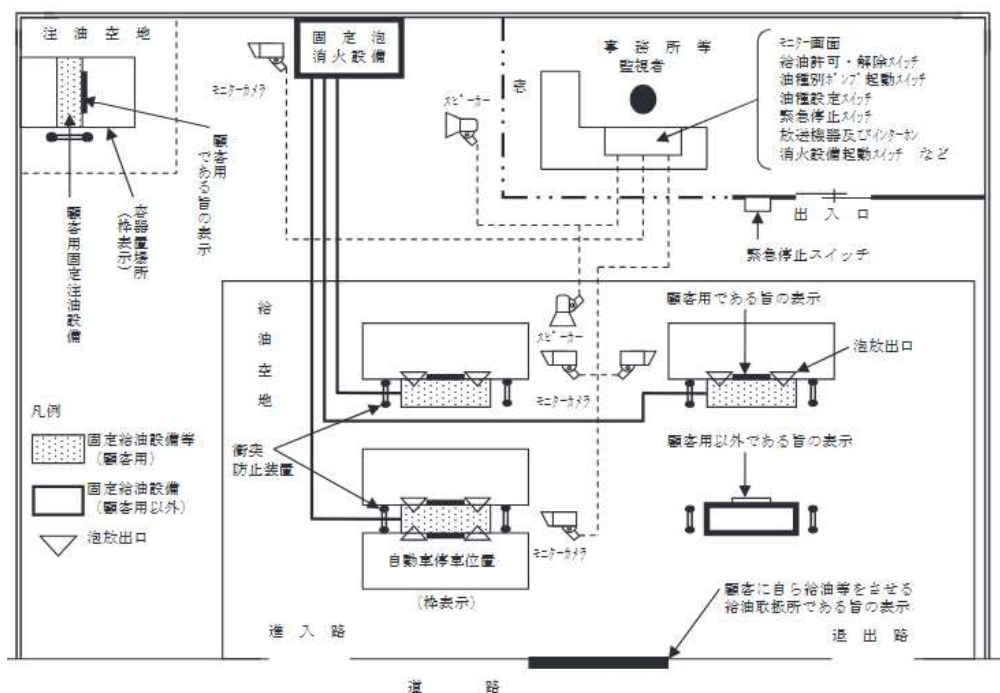
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所である。

（規則第 2 8 条の 2 の 4）

この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。

なお、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させること、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものへの給油は行えないものであること。

（平成10年 3 月 13 日消防危第25号、令和 5 年 3 月 24 日消防危第63号）



2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における危険物の取扱い等に係る留意事項

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、政令第 2 7 条第 6 項第 1 号に掲げる給油取扱所の取扱いの基準（ヨを除く）の規定の例による他、以下のとおりとする。

（政令第 2 7 条第 6 項第 1 の 3 号、規則第 4 0 条の 3 の 1 0、平成10年 3 月 13 日消防危第25号）

- (1) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を使用して顧客自らによる給油又は容器への詰め替えを行わないこと。（規則第 4 0 条の 3 の 1 0 第 1 号）

顧客用固定注油設備以外の固定注油設備を使用して顧客自らによる容器への詰め替えを行わないこと。（規則第 4 0 条の 3 の 1 0 第 1 の 2 号）

顧客用固定給油設備等を使用して従業者による給油等を行うことは差し支えないものであること。（平成10年 3 月 13 日消防危第25号）

- (2) 顧客用固定給油設備の一回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の一回の注油量及び注油時間の上限をそれぞれ顧客の一回当たりの給油量及び給油時間又は注油量及び注油時間を勘案し、適正な数値に設定すること。（規則第 4 0 条の 3 の 1 0 第 2 号）

この場合、顧客用固定給油設備の設定値は、大型トラック専用の給油取扱所等以外の給油取扱所にあつては、給油量についてはガソリンの場合 6 0 リットル、軽油の場合 1 0 0 リットルを、給油時間については 4 分を標準とすること。また、顧客用固定注油設備の設定値は、注油量については 6 0 リットル、注油時間については 4 分を標準とすること。

（平成10年 3 月 13 日消防危第25号）

- (3) 次に定めるところにより顧客の給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。（規則第 4 0 条の 3 の 1 0 第 3 号）

当該監視等は、法第 13 条第 3 項に規定する危険物取扱者の立会いとして実施するものであること。従って、当該監視等を行う者は、甲種又は乙種の危険物取扱者である必要があること。なお、同時に複数の従業者により監視等を行う場合には、そのうちの 1 名を危険物取扱者とし、その他の従業者は当該危険物取扱者の指揮下で監視等を行うこととして差し支えないこと。監視等を行う危険物取扱者は当該給油取扱所の設備等を熟知している者であるとともに、その他の従業者も危険物の性質、火災予防・消火の方法等に関する知識を有するとともに、当該給油取扱所の設備等を熟知している者であること。
(平成10年 3 月13日消防危第25号)

① 顧客の給油作業等を直視等により適切に監視すること。

監視は、直視を基本とするが、車両等により死角となる場合には、モニターカメラの映像等によること。

また、可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。
(令和 2 年 3 月27日消防危第87号)

② インターホン及び放送機器を用いて、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。

③ 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハ又は同条第 7 号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

この場合、安全上支障のないことの確認には、給油作業においては、エンジンが停止されていること、自動車の燃料タンクへの給油であること（ガソリンを容器へ詰め替えるものでないこと）等の確認が、容器への詰め替え作業においては、容器が適法なものであること等の確認が含まれること。

④ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハ又は同条第 7 号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

ただし、給油作業が終了した場合において、自動的にホース機器への危険物の供給を停止する制御装置にあっては、手動による操作は必要ないこと。

⑤ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第 28 条の 2 の 5 第 6 号ニ又は同条第 7 号ロに規定する制御装置によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

非常時その他安全上支障があると認められる場合とは、火災及び漏えいの発生を覚知した場合のほか、給油作業中等に、③の火気のないことその他安全上支障のない状態が維持されなくなり、火災等の発生の危険性が切迫していることが認められる場合を含むこと。なお、当該事態に至らないよう、②のインターホン若しくは放送機器又は④の制御装置（許可解除スイッチ）を用いることにより、危険回避に努めるべきであること。

⑥ 第 28 条の 2 の 5 第 6 号ホに規定する顧客と容易に会話できる装置等により顧客の給油作業等について必要な指示を行うこと。

⑦ 火災を覚知した場合には、起動装置により固定消火設備を起動する等、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

⑧ コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めてよい

(平成10年10月13日消防危第90号)

また、コンビニエンスストアが併設された顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、監視者がレジ業務を兼務する場合、監視者との従業員とを区別するため、監視者には異なる制服等を着用させる必要はない。
(平成31年 4 月19日消防危第81号)

3 留意事項

燃料の吹きこぼれ対策及び静電気火災の防止対策については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について」（平成19年 3 月16日消防危第61号）によること。

3 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る令第17条第5項の規定による同条第1項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。(規則第28条の2の5)

(1) セルフの表示

車両進入する際の見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること。(規則第28条の2の5第1号)

この場合の表示方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯にはその旨を表示すること。(平成10年3月13日消防危第25号)

(2) 顧客用固定給油設備

顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（以下「顧客用固定給油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。(規則第28条の2の5第2号)

① 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

この場合において、当該手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズル（ラッチオープンノズル）にあつては、次によること。

(規則第28条の2の5第2号イ～ロ、平成10年3月13日消防危第25号)

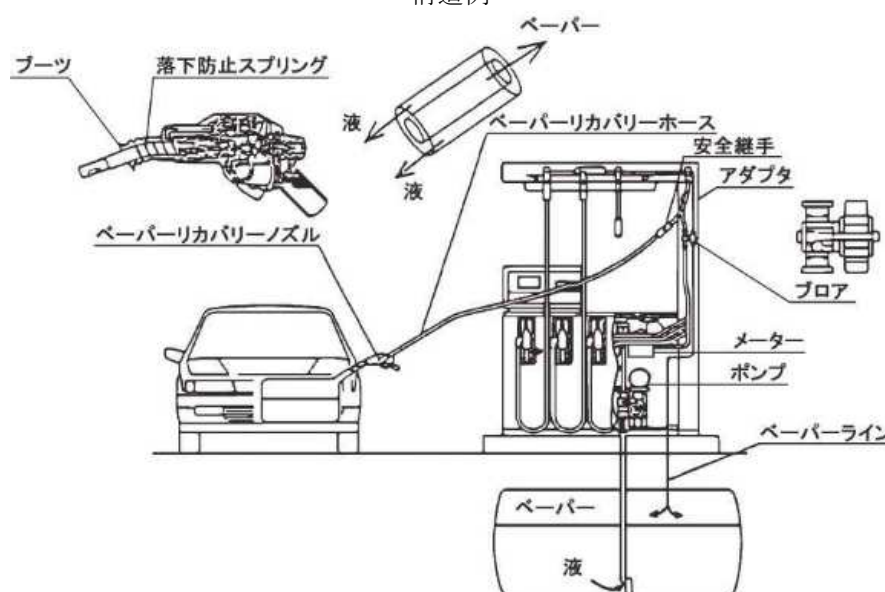
ア 給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとする。これは、ポンプ起動時等における給油ノズルからの危険物の不慮の噴出を防止するものである。構造の具体的な例としては、給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造や、給油ノズルの手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造等があること。

イ 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。構造の具体的な例としては、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。

ウ 引火点が40℃未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置を設けること。

当該装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造等を有するものがあること。燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

構造例



(送油管及び蒸気回収管に取り付けられたフロアが給油時に働き、蒸気を回収するもの。)

- ② 引火点が40℃未満の危険物を取り扱う給油ノズルは、給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造のものとすること。ただし、①ウに規定する可燃性の蒸気を回収する装置を設けた顧客用固定給油設備については、この限りでない。

(規則第28条の2の5第2号ハ)

- ③ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとするとともに、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。

(規則第28条の2の5第2号ニ)

この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15リットル毎分程度（軽油専用で吐出量が60リットル毎分を超える吐出量のものにあつては、25リットル毎分程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

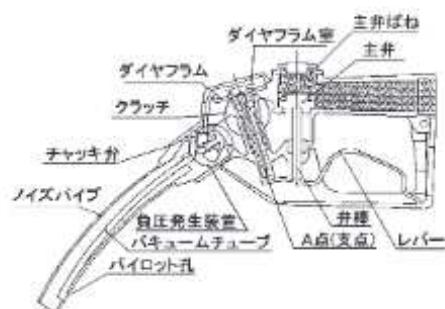
なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(平成10年3月13日消防危第25号)

「自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置」とは、スプラッシュガード（ガソリン等が吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐためのつば状の部品）を設置すること等が挙げられる。

(平成19年3月16日消防危第61号)

1 給油前の状態及び各部の名称



満量停止制御装置の構造例

2 給油時の状況



- (1) レバーを引き上げるとクラッチがロックされていることから、A点を支点として弁棒を押し上げて主弁が開く。
- (2) 液は主弁を通過してチャッキ弁を押して流出される。
- (3) この時、真空発生装置より真空が発生するが、パイロット孔より空気が補給されるため、ダイヤフラム室への真空は高くない。

3 オートストップ機構作動後の状況



- (1) 液面が上昇しパイロット孔を塞ぐと、空気の補給がなくなり真空は急激に高まる。
- (2) ダイヤフラム室のダイヤフラムは真空によって上方へ移動しクラッチのロックが解除されレバーは支点を失う。
- (3) 主弁バネの力により主弁が閉じ、液の流れは止まる。
- (4) レバーを元の位置に戻すと、給油前の状態に戻り、次の給油に備える。

- ④ 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 2 号ホ)

構造の具体的な例としては、給油ホースの途中に緊急離脱カプラーを設置するものがある。緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

- ⑤ ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造のものとすること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 2 号へ)

構造例としては、次のものがある。なお、ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停車位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）にあっては、誤給油を有効に防止するための構造を有しているとみなされるものであること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

ア コンタミ（Contaminationの略）防止装置

給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定し（ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。）、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造のもの。

イ 油種別ポンプ起動

顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造のもの。

ウ その他

(ア) 監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種設定をする構造のもの。

(イ) 顧客が自ら固定給油設備で油種設定をする構造のもの。

- ⑥ 1 回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとすること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 2 号ト)

当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

- ⑦ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとすること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 2 号チ)

なお、地震を感知する感震器は、震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するのであること。また、感震器は、顧客用固定給油設備等又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

(3) 顧客用固定注油設備

顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（以下「顧客用固定注油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 3 号)

- ① 注油ホースの先端部に開放状態で固定できない手動開閉装置を備えた注油ノズルを設けること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 3 号イ)

当該注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とすること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

- ② 注油ノズルは、容器が満量となったときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとすること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 3 号ロ)

「自動的に停止する構造のもの」とは、1 5 L 毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであり、機能した場合にあっては、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、

再び注油を開始することができない構造であること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

- ③ 1 回の連続した注油量及び注油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとすること。
(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 3 号ハ)

なお、構造等については、上記(2)⑥と同様とすること。(平成10年 3 月13日消防危第25号)

- ④ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとすること。
(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 3 号ニ)

なお、感震器の機能等については、上記(2)⑦と同様とすること。
(平成10年 3 月13日消防危第25号)

- ⑤ 注油ノズルは、導電性を確保すること。(可燃性蒸気回収装置を備えているものを除く。)
(平成19年 3 月16日消防危第61号)

- ⑥ 注油ノズルには、スプラッシュガード(灯油又は軽油が吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐためのつば状の部品)を設置すること。(★)

(4) 自動車等の衝突を防止するための措置

固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、次に定める措置を講ずること。ただし、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に当該固定給油設備若しくは固定注油設備又は簡易タンクが設置される場合にあつては、この限りでない。(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 4 号)

- ① 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 4 号イ)

ア 当該措置としては、車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等から緩衝空間が確保されるよう、ガイドポール又は高さ 1 5 0 mm 以上のアイランドを設置するものがあること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

イ 懸垂式の固定給油設備等は、衝突防止措置を要しない。

- ② 固定給油設備及び固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備及び固定注油設備にあつては、ホース機器。以下同じ。)が転倒した場合において当該固定給油設備及び固定注油設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏洩の拡散を防止するための措置を講ずること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 4 号ロ)

当該措置の例としては、次のものがある。

ア 立ち上がり配管遮断弁の設置

一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断する構造のもので、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

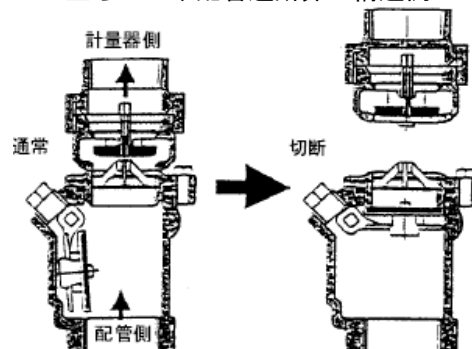
イ 立ち上がり配管逆止弁の設置(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。)

転倒時にも機能する構造のもので、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

ウ 懸垂式の固定給油設備等は、転倒防止措置を要しない。

立ち上がり配管遮断弁の構造例



- (5) 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。
(規則第28条の2の5第5号)

- ① 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備には、それぞれ顧客が自ら自動車等に給油することができる固定給油設備又は顧客が自ら危険物を容器に詰め替えることができる固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示するとともに、その周囲の地盤面等に自動等の停止位置又は容器の置き場所等を表示すること。
(規則第28条の2の5第5号イ)

この場合、顧客用である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

また、普通自動車等の停止位置として長さ5m、幅2m程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2m四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

(平成10年3月13日消防危第25号)

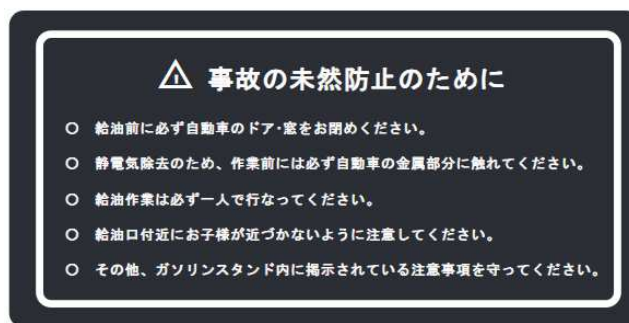
- ② 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、その給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、危険物の品目の表示は、次の表の左覧に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示するとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に彩色を施す場合には、それぞれ同表の右欄に定める色とすること。

(規則第28条の2の5第5号ロ)

この場合において、使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等の保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

保安上必要な事項の表示例

⚠ 危険			⚠ 警告
			
エンジン停止	火気厳禁	充電への給油禁止	油種確認



彩色には無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。なお、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えないものであること。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うことが望ましいものであること。
(平成10年3月13日消防危第25号)

取 り 扱 う 危 険 物 の 種 類	文 字	色
自動車ガソリン (J I S K 2 2 0 2 「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。)	「ハイオクガソリン」 又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン (E 1 0 ガソリン) (J I S K 2 2 0 2 「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号 (E) に限る。)	「ハイオクガソリン」 (E) 又は「ハイオク」 (E)	ピンク
自動車ガソリン (J I S K 2 2 0 2 「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。)	「レギュラーガソリン」 又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン (E 1 0 ガソリン) (J I S K 2 2 0 2 「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号 (E) に限る。)	「レギュラーガソリン」 (E) 又は「レギュラー」 (E)	紫
軽 油	「軽油」 「プレミアム軽油」	緑 黄緑
灯 油	「灯油」	青

※ バイオエタノールをガソリンに混合した燃料について、E 3 ガソリンはエタノール含有量 3 % であるため、1 号又は 2 号に該当し色は黄色又は赤色とすること。(★)

- ③ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を設置する場合にあっては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備又は固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示すること。
(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 5 号ハ)

この場合、表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。
(平成10年 3 月13日消防危第25号)

(6) 制御卓

顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業（以下「顧客の給油作業」という）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を、次に定めるところにより設けること。
(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 6 号)

- ① 制御卓は、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接監視できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる位置に制御卓を設置する場合にあっては、この限りでない。
(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 6 号イ)

この場合、「直接視認できる」とは、給油される自動車等がない場合において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

上記によるほか、次により指導すること。(★)

ア 一の制御卓で 1 人の監視者が全ての顧客用固定給油設備等を監視できる視野の範囲は、概ね180°以内を目安とする。

イ 一の制御卓から最遠の顧客用固定給油設備等までの視認距離は、概ね 2 0 m 程度を目安とする。

- ② 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備及び固定注油設備の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。
(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 6 号ロ)

この場合、監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイが想定されるものであり、視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいうものであること。
(平成10年 3 月13日消防危第25号)

- ③ 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けること。
(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 6 号ハ)

制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあつては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

※ 当該制御装置の設置について、監視の強化（監視員の増員等）、緊急停止釦の強化（遠隔操作等）、漏洩防止策（ノズルの改造等）等の代替え措置による免除は認められない。

(平成28年 3 月 1 日消防危第37号)

- ④ 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 6 号ニ)

「火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所」とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

なお、当該制御装置には、緊急停止スイッチである旨を表示するよう指導すること。(★)

- ⑤ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所の全ての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

(規則第 2 8 条の 2 の 5 第 6 号ホ)

ア 「顧客と容易に会話することができる装置」とは、インターホンがあること。インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。また、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に設置すること。(平成10年 3 月13日消防危第25号)

イ 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を、顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いることができる。ただし、有線放送等よりも指示の放送が優先されるものであること。(平成10年10月13日消防危第90号)

- ⑥ 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができるものであること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

- ⑦ 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、全ての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

(平成10年 3 月13日消防危第25号)

- (7) 顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器を設ける場合にあつては、次に定めるところによること。

(令和 2 年 3 月27日消防危第87号)

- ① 可搬式の制御機器には、前(6)、③に規定する制御装置を設けること。
- ② 可搬式の制御機器には、前(6)、④に規定する制御装置を設けること。
- ③ 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう設定することが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置すること。
- ④ 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、前③の範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。
- ⑤ 運用に係り、必要な事項を予防規程に明記すること。(内容は当該通知を参照すること。)

- (8) 給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する A I システム

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型 A I システムの導入に向けた実証実験の実施について」(令和 6 年 3 月29日消防危第75号)、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(令和 6 年 9 月24日消防危第279号)によること。

4 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋内給油取扱所のうち上階を有するもの（以下「一方開放型上階付き屋内給油取扱所」という。）を除く。）の消火設備の技術上の基準は以下のとおりとする。（平成10年 3 月13日消防危第25号、平成24年 3 月30日消防危第91号）

- (1) 第三種の固定式の泡消火設備を危険物（引火点 4 0 度未満のもので顧客が自ら取り扱うものに限る。）を包含するように設置すること。（規則第 3 3 条第 1 項第 6 号及び第 2 項第 1 号）
当該泡消火設備には、予備動力源を付置する必要はないものであること。

（規則第 3 2 条の 6 第 4 号ただし書）

当該泡消火設備の設置に関しては、規則及び第 1 5 章「消火・警報・避難設備の基準」Ⅱ「消火設備の基準」によること。

なお、当該泡消火設備の泡放出量及び水源の水量については、告示第18条第 1 項第 2 号及び第 2 項に規定されているが、一の自動車等の停車位置ごとの必要な放出量を確保するため、一の泡放出口の放出量を、水平放出方式にあっては 7. 4 L/分以上、下方放出方式にあっては 2 2. 2 L/分以上となるようにした場合、告示第 1 8 条第 2 項第 1 号に定める泡水溶液の量は、水平放出方式の場合にあっては 7 4 L 以上、下方放出方式の場合にあっては、2 2 2 L 以上の量となること。（平成10年 3 月13日消防危第25号）

- (2) 第四種の消火設備をその放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物（第三種の泡消火設備により包含されるものを除く。）を包含するように設置するとともに、第五種の消火設備をその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値の 5 分の 1 以上になるように設置すること。

（規則第 3 3 条第 2 項第 3 号の 3）

- (3) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（一方開放型上階付き屋内給油取扱所に限る。）の消火設備の技術上の基準は、一般の一方開放型上階付き屋内給油取扱所の消火設備の技術上の基準によるものであること。

- (4) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の警報設備及び避難設備の技術上の基準は、一般の給油取扱所の警報設備及び避難設備の技術上の基準によるものであること。

- (5) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備の点検方法について（平成31年 4 月19日消防期第81号）

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に 設置されているパッケージ型固定泡消火設備の定期点検については、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成 3 年 5 月 2 8 日付消防危第 4 8 号）別記 1 1－3 の泡消火設備点検表により点検することとされているが、このうち泡放出口の機能の適否に関する点検を、水又は不活性ガスの放射により確認することとして差し支えない。

5 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所

顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の特例基準については、規則第 2 8 条の 2 の 5 の規定の例（第 4 号中簡易タンクに係る部分を除く。）によるものとする。

基準については、前 3 「顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準」、前 4 「消火設備、警報設備及び避難設備の基準」によること。

6 顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所、自家用給油取扱所

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所及び自家用給油取扱所に該当するものに限る。）に係る令第 1 7 条第 5 項の規定による同条第 3 項（圧縮天然ガス等充填設備及び自家用給油取扱所の特例基準）に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

（規則第 2 8 条の 2 の 7 第 1 項）

(1) 形態による区分

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	屋外給油取扱所
		屋内給油取扱所
	圧縮水素充填設備設置給油取扱所	屋外給油取扱所
	自家用給油取扱所	屋外給油取扱所 屋内給油取扱所

※顧客に自ら給油等をさせる自家用の給油取扱所としては、例としてレンタカー営業所の構内に設置される自家用給油取扱所等が想定される。（平成10年 3 月13日消防危第25号）

(2) 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所

顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所（圧縮天然ガス等充填設備設置、圧縮水素充填設備設置、自家用 ※(4)のものを除く。）については、規則第 2 8 条の 2 の 5 の基準（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所）によること。

（規則第 2 8 条の 2 の 7 第 2 項）

※圧縮天然ガス等充填設備設置、圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、規則第 2 8 条の 2 の 5 第 4 号イを除く。

(3) 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所

顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所（圧縮天然ガス等充填設備設置、圧縮水素充填設備設置、自家用 ※(4)のものを除く。）については、規則第 2 8 条の 2 の 6 の基準（顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所）によること。

（規則第 2 8 条の 2 の 7 第 3 項）

※圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、規則第 2 8 条の 2 の 5 第 4 号イを除く。

(4) 圧縮天然ガスタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する給油取扱所

顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所で圧縮天然ガスタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置するものについては、次によること。

（規則第 2 8 条の 2 の 7 第 4 項、第 5 項）

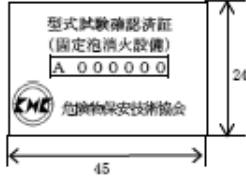
屋外給油取扱所	規則第 2 8 条の 2 の 5（同条第 4 号イのほか、固定給油設備（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油ノズル、給油ホース及び配管に限る。）にあっては、同条第 2 号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合させること。
屋内給油取扱所	規則第 2 8 条の 2 の 6（上記屋外給油取扱所における規定と同内容）の規定に適合させること。

(5) 顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所、自家用給油取扱所の消火設備、警報設備及び避難設備の基準については、前第 9 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準」 4 「消火設備、警報設備及び避難設備の基準」によること。

7 その他留意事項（平成10年 3 月13日消防危第25号）

(1) 既設の令第 17 条第 1 項から第 4 項までの給油取扱所を変更して顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とする場合には、変更の許可及び完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められる必要があるとともに、予防規程の変更の認可を受ける必要があること。

- (2) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の設置又は変更の許可及び完成検査に関する市町村長等の審査・検査事務の効率化の一助とするため、危険物保安技術協会において実施されている「固定給油設備及び固定注油設備の型式試験確認業務」の区分に、「セルフサービス用固定給油設備等」及び「固定給油設備等を構成する設備（給油ホース等の先端に設ける給油ノズル等、給油ホース等、立ち上がり配管遮断弁、セルフサービスコンソール（制御装置）及び固定給油設備等本体）」が追加されるとともに、新たに「パッケージ型固定泡消火設備」の試験確認業務が実施されることとなり、適合品にはそれぞれ次表に示す試験確認済証が貼付されることとなった。顧客用固定給油設備等の設置、取替に際しては「セルフサービス用固定給油設備等」の試験確認結果を、従来の固定給油設備等の顧客用固定給油設備への改造等に際しては使用される部品に関して「固定給油設備等を構成する設備」の試験確認結果を、消火設備の設置に際しては「パッケージ型固定泡消火設備」の試験確認結果を活用して差し支えないものであること。

型式確認等の種類		型式確認済証等の様式例（単位 mm）	
固定給油設備等	セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等		地色：黒色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
	セルフサービス用固定給油設備等		地色：赤色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
固定給油設備等本体	セルフサービス用固定給油設備等本体以外の固定給油設備等本体		地色：黒色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
	セルフサービス用固定給油設備等本体		地色：赤色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
固定給油設備等を構成する設備（給油ノズル等、給油ホース等、立ち上がり配管遮断弁、セルフサービスコンソール）	セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等に用いることができるもの		地色：黒色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
	セルフサービス用固定給油設備等に用いることができるもの		地色：赤色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
パッケージ型固定泡消火設備	パッケージ型固定泡消火設備（水平放出方式、下方放出方式）		地色：黒色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
	泡放出口（水平放出方式）		地色：黒色 マーク：消銀色
	泡放出口（下方放出方式）		地色：赤色 マーク：消銀色

第 1 0 単独荷卸しを行う給油取扱所**1 単独荷卸しについて**

危険物取扱者の立会なしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者（乗務員）が単独で荷卸しすることをいい、運用については、「給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について」（平成30年3月30日消防危第44号）に基づき、指導すること。

なお、当該システムを採用する給油取扱所が作成する予防規程等（予防規程作成義務のない給油取扱所が作成する「単独荷卸し実施規定」を含む）については、危険物保安技術協会において実施した評価結果通知書を充てることができること。

また、単独荷卸しに係り運行管理者が運送業者の事務所等に常駐しない場合については、「危険物規制事務に関する執務資料」（令和5年11月20日消防危第327号）によること。

第 1 1 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所**1 呼び出しに応じて給油等を行う場合**

通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である係員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油する場合をいい、運用については、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」（平成28年3月25日消防危第44号）に基づき、指導すること。